予　算　審　査　特　別　委　員　会　会　議　録

１　**開会年月日**

令和８年３月１２日（木）

２　**開会場所**

第一委員会室

３　**出席議員**（１７名）

委 員 長　　山　田　ひろこ

副委員長　　岡　崎　義　顕

理　　事　　ほかり　吉　紀

理　　事　　依　田　　　翼

理　　事　　高　山　かずひろ

理　　事　　浅　川　のぼる

理　　事　　田　中　香　澄

理　　事　　金　子　てるよし

理　　事　　上　田　ゆきこ

理　　事　　山　本　一　仁

委　　員　　のぐち　けんたろう

委　　員　　松　平　雄一郎

委　　員　　千　田　恵美子

委　　員　　田　中　としかね

委　　員　　品　田　ひでこ

委　　員　　海　津　敦　子

委　　員　　関　川　けさ子

４　**欠席議員**

な　　し

５　**委員外議員**

議　　長　　市　村　やすとし

副 議 長　　高　山　泰　三

６　**出席説明員**

成　澤　廣　修	区　長
佐　藤　正　子	副区長
加　藤　裕　一	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
新　名　幸　男	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
榎　戸　　　研	防災危機管理室長
髙　橋　征　博	区民部長
長　塚　隆　史	アカデミー推進部長
鈴　木　裕　佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢　島　孝　幸	地域包括ケア推進担当部長
多　田　栄一郎	子ども家庭部長
栗　山　　　仁	児童相談所長（児童相談担当部長）
矢　内　真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜　沼　秀　之	都市計画部長
小　野　光　幸	土木部長
木　幡　光　伸	資源環境部長
松　永　直　樹	施設管理部長
宇　民　　　清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉　田　雄　大	教育推進部長
渡　邊　　　了	監査事務局長
川　﨑　慎一郎	企画課長
菊　池　日　彦	政策研究担当課長
進　　　憲　司	財政課長
横　山　尚　人	広報戦略課長
畑　中　貴　史	総務課長
坂　田　賢　司	生活福祉課長
鈴　木　大　助	子育て支援課長
富　沢　勇　治	子ども施策推進担当課長
奥　田　光　広	幼児保育課長

足　立　和　也	子ども施設担当課長
大　戸　靖　彦	子ども家庭支援センター所長
佐　藤　武　大	児童相談所副所長（児童相談課長）
中　島　一　浩	生活衛生課長
大　武　保　昭	健康推進課長
小　島　絵　里	予防対策課長
市　川　健一郎	保健対策担当課長
大　塚　仁　雄	保健サービスセンター所長
真　下　　　聡	都市計画課長
前　田　直　哉	地域整備課長
村　田　博　章	住環境課長
川　西　宏　幸	建築指導課長
橋　本　淳　一	管理課長
村　岡　健　市	道路課長
髙　橋　　　彬	みどり公園課長
武　藤　充　輝	環境政策課長
有　坂　和　彦	リサイクル清掃課長
石　川　浩　司	文京清掃事務所長
阿　部　英　幸	施設管理課長
寺　崎　　　寛	保全技術課長
大　畑　幸　代	整備技術課長
熱　田　直　道	教育総務課長
宮　原　直　務	学務課長
内　山　真　宏	教育推進部副参事
山　岸　　　健	教育指導課長
藤　咲　秀　修	教育施策推進担当課長
日比谷　光　輝	児童青少年課長
木　内　恵　美	教育センター所長
猪　岡　君　彦	真砂中央図書館長
宮　部　義　明	選挙管理委員会事務局長

７　事務局職員

事務局長　　　　　佐久間　康　一

議事調査主査　　　杉　山　大　樹

議事調査主査　　　小松崎　哲　生

議事調査担当　　　平　尾　和　香

８　本日の付議事件

議案第67号　令和８年度文京区一般会計予算

ア　一般会計歳入

・５款「民生費」４項「児童福祉費」～６項「国民年金費」

・６款「衛生費」

・７款「都市整備費」

・８款「土木費」

・９款「資源環境費」

・10款「教育費」

午前　　９時５８分　開会

○山田委員長　おはようございます。皆様おそろいですので、定刻前でございますが、予算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況です。

委員は全員出席。そして、理事者の皆様ですが、関係理事者の方には御出席をいただいております。ただ、民生費の児童福祉費のところで出席予定だった新納児童相談援助担当課長は、児童相談所における相談対応業務及び一時保護施設運営業務等の現場対応のために欠席となります。

○山田委員長　それでは、昨日に引き続き、予算審査を行っていきます。

なお、各会派の残時間については、引き続き、サイドブックスに格納しておりますので、残時間表でどうぞ御確認ください。

それでは、民生費の４項児童福祉費から６項国民年金費、予算事項別明細書の216ページから235ページまでの部分となります。

それでは、浅川委員の質問からお願いいたします。

○浅川委員　おはようございます。私からは225ページなんですが、一番下のところの24番、こども家庭支援センター事業、そして続いて、次のページ、227ページの児童相談所事業ということで御質問させていただきたいと思います。

まず、225ページの(1)番ですね、このこども家庭相談事業、そして(2)の児童虐待防止対策事業ということで御質問させていただきます。

まず、１番のこども家庭相談事業においては、児童虐待専門相談や子どもと家庭に関する総合的な相談、子育てに関する支援を行うということですが、どのように事業を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

また、児童相談業務支援、児童相談業務支援ツール導入における児童虐待対応を中心とする相談業務に当たり、ＩＣＴ機器を活用した支援ツールを導入とありますが、どのような事業を展開していくのか伺います。

続けてですね、２番の児童虐待防止対策事業、これにおいては、児童虐待防止啓発や虐待防止の支援事業をどのように展開していくのかということを伺います。

○山田委員長　大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長　委員から御質問ありました、こども家庭相談事業についての内容についてでございますけれども、まず、この予算の中には、委員のほうからおっしゃられました専門相談員、またはＩＣＴを活用したですね、そういった取組というのが盛り込まれております。

具体的な例で言いますと、まず、相談につきましては、専門相談員が、例えば医師とか弁護士、そういった方が必ずついておりまして、その中で適切な支援を行っていく上での予算計上となっております。

それから、ＩＣＴの活用につきましては、こちらは来年度ですね、新たな区児相のＤＸ推進の一つであります児童相談業務支援ツールという、こちらの導入に合わせまして、子ども家庭支援センターも導入すると。この導入したことによりまして、具体的にはですね、区児相の福祉士と、それから子ども家庭支援センターの家庭支援ワーカーと共通のタブレットをまず持ちまして、訪問、面談、こういったときに一緒に緊密な連携を図っていくということ。このタブレット端末を入れることにつきましてはですね、事務の効率化とか、個人情報の漏えい防止の強化につなげていきたいというふうに考えております。

２点目といたしましては、児童虐待防止事業についてでございますけれども、こちらはですね、児童虐待防止マニュアルとか、いわゆる文京区の要保護児童対策地域協議会に係る関

係機関との連携、それから、大事なのは区児相との連携でございますけれども、児童虐待防止月間という企画展というのを行っておりまして、そういったところで周知の啓発を努めているところでございます。今年度の実績でいきますと、２日間で延べ500人の方の御来場をいただいたところでございますので、こういったところ、さらなる児童虐待防止の強化を図っていくために予算計上したというところでございます。

〇山田委員長　浅川委員。

〇浅川委員　ありがとうございます。今年度４月からですね、こども家庭支援センター、あと児童相談所が開設され、連携を深めて進めていっていると思うんですけれども、何かそのことについて課題とか、あるいは、今後こういうふうにしていったらいいなという展開みたいなものがもしあれば教えていただければと思いますけども。

〇山田委員長　大戸子ども家庭支援センター所長。

〇大戸子ども家庭支援センター所長　課題というかですね、私たちは、まず、支援を適切に行っていくということが重要な使命であると思っております。そういった中で、今、テレビ会議システムを使いまして、アクセスでちょっと距離感のある区児相と子ども家庭支援センターがリアルタイムで合同緊急受理会議を行う中で、迅速かつ適切に支援が行われているというところ、こういったところをより職員同士が緊密な関係をとって進めていくこと、それに向けた、今後、研修の強化とか、そういったものにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

〇山田委員長　浅川委員。

〇浅川委員　いろいろ連携して、初めてのことも多いと思うんですけれども、児童相談所とともに本当に頑張っていただければなというふうに思っていますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

　続きまして、227の今度は児童相談所さんのほうですね、こちらの運営全般についてお伺いしたいと思うんですけれども、まず、三つある項目をまとめてちょっと御質問したいと思うんですけれども、児童相談、(1)が児童相談所の運営で、(2)が児童入所施設措置費等で、(3)番目に社会的養護推進ということで、今年度の４月から本区の児童相談所が無事に開設し、先日の代表質問や歳入の審査でもお尋ねしましたが、児童相談所においては、日々様々な、しかも困難なケースの御相談に対応しているものと認識しております。まずは児童相談所の運営状況について、現在ではどれくらいの規模や数値で御相談を受けているのか伺いたいと思います。

〇山田委員長　佐藤児童相談所副所長。

〇佐藤児童相談所副所長　まず、児童相談所の相談状況についてでございますけれども、手元の速報値でございますが、この２月末現在での児童相談所の相談受理件数は1,510件でございまして、そのうち児童虐待相談として受理した件数は1,143件となってございます。このうち、都からの引継ぎケースの275件を含んでおりますけれども、児童虐待の御相談のほかにも、お子さんの非行に関する御相談、障害に関する御相談、育成に関する御相談など様々な分野について御相談を受けているという状況でございます。

〇山田委員長　浅川委員。

〇浅川委員　御報告ありがとうございます。状況がよく分かりましたけれども、これすごい数ですね。365日で割っちゃったらどのぐらいになるのというぐらい、これを、少なくはないでしょうけども、皆さんで相談を受けて、それを解決に向けて進めていくということがどれだけ大変かということがよく分かる、そういう件数でもあるんだなというふうに思いました。

　児童相談所における相談件数、今、お聞きしましたけども、思った以上に多いなというふうに実感しております。一つ一つの案件に対しても、非常に初期的な御相談もあれば、大変重たいケースもあろうかと思っております。児童相談所の対応の中で、子ども家庭支援センターさんとの連携の状況というんですかね、現状はどのように進んでいるのかを、まず伺いたいと思います。また、実際に区児相が開設されて、設置をしたことによる成果と言える部分はどのようなところにあるのか。そのあたりのことについてもお尋ねしたいと思います。

〇山田委員長　佐藤児童相談所副所長。

〇佐藤児童相談所副所長　まず、本年度の児童相談所の開設とともに、先ほど子ども家庭支援センター所長からもございましたＤＸ施策の一環として取り組んでおります、常時接続テレビ会議システムにおきまして、児童相談所と子ども家庭支援センターで行いました緊急受理会議の件数といいますのが、これまで369回となってございまして、これは先ほど委員がおっしゃっていただきましたように、現時点でいくと、１日に１回以上はテレビ会議を行っているというような状況となってございます。

　委員がおっしゃっていただきましたとおりですね、相談として入ってくる事案というのが、初期対応が必要なものから、もう初めから非常に複雑なケースというところまで混在しながら相談が入ってくるというところが児童相談所の状況でございますけれども、その１件１件について、両機関、子ども家庭支援センター、児童相談所で事情を細かに共有して、適切な役割分担の下で支援方針の決定に努めているところでございます。

　また、もう一つ、区児相が始まった上での成果と言える部分といたしましては、区児相開設前までは、子ども家庭支援センターが受け付け、エスカレーションが必要なものは東京都の児童相談所に送っていたというわけでございますけれども、事案を送った後で、都児相のほうで一義的に対応するというところになりますもので、その後の経過がなかなか区からは見えにくいというような声が関係機関の皆様からもありまして、そこにどうしても設置主体の自治体が違うというところから生じやすい課題に関するお話を伺っていたところでございます。そういったところからしますと、初期対応から緊急性の高い高度な対応、その後の再発防止というところ、広く児童相談体制の全体の流れが、区児相の設置によりまして、区の中で完結するというところによって、それぞれの機関による支援の見える化が図られて、関係機関とより迅速で適切な連携につながっていくという面が、区児童相談所を設置した成果のところの一つであると捉えているところでございます。

○山田委員長　浅川委員。

○浅川委員　今、369回、本当に寝る暇あるんですかね。本当、そのくらい大変だなと。特に重たい事例になると、いろいろな方も絡んでいらっしゃると思うんですけども、その中で、いろいろな御相談なり対処なりを考えていらっしゃると思うと、本当に大変なお仕事なんだなというふうに改めて感じます。

　この子家センとの連携や区児相の、今、おっしゃいました成果がよく分かりました。区児相の設置によって、先ほどもお話しした初期的なね、ケースから、大変重たい事案までが一貫して扱えるようになったということで、関係機関との連携による、いわゆる、何というんですかね、一層この見える化が、何というんですか、図られているのかなというふうに感じますけれども、それが成果があらわれていることが伝わってきたかなと。その見える化というのも非常に大事ですし、連携する子家センの方々とのタブレットを使った、何というんですか、御相談とかそういうのも含めて、前に進んでいるんだなということを改めて感じました。

　区児相を運営していくに当たりまして、今後の課題として捉えている部分、これはどのようなことなのか、そのあたりのことについても伺いたいと思います。

○山田委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　今後に向けた課題というようなところでございますけれども、児童相談所の運営というところで、本年度始まりました区の児童相談所のところでの実感といたしまして、お子さんを取り巻く問題の最終的な解決を図るための大変大きな法的権限を児童

相談所が持っているというところ。また、そのお子さんのその後の人生の大きな岐路に立ち会うというところも、我々職員とともにですね、非常に組織内で強く感じながら業務を務めているところでございます。

その中で、適切で組織的な判断をしていくというところに向けては、職員の一人一人が、その専門的な職務を熟知した上で、その知識・経験を適切に継承すると。児童相談所が継続的にお子さんたちの将来にわたって、より確かで、子どもたちがより安心できる支援を展開していく必要があると考えてございます。そのためには、専門性の高い人材育成はもとより、職員が自信を持って職務に当たることができる支援者支援の取組を着実に進めていき、児童福祉に通じた有為な人材を今後も適切に確保するというところ。また、将来的には、区の心理職、福祉職等、専門職が、児童相談所の現場も含めた上で、区の中での高度な部署、専門的な部署を異動しながら経験を積むというところで、児童相談所のみならず、それぞれの関係部署のより安定的で高度な組織運営に資する対応を図っていくというところが今後の大きな課題であると認識しているところでございます。

○山田委員長　浅川委員。

○浅川委員　今のお話、すごくよく分かりました。私も主任児童委員の仕事をしたときに、やはり相手方もいるので、御相談に行くのに、夜中の２時に来てくださいって言われたのをすごく今思い出しましてね。えっ、その時間じゃなきゃ駄目ですかと。いや、お仕事してるんで駄目ですと。で、２時に合わせて行って御相談をさせていただいて、その後、４時頃終わって、じゃあ、ゆっくり休んでくださいって言われたけど、いや、今日仕事なんだよなって。そういうようなね、せっぱ詰まった何か危機感というのがすごく伝わってきたんですね。もう何ていうんですかね、相談件数もそうですし、それぞれ会議をするに当たっても回数がすごいですし、本当、体に気をつけてやっていただきたいなというのを改めて思いました。

児童相談所のより高度で複雑な支援が、区の中では的確に提供し続けていくためには、必要な財政措置や人材の育成とか、あるいは確保ですね、がより重要であると、今、改めて感じております。これからも児童相談所が地域とともに子どもたちの安心・安全を守っていく、そういった存在として定着していけるよう、丁寧な御支援と御対応を改めてお願いいたしまして、御質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○山田委員長　続きまして、田中香澄委員。

○田中（香）委員　223ページで、前回、こどものひろばのお話をさせていただいて、そのことに関連すると思うので、このあたりで聞きたいんですけども、近年の記録的な猛暑を受け

まして、子どもたちが夏期の休業中に安全に過ごせる居場所の確保を求めてまいりました。保護者からも切実な御要望をかねてからいただいているんですが、昨年度は指定管理者の御協力によりまして、元町ウェルネスの一部を８月31日に開放させていただいたことは大きな一歩で感謝を申し上げます。しかし、夏休み全期間を通じた対策としては、もう少し前倒し、前の時期にも設けていただきたいな、さらなる拡充をしていただきたいなという願いがございます。

施策を推進するに当たりまして、これまで学校現場や、また、青少年の担当部署に御協議いただいたり、御相談していただいたんですけども、全庁を調整していただける旗振り役というのが曖昧なのかなというふうに、すごくもどかしい思いをしているんですが、まず、旗振り役はどなたなのかということをお聞きをしたいというふうに思うのと、それから、湯島地域、湯島の総合センターの完成が待たれる中で、暫定的な措置も含めて、既存施設の活用があるといいなというふうに思っております。スポーツ施設、元町ウェルネス以外に冷房設備が整って、子どもたちが一定集まれるような、小ホールなんかもいいのかなとか、会議室、様々そういった施設が候補に上がると思うんですけども、こういった積極的な開放を働きかけていただきたいと思いますが、この点について御検討、お答えいただきたいというふうに思っております。

またですね、若者の居場所に関しては、総務区民委員会でも御要望しましたので、しっかりその居場所、千駄木につくっていただいたこと、非常に地域も大歓迎しておりますけれども、若者にしっかり届けていただけるようにＳＮＳを活用していただきたい。

若者のアカウントをつくってくださいという話をしたんですけれども、なかなかフォロワー数が少ないということで、文京区の大きなフォロワー数を持っているところから発信をしていきますということでしたので、ぜひそれもお願いをしたいと思います。

しかし、いずれにしても、最初はフォロワー数が少ないものです。私も1,000人ぐらいのフォロワー数から、今、やっと１万人ぐらい超えたところで、Ｘはなっていますけども、そういうふうに少しずつ育てていくということが大事なのかなというふうに思っておりますので、この点は御答弁結構でございます。

またですね、続けてお話ししちゃいますけれども、225ページ、子育て情報のところをお伺いします。

子育てガイド、非常にすばらしくて、毎年、一年一年、本当にコラムを入れていただいたり、充実しております。しかし、これは多忙な育児の方たちが、それを持ち歩いて情報を探

すということは非現実的で、所管の課長さんは、これは読み物なんですよということであるんですけども、私はやはり、これ、しまっておくにはもったいなくて、いつでもぺらぺらとめくるように、スマホでも使っていただけるようにしていただきたい。ただ、ＰＤＦ化するだけでなく、そういったデジタル化についてもぜひ御検討いただきたいということでお願いをしてまいりました。その進捗状況についてもお伺いをしたいと思います。

ここまでお願いします。

時間がもったいないので、229ページの生活保護のところも一遍に質問したいと思うんですけど、いいですか。それとも……。

〇山田委員長　どうぞ、大丈夫です。

〇田中（香）委員　いいですか。その間に、ちょっと御検討くださいませ。

実はですね、都議会公明党も、この低所得世帯へのエアコンの設置支援ということを働きかけてまいりました。昨年は８月18日に小池都知事に猛暑対策に関する緊急要望をして、ゼロエミポイントを大幅拡充して、実質８万円分付与するという、当事者の方たちから非常に喜びの声がありました。引き続き今年も暑いということであります。予算要望も、都議会公明党させていただいたんですけど、東京都がその費用を後押しする新たな仕組みということが盛り込まれたということですので、これ、ぜひ進めていただきたいと思います。これは生活保護の方たちにも対象に入れていただきたいと思っているんですが、この対象についても御答弁いただきたいと思います。お願いします。

〇山田委員長　日比谷児童青少年課長。

〇日比谷児童青少年課長　先ほど前段のところのですね、子どもの居場所というか、真夏の特に居場所というところについて、教育委員会というか、児童青少年課といたしまして実施しているところでございますが、児童館、こどもひろば等々で居場所づくり、なかなか夏というところで、酷暑というところで屋外の活動は厳しいところがございますが、体育館等を利用する等の工夫をしてですね、居場所づくりに取り組んでいるところでございます。

〇山田委員長　富沢子ども施策推進担当課長。

〇富沢子ども施策推進担当課長　子育てガイドにつきましては、就学前の方に向けての情報を中心にして、様々な子育て支援情報について掲載しておりまして、また、コラムとか、先輩ママ・パパからのメッセージとか、そういったものも載せておりまして、読んでいただいた方に子育ての不安を解消してほっと一息ついていただけるような、そんな内容も盛り込んでいるところでございます。ですので、読み物として読んでいただいたり、あと、気になった

ことを自宅で調べていただくような、利用いただいているものかなと認識しておりまして、見やすさ、読みやすさを重視した構成をしているところでございます。

　また、こちら、スマホで見やすいほうがいいという御意見もいただいておりますので、現在、ホームページ上でＰＤＦで掲載しておりますが、今年の６月に作成します2026年版からは、もうちょっと電子書籍のような形で、クリックしてページが開けるような体裁に様式変更しまして、より読みやすいような形にしていきたいと思います。お知らせ媒体としては、その目的に適した使い方になっていることが大切だと認識しておりますので、引き続き、適切な周知方法ができるように検討してまいります。

○山田委員長　川崎企画課長。

○川崎企画課長　旗振り役というところでございます。今、それぞれの課長からの御答弁もあったとおり、それぞれの所管で取り組んでいるところではございます。委員御指摘のとおり、湯島総合センターはまだちょっとお時間がかかるというところでございますけれども、一方で、夏の暑いところでの子どもの遊び場というところは一つの課題だと思っております。施設の開放はですね、それぞれ施設の状況ございますので、課題もございますけれども、どのような対策ができるかというところは、企画課が旗を振りながら考えていきたいというふうに思っております。

○山田委員長　坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長　東京都の低所得者向けのエアコン設置事業につきましては、東京都の詳細が示された後に検討していこうと考えております。また、今、委員御指摘の生活保護世帯につきましては、本事業の対象にはなりませんが、別途、東京都の補助率10分の10の事業が予定されていると聞いております。

○山田委員長　田中香澄委員。

○田中（香）委員　ありがとうございました。企画課長から旗振り役をやっていただけるということですので、また、そのあたりはぜひお願いをしたいと思いますし、引き続き、そういった確保をしていただけるようにお願いを申し上げたいと思います。

　また、子育てガイドにつきましては、非常にそういった利便性が上がる取組が進んでいるということが確認できてよかったなというふうに思っております。一方で、先般の田中としかね委員もおっしゃっていたように、やっぱりホームページの中にテキストがいっぱいあるとですね、生成ＡＩが全部読み取って、今、皆さんが子育てガイドをググったりとか、文京区のホームページをググる前に、もう生成ＡＩに聞いちゃうというような、そういったこと

が一般的になってきていますので、とにかく、そういったテキスト化をどんどんしていただいて、読み込んでもらって、アウトプットできるようにしていただきたいと思います。実際に私たち、そういった生成ＡＩに聞いたのと、それからホームページの状況が一緒なのかどうなのかってこう、ずっとこの間、見てきているんですけども、やっぱりまだまだ生成ＡＩがもちろん駄目なんですよね。駄目なんですけども、その理由は、やっぱりそういうことなんだろうというふうに思っているので、ぜひそのあたりの研究をお願いをしたいというふうに思います。

　それから、低所得世帯への猛暑対策、エアコン設置支援ということについては、ぜひまた示されていきながら推進をしていただきたいですし、生活保護の方たちにも行き届くようにやっていただきたいというふうに思っております。

　時間がそんなにないんですけれども、もう一つだけ、ベビーシッターのところなんですけども、その利用助成におきまして、都のほうがなかなか紙媒体であったり、事務事業が非常に遅れているなと、母子保健ＤＸというか、そういったことに関しては、もう少し都が進んでいくといいのになと。それにひきかえ、文京区は非常に進んでおりまして、まず、チケット制になったと。ただ、そのチケット制もこれからデジタルクーポンにしていってもらいたいとか、様々そういった利便性を図ることをしていただきたい。キャッシュレス化ということもお願いをしていきたいというところなんですけど、そのあたりの進んでいる状況、あったら教えてください。

○山田委員長　富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長　ベビーシッターの事業、幾つかございまして、ベビーシッター利用料助成、一番大きくやっている事業につきましては、東京都の補助を使いましてやっている事業でございます。利用者の方それぞれから区のほうに申請いただいて補助金をお支払いするような仕組みになっておりまして、こちらのほうは機会を捉えてですね、東京都のほうには何とかチケット化してほしいというのは再三要請しているところでございますが、まだそこが実現できてないという状況でございます。

　また、区のほうでやっているほかの事業といたしましては、おうち家事・育児サポート事業につきまして、幾つかいろんな拡充をしているんですが、この４月からは産前の方も対象にする拡充を行います。また、９月からはデジタルクーポンを導入しまして、ブラウザ上でログインする形でデジタルクーポンを使えるような形で整備していくところでございます。様々な事業につきまして、より利便性が向上できるように検討してまいりたいと考えてござ

います。

○山田委員長　田中香澄委員。

○田中（香）委員　ありがとうございます。本当にすばらしいと思います。先般からずっとお話ししているとおり、子育てガイドに入ってある相談支援が産前から産後まで、どういうふうにやっているのかということを非常に、あ、今日、持ってくればよかったんですけど、子育てガイドの一表がとってもすばらしくて、それに私は経済支援を入れて、全体を型に、これですよ、これ。もう、これが私は本当にすばらしいと思っていて、ここにある、一表があるんですよね。ここにやっぱり経済支援も一緒に入れたものを区民に見せていただいて、ここにおりているのも大事なんですけど、何かしっかり母子バッグにまず入れるとか、渡すタイミングのときに、もうこれをじゃーんというふうにして見せていただけるように、見ていただけるようにしていただきたいなと。これは要望でございますので、ぜひお願いいたします。

○山田委員長　終わりでいいですか。

○田中（香）委員　はい。

○山田委員長　よろしいですか。

　続きまして、ほかり委員。

○ほかり委員　私まず、221ページの育成室と、あと放課後全児童向け事業について伺います。

　まずですね、育成室なんですけども、待機児童解消加速化プランということで、ここのところ全速力で整備を進めていただいていると思います。まず、来年度の整備の計画があれば伺いたいんです。

　ただ、これ、小学校の、今度、新年度の１年生も、何かちょっと数が落ち着くんじゃないかというような情報も入っていまして、今年度まではもういかに早く整備するか、数多く整備するかということに重点を置かれてたと思うんですけども、来年度以降は、ちょっとそのニーズを見極めながら調整に入っていく段階なのかなと思っているので、そのあたりの計画とお考えをまず教えてください。

　あと、放課後全児童向け事業に関してですけれども、試験的におやつの提供が始まっていると思うんですが、約１年間やってみて、成果と課題等があれば教えてください。

○山田委員長　日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長　まず、育成室の整備の予定というか状況でございますが、来年度に向けましては、７施設を一応整備する予定で進めていくということに、予定としております。

待機児童数の動向というか見込みというところですが、児童数のところについてというところもございますが、まだちょっと最終的には集計中ですが、申込者数もまだ減少の傾向にはなってなくて増加しているという状況もございます。待機児童の各地域で落ち着いているというか、という地区もあるのも事実でございます。そういった地域偏在をですね、比較的その待機児童数の多い地域にやはり整備をしていくという方針に今はシフトしつつあって、そういった考え方に基づいて今後は整備を進めていくという予定としておるところでございます。

　次のアクティのおやつですが、委員のおっしゃるとおり、今年度２校で、今、実施しているところでございます。アクティはですね、利用者の方が必ず毎日通われるわけではないので、なかなかそのトレンドというか、月によってやっぱり利用者数の増減というのは、おやつを利用する方の数というのは結構増減をして、なかなかトレンドは読めない状況でございますが、一定のニーズというところはあるのかなというところで捉えているところでございます。

　今後もその動向を見極めながらですね、各小学校でアクティの運営委員会というのがございまして、そこでそういったおやつの導入というところは議論していただく形にはなるんですけども、今後、そういったニーズを捉えて実施というか、拡大というところについてはですね、進めてまいりたいというふうに考えております。

〇山田委員長　ほかり委員。

〇ほかり委員　ありがとうございます。おやつに関してなんですけども、アクティのほうではなくて育成室のほうのおやつ、これは育成室で従来から提供されているものなんですけれども、やっぱり育成室にお子さんが通われている保護者の方が、アクティでおやつの提供が区の主導で始まったというのを情報を得てですね、これはCoDMON（コドモン）というシステムで親がウェブ上で発注して、支払いまで完結するというシステムなんですけども、ぜひそれを育成室のほうのおやつの提供にも、今、父母会のほうで主導してやっていただいているんですけれども、ぜひそれを導入してほしいという声がかなり多く来ていますので、そこの御検討をぜひお願いしたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

〇山田委員長　日比谷児童青少年課長。

〇日比谷児童青少年課長　育成室のほうのおやつは、委員のおっしゃるとおりですね、父母会の協力、父母会が実施しておやつを提供しているという現状でございます。そういった区の主導でという御意見もいただいているところもございますので、そういったところはですね、

ちょっと育成室全体のところになりますので、どういった導入した効果というか、そういったところも含めまして、今後ちょっと研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

〇山田委員長　ほかり委員。

〇ほかり委員　ぜひよろしくお願いします。

あとですね、223ページ、次のページの、ほかの委員からもいろいろお話が出ていたこの朝の児童ひろばについてなんですけれども、まず、皆さん、朝の居場所、小１の壁っていっておっしゃっているんですけど、私、個人的には、この朝は反対なんですよね。今やっている各小学校の地域の方とかＰＴＡの方のボランティアで子どもが体を動かしている、それはすごくいい取組で、協力いただいている皆さんに敬意を表したいと思うんですけれども、まず、放課後はアクティ、先ほど話した育成室でかなり手厚く区のほうでやっていただいてて、放課後に関しては行政の責任でしっかりと取り組むべきだと思うんですけれども、やはり朝に関しては、これは保護者の責任で職場と出勤時間の調整をしたりですとか、そうするべきものだと思っているんですね。

（「かわいそうなことを言う」と言う人あり）

〇ほかり委員　いやいやいやいや、はい。これ今やっているのは８時からとか、早くても７時45分からとかなので、現実的に無理のない範囲なんですけど、高崎市とか三鷹市なんかは、もう朝７時に門を開けてというふうになると、結局、もう６時台に先生は鍵を開けに来なきゃいけなくなるわけですよね。そうすると、結局、子どもたちのために、働き方改革って言っている中、早く出てこなきゃいけない先生がいる。先生は子どもが来れば当然来ますから、そこをどういうふうに考えていくか。で、これ拡充していく流れに、今、なっているのかもしれないんですけども、あくまで朝の子どもたちの、名前を変えたほうがいいんですよね、朝の居場所ではなくて、朝体操とか、あくまで子どもが体を動かすための時間のもので、決して預かりではないよということをある程度明確にしていかないと、やった場合に、これ絶対やったらもっと、じゃあ、７時半からにしてくれとか、７時からにしてくれって要望は必ず出てくるんで、まず、そこの認識をどういうふうに捉えられているのか伺いたい。

〇山田委員長　日比谷児童青少年課長。

〇日比谷児童青少年課長　朝の居場所、居場所と言っていいのかちょっと、づくりというところで、朝の児童ひろばというところで来年度から実施する予定でございます。朝の子どもの居場所をどうするかというところについては、いろんな御意見があるというところは事実でございます。子育て世帯の方の働き方の問題であったり、といったところをどう捉えるかと

いうところもございます。ただ、お子さんがですね、やっぱり、ほかの自治体でもいろんな事例があるんですけども、やっぱり言い方はすごいですけど、ただどこかのお部屋にいて時間を過ごすといったような取組をしている自治体もございます。どういった形が区としてはいいのかというところは、これまでも議論してまいったんですけども、今、現状で、朝の体力づくり、子どもが体を動かせるというところで、実際に実施している小学校のところに対してですね、ボランティアで見守っていただける方に謝金を支給するといったようなところで、まずは子どもたちの体力向上といった観点からの居場所というところを、づくりを進めていくというところで事業を始めたところでございます。

今後、ちょっといろんな意見があるので、ありますので、ちょっとどういうふうにというところはちょっとなかなか申し上げづらいところがありますけども、そういったニーズといいますか、社会の動向等々見極めながらですね、この事業については、適宜、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山田委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　分かりました。よろしくお願いします。

次です。225ページのこどもの権利条例に関するところなんですけれども、この権利条例に関して、こどもの権利擁護委員を配置するということで伺っているんですけども、まず、子どもの現状において、子どもの意見表明権というのを保障するというのはすごく重要だと思うんですが、一方で権利擁護委員と学校案件の場合の学校との関係、学校の運営とか教育指導に関して、それは学校と教育委員会の下で行われるものだと思うんですけども、その子どもの意見表明権と学校運営の関係について、教育委員会とこどもの権利擁護委員さんの関係についてというのをどのようにお考えなのかというのをちょっと伺いたいと思うんです。

何でこんなことを聞いたかというと、もう既にそういう権利擁護委員を設置している自治体で、まず、世田谷区は「せたホッと」というところがあるんですけども、ここは実際、その子どもの権利に関することより、いじめの相談ですとか、逆に保護者から、子どもからの相談ではなくて保護者からの相談がもう７割８割になってしまって、ちょっと本来の目的と違う態様になってしまっているということと、あと、川崎市はこれ中学校なんですけども、子どもの権利ということで権利を主張して、例えば中学校の頭髪とか、制服とか、下着のシャツの色だとか、そういう本来学校で意思決定するべきところまで、子どもの権利という名の下に、何ですか、意思決定のところに入り込んできているという状況があるみたいなんですね。条例制定して、擁護委員さんも設置するんですけど、どこまで踏み込んで、どこで線

を引くのかというのを整理しておかないと、多分、現場も混乱しますし、逆に子どもたちは主張することはとても大事なんですけど、違った意味でそれを主張してしまう、保護者が主張してしまうということが起き得るんじゃないかなと思っていたので、お伺いしたんですけども、いかがでしょうか。

○山田委員長　富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長　権利擁護委員は、子どもの権利の侵害から適切かつ迅速な救済を図るためのものとして設置するところでございます。権利擁護委員自体はですね、区から独立した立場で活動していただくことになるので、具体的にどういう方針でいくかということに関しては、それから手続等につきましては、権利擁護委員の方と我々事務局のほうで協議しながら進めていくことにはなろうと思います。

　先ほど先生のほうからも御紹介ございましたが、先行自治体では、学校貸与のタブレットからも相談できるとか、相談があったときに子どもと対面で話を聞くために学校内で場所をお借りするとか、あと相談内容に関連して学校に調査協力いただく、調査に協力いただくような場面もあるというところでございます。また、相談相手は子どもに限っただけではなくて、例えば教員や学校が権利擁護委員に悩んでいることについて相談するということももちろん可能でして、そういった事例もほかの自治体ではあると聞いております。また、学校からの要請を受けて、権利擁護委員が権利学習の授業を行った事例も聞いております。いずれにしろ、学校との信頼関係を前提じゃないとですね、この制度動きませんので、学校側と連携を進めていくことになります。

　また、保護者など、子どもに関する方、大人ですよね、大人からも直接、その方のお気持ちという意味で相談を受けることもございますので、他の自治体では相談者、それぞれ大人も子ども含めて、教員等も含めまして、それぞれ悩んでいる気持ちに寄り添って、相談者の意向というのをしっかり確認しながら、慎重に助言や支援を進めているというところでございます。文京区としてもですね、子どもや子どもに関する方がためらわず気軽に相談いただけるように、教育部門など関係部門と調整しながら進めてまいるものと考えてございます。

○山田委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。これから始まる取組なので、まだ動き出して課題が出てからということにはなると思うんですけども、そういう想定もぜひしながらやっていただきたいなと思います。

　それとですね、同じページの20番のこども・若者支援、子ども・子育て委員会のほうでも

報告があったと思うんですけども、この千駄木のBunkyo Night Youth Lounge、若者の居場所というやつなんですけども、これまた、新しい取組で面白いなと思うんですが、拝見して、子ども・子育て委員会の内容も伺いまして、週１回、金曜日ということなんですが、ちょっと少ないかなと思うんですね。週１回で曜日も固定してしまうと、そこは物理的に絶対来れない方が出てしまうと思うんです。なので、せめて週２回とか選択肢が増えるといいのではないかな。これ物件も知っているんですけど、すごく大通り沿いで広いですし、きれいなんで、その日数に関してはどうでしょうか。

○山田委員長　鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長　まずは毎週金曜日ですけれども、18時から22時の開室を確実に行ってですね、利用者数ですとか継続の利用、それからイベントの参加状況などを蓄積して、まずはちょっと検証をしていきたいなというふうに思っているところでございます。成果が確認できた場合には、安全の配慮ですとか、それから体制の確保を前提に、可能であればですね、開催日数の拡大のほうも段階的に検討していきたいというふうに考えております。

○山田委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。それと、子ども・子育て委員会の質疑の中で出たと伺っているんですけども、例えばこれ、今は飲食はできるけれども、アルコールはなしですと、あとは子連れは不可ということなんですけど、19歳から39歳の世代ですと、ひとり親の方もいらっしゃると思います。で、ひとり親の方なんかは、やっぱり孤独を感じることが多かったりとか、居場所を求めているという方はいると思うんで、子連れオーケーにしたりですとか、あとはアルコール大丈夫ですよというふうにするということなんですけど、全面的に開放するとやっぱりいろいろと問題が出てくると思うんで、これも、これから動き出す新たな取組なので、例えば月に１回アルコールを提供して、お酒を飲みながら砕けた話ができる日をつくるとか、子連れが大丈夫な日をつくるとか、試験的にいろいろとやっていただく。それと、今は在住に限っているんですが、行く行くは、やってみてですけど、在学・在勤の方にも門戸を開いてもいいのかなというふうには思っているんで、そのあたりの検討があれば、もしなければぜひ検討いただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

○山田委員長　鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長　まず、おひとり、シングルの方ですけれども、当然、ひとり親の方を一律に対象外にするものではございません。一方で、現時点においては、静かに過ごしたい方ですとか、あとは相談を希望する方の利用する場として、子ども同伴は現時点では想定を

していないところでございます。ただ、子育て中の若者の利用のしにくさという課題認識は当然ございますので、今後、利用状況やニーズを把握した上で、他の子育て支援サービスを御利用いただくですとか、御案内させていただくですとか、必要な配慮については検討していきたいなというふうに考えています。

お酒につきましても、先ほど申し上げた、静かに過ごしたい方とか相談を希望する方がいらっしゃいますので、現時点ではアルコールはＮＧとして考えているところでございます。ただ、一方で、お酒を楽しまれる方も一定数おりますので、今、委員から御提案ありました、イベント的な形でアルコールを可とすることは、イベント的な形でですね、アルコール可とすることは考えられるかなと思っております。

在住・在勤についても、まずは、限られた定員や運営体制がありますので、安定的に立ち上げる必要がありますので、区内在住の若者対象に着実な運営を図る考えでございます。当然、在学・在勤の若者の居場所のニーズがあることは認識をしておりますので、対象範囲の考え方については、事業開始後ですね、こちらも利用状況ですとかニーズを丁寧に検証しながら、必要に応じて検討はしていきたいというふうに考えております。

○山田委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　よろしくお願いします。静かに過ごしたい方もいらっしゃるということだったんですが、これ現地はちょうど２階建てなんで、どっちかのフロアでイベントやって、どっちかのフロアは静かに使いたい方みたいな運用ができると思います。ぜひ前向きに御検討いただければなと思います。

それとですね、227ページのこどもみらいサポート拠点整備事業について、これ標準型、多機能型がありますということで資料もいただいているんですが、これ、事業として始めるんですけど、この事業を必要としている方にちょっと分かりづらいかなと思うんですけど、この二つの事業で具体的にどんな成果を見込んでいらっしゃるのかというのをまず伺いたいんですけれども、いかがでしょうか。

○山田委員長　鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長　この未来サポート拠点のほか、区内に様々な居場所が、拠点がございますので、区民の皆様にとって、多少ちょっと分かりづらいというところは課題認識として持っているところでございます。一方で、標準型と多機能型は、役割、対象がそれぞれ明確に違いますので、各種広報媒体ですとか、地域の支援者、町会・自治会、民生委員・児童委員の皆様にもしっかり内容を御説明してですね、そこから広げていただく。また、運営する

団体もこれから決まってまいりますので、関係機関、運営団体とも連携を図って、周知はしっかり進めていきたいと思っております。

成果でございますけれども、様々な背景のあるお子様が特性に合った居場所となっておりますので、こちら区内に複数設置することで、きめ細かい見守りの網の目が広がっていく、そんな居場所になるのかなというふうに思っています。

○山田委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。目的はすごくすばらしいものだと思うんで、どういう機能をここに期待しているのかというのを区民の方にも周知するのももちろんなんですけど、今、課長がおっしゃった民生委員さんとか児童委員さんに対して、区がこういう目的でこういう設備を整えますということ、その方たちが知っていれば、その方たちが御紹介もできると思うんで、区民の方以上に、やっぱり民生委員さん児童委員さんへの周知と御説明というのもしっかりやっていただければなと思っていますので、そちらよろしくお願いいたします。

以上です。

○山田委員長　それでは、品田委員。

○品田委員　初めに質問はしないんですけれども、先ほどの質疑で児童相談所のことが、従事されている状況や相談の件数を知ることになり、やっぱり本年度開設して、ちょっとどんなかなと心配していた身としては、本当に大変なお仕事をされていることに対しては敬意を表したいというふうに思っています。

私のうちの近くでもあって、ところどころ皆さんが走っていたり、役所と往復したりしている姿を見て、ああ、大変なんだろうなというふうには思っていたんですけども、また、いろいろテレビカメラとかがついて、少しでも時間の節約や、皆さんが活動しやすい、従事しやすいようなものがあれば、どんどん役所のほうに言っていったほうがいいのかなというふうに思いました。

質問に入ります。221ページの育成室、児童館、育成室のところですけども、上田委員が保育園のところを質問したので、私は育成室のところを質問いたします。

それで、今年度は、その加速化プランについて資料をいただいて、４、今年度は４か所、120人の定員を増やして、都型学童は１室で、その時点では10施設、それから、８年度については、資料をいただいて、これからですけども、４か所で４室、あ、ごめんなさい、４か所で６室で160人定員を増やすということで頑張っていただいています。それで、今度は、従来の都型学童から認証学童クラブに移行すると。今、もう８年度で移行されるということ

で、８年度は新規二つを入れて12園、クラブになるということです。

　それで、加速化プランの今後を聞きたいんですが、普通の育成室と、今度の認証学童クラブ移行ということで、利用料が、都型学童は月３万円ぐらいだったんですけども、今度はマックスで１万4,000円ということで、利用しやすくなるということなんですけども、さらに質の高いサービスに移行するということなんですが、今後の、あ、それから、221ページに書いてある金子書房さんの整備費が入っていますけれども、これで８年、９年で整備をして、10年度から開設になるのかなというふうに思う、ここでは80名ですか、いろいろとやっていただいていることは敬意を表しますが、ちょっと都型学童から認証学童に移るその状況と、また、保護者の育成室に対するまた考え方も変わるのかなというふうに思うので、その辺を御説明いただけますか。

〇山田委員長　日比谷児童青少年課長。

〇日比谷児童青少年課長　都型学童クラブから認証学童クラブに移行するということで、委員のおっしゃるとおり、既存の施設が10施設、新たに今年の４月から２施設開設して12施設、開設をいたします。この施設も既に、今、育成室と同様に募集を独自で各自始めておりまして、今、入室を決めているという状況でございますが、保育料のところも値下がりというか、負担は少なくなったというところで、一定程度のニーズはあるものと認識しております。待機児童解消加速化プランにもですね、多様な選択肢の一つというところで認証、都型学童クラブ、認証学童クラブの需要というのはある程度見込んでおりますので、今後もですね、待機児童の状況を見ながら、認証学童クラブの順次整備というところ、整備というか、拡大というところはですね、可能性としてはあるのかなというふうに捉えているところでございます。

　先ほどおっしゃった、今度は育成室のほうの整備ですけども、地域偏在というところで、茗荷谷のところの地区が結構、昨年度、待機児童数が多かったというところも踏まえまして、整備するというところで進めているところでございます。今後も、先ほどの答弁と同じ形になってしまいますが、繰り返しになりますが、地域偏在というところが今ございますので、そういったところを踏まえてですね、必要なところに必要な整備、新規の育成室の整備というところは進めてまいりたいというふうに考えております。

〇山田委員長　品田委員。

〇品田委員　ありがとうございます。まだ加速化プランは、もう少し加速化していただいて、なかなか足らない地域については、また開設していただくようお願いいたします。

次に、225から227の総括質問でさしあげた、今度のこどもの権利条例が制定されたということで、区内全体に子どもの権利を大切に守っていくことを実現するために、こどもみらい☆応援パッケージという政策をパッケージで取り組まれたということで質問させていただきましたが、もう少し詳しく、８年度にこの条例の目的で実現する子どもたちの権利を含めて、実現させたい目標のために施策をぶら下げて、それをパッケージにするという、ちょっと今までにないやり方なのかなというふうに思っていますけれども、きちっと機能するためにどういう努力が必要なのかということと、私は１年や２年でそういう社会をつくっていくのは難しいと思うので、毎年パッケージを広げていくというのかな、施策を展開していくということで、１年目はマイルストーンのように１年目の目標、３年目、５年目、10年目でこういう未来を描くために政策をぶら下げていくというような形で、このパッケージという言い方は私は好きなんですけども、政策を束にするということで、ちょっと総括質問ではあまり具体的じゃなかったんですが、８年度、そして今後の展開について、もし施策があればお話しください。

○山田委員長　鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長　この４月より、こどもの権利条例、それから若者計画がスタートしまして、新組織の下、子ども・若者支援が新たなステージに入ってくることになるんですけども、それに伴いまして、複数の新規・拡充事業を展開してまいります。これらの複数事業を単発ではなくて、部内横断で束ねて一体的に進めていく、これがパッケージの趣旨でございますが、次年度より、このパッケージの下、子ども・若者施策の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

具体的な例といたしましては、若者の居場所事業を例に挙げますと、若者計画をこれ体現する取組でございますので、居場所の運営だけで完結するのではなくてですね、相談支援ですとか、見守りの取組など、部内の各課ともしっかりと連携を図りながら、事業を展開していきたいというふうに考えております。

８年度の事業ではございますが、当然、それは委員からお話があったとおり、９年、10年以降も、パッケージと名がつくかどうかは分かりませんけれども、引き続き、新しい組織の下、充実した取組を進めていきたいというふうに考えております。

○山田委員長　品田委員。

○品田委員　８年度から始める事業なので、展開を見守っていきたいというふうに思いますが、先ほどの児相もそうなんですけれども、文京区の子どもたちが幸せにこの文京区で成長でき

るような、いろんな角度から、あなたたちをしっかりと大人は見守っているんですよ、何かあったら相談してください。また、いろんな居場所をつくって、コミュニティの場にも出てきてくださいというような形で、とてもいい事業だというふうに思いますので、ぜひ頑張って実行していただきたいと思います。

以上です。

○山田委員長　それでは、関川委員。

○関川委員　231ページの生活保護についてお伺いします。

総括でお伺いしましたけども、生活保護基準引下げ、取下げ訴訟、いわゆる「いのちのとりで裁判」は、憲政史上初の原告勝利となったことを踏まえて、追加給付と特別給付の決定を通知する際に不服申請ができることを丁寧に伝えるチラシをつくり説明するよう総括でお願いしましたけれども、国は相談センターを立ち上げるほか、ポスター、チラシ等を活用して対応するとの御答弁でしたが、国の相談センターがどこにある等、分かりづらいと思いますので、そういうことも含めて、当該自治体としてぜひ周知徹底をお願いをしたいと思います。これは答弁はいいです。

質問に入ります。住宅扶助の件ですが、以前は入居のときに敷金が２か月分が出されていて、入居の方がお亡くなりになられたときに、後始末の費用に充てられていたのに、その費用がなくなり大変困っているということで、家族やまちの不動産屋さんからも苦情の声が私どものところに寄せられています。元の金額に戻すことはできないのでしょうか、伺います。

○山田委員長　坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長　亡くなられた方へのお部屋の片づけの費用につきましてですけども、基本的には生活保護が廃止、亡くなられた場合はですね、そのままは生活保護は廃止になりますので、その後の支給は難しいものと考えております。

○山田委員長　関川委員。

○関川委員　難しいというお答えでしたけども、以前は住宅扶助でそういう費用も出されていたということなので、ぜひそこのところ、現場の実情も聞いていただいて、御検討していただきたいというふうに思います。

それから、住宅扶助が１億円計上されておりますけれども、今、住宅扶助は生活保護の方は５万3,700円の金額の住宅を探さなければなりませんけれども、お風呂つきで、区内でこの金額で探すのは大変なことだというふうに思います。千代田区では６万3,900円に引き上げましたけど、それでも、まあ、住宅事情は区によって違いますけど、６万3,900円でもな

かなか見つからないという区もありますので、この住宅扶助の金額については、私、最初、国が決めるものだというふうに思っておりましたけれども、自治体で決めることができるということですので、ぜひ文京区としては、まだ５万3,700円の住宅が見つければあるというこの間の御答弁ですが、ぜひお風呂つきのところを探すのは、この金額では本当に大変なことですので、金額を引き上げる検討を始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山田委員長　坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長　住宅扶助につきましても、一定、地域性等はあると思います。また、まだ区内に一定ですね、そういった物件もございます、というふうに聞いておりますので、このあたりも踏まえて基準額を設定しているところですので、今のところは、現時点では、この扶助額、上限額を変更する考えはございません。

○山田委員長　関川委員。

○関川委員　高齢の方、私も一緒に不動産屋さんに行ってお願いをしたことありますけども、一人でまちの不動産屋に行って探すのはとても大変なことですので、ぜひその辺のところでは、やはりこれも現場の声を聞いていただいて、きちっと対応していただきたいと思います。

　この間、ずっとお願いをしてきましたけれども、生活保護に対するパンフレットはつくっていただいたんですけれども、そのパンフレットが、ケースワーカーの方が利用していただいてて、相談のときにはそのパンフレットで丁寧に説明していただいておりますけれども、ぜひ、この間、地活、地域活動センターやまちの拠点に置いてほしいということでお願いをしてきましたけども、その辺はいかがでしょうか。

○山田委員長　坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長　パンフレット等につきましては、ホームページを御覧いただきますと、割と詳細にですね、生活保護制度のことは記載しております。また、表記も振り仮名も振ってあってですね、非常に御覧いただいた方には好評いただいているところでありますので、こういったところで、今、周知をしているところでございます。

○山田委員長　関川委員。

○関川委員　ホームページに書いていただいたのはよく分かっておりますけれども、ホームページ、みんな全部の方がインターネットを持っているわけではないので、ぜひ、せっかくつくったパンフレットですので、広く活用していただけるようお願いしておきたいと思います。

　それから、ポスターについてなんですけれども、これ新宿区のなんですけれども、これ職員の方、若手職員の方が中心になってつくられたということですけれども、「ずっと一人で

頑張っていた。困っていることに気が付いた。相談できて、よかった。」という文字が書かれていまして、「生活保護は国民誰もが相談・申請できます。」ということで、連絡場所もちゃんと書いて、ポスターをこういうふうにつくっている区がありますので、ぜひ文京区も、前からお願いしていますけども、つくっていただいて、まちに貼っていただけるようお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○山田委員長　坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長　こちらもポスター等の御指摘ですけれども、区のほうとしましては、様々な相談機関ですね、関係機関と連携を図っておりまして、もしそういった私ども生活保護に関する部署だけではなくてですね、福祉や、あと区民がいらっしゃる部署等、窓口でもしそういったことがあれば連絡をいただくことになっておりまして、実際ですね、生活福祉課のほうにつながるという例もありますので、まずはそういったところですね、実際に御相談いただける体制をまずは確立、充実していくことが大切かと思っておりますので、ちょっと今のところポスター等の考えは、掲載等の考えはございません。

○山田委員長　関川委員。

○関川委員　ポスターつくるのにそんなにたくさんの予算を計上しなくてもいいと思いますので、ぜひ検討して実現方をお願いしたいと思います。

それから、先ほど、ちょっと戻りますけど、区独自でも住宅扶助の引上げができるというふうに私言いましたけれども、2020年の３月15日の参議院予算委員会で、共産党の田村智子委員長が、亡くなられた安倍元首相に、生活保護はあなたの権利ですと、この場で呼びかけてほしいと参議院予算委員会で質問したところ、安倍首相は、文化的な生活を送る権利がある、ためらわず申請していただきたいと答え、また、生活保護はあなたの権利、ためらわずに申請してほしいと政府が国民に広く広報してほしいと田村委員長が重ねて求めると、安倍元首相は、文化的な生活を送る権利がある、様々な手段を活用して働きかけを行うと、こういう答弁をしております。ですので、こういう答弁も基本にしていただいて、ぜひ、今申し上げたことを実現をしていただきたいというふうに思います。

○山田委員長　坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長　先ほどもホームページでも御案内したパンフレットのほうにも、まず、１面にですね、生活保護は国民の権利であるということはうたっております。また、相談に、生活福祉課の相談においては、もう相談の段階でですね、いつでも申請が可能であるということは必ずお伝えして、そういった体制をとっておりますので、今、そういった実質的な部

分の相談体制の中で取り組んでいるところでございます。

○山田委員長　関川委員。

○関川委員　ぜひ住民に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

それから、最後に、先ほど生活保護の方がエアコンの設置について申請したときに、収入認定になるというお答えだったんでしょうか。うちの共産党都議団がこの問題をずっと取り上げてきて、エアコン、生活保護の方も助成があって申請できるということでしたんですけど、先ほどの御答弁だと、ちょっと生活保護の方が申請できないというようなお答えだったかと、そのようにとれたんですが、その辺、もう一回御答弁お願いします。

○山田委員長　坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長　先ほどは東京都の制度の説明を御答弁さしあげたところで、特に収入認定等の御説明はしていないところでございます。

○山田委員長　関川委員。

○関川委員　生活保護の方もちゃんとエアコン設置がきちっとできるように、毎年、猛暑が続いておりますので、ぜひその辺のところはきちっと東京都と連携して対応していただきたいということをお願いして、終わります。

○山田委員長　続きまして、海津委員。

○海津委員　では、221ページの児童館からお願いします。児童館全般の、児童館全般のことなんですけども、あ、児童館じゃない、柳町小のこれからできる児童館についてお伺いしたいんですけど、柳町小では、同じフロアで公設民営、公設に、公設民営の、公設公営、公設民営の職員が一緒に働くことになります。賃金も雇用条件も大きく違う職員が同じ職員室を使いながら子どもを見ていくことにもなります。

そこでお伺いしたいんですが、子どもは同じ空間で働きます、あ、過ごしますが、そこで働く職員の雇用条件は大きく異なります。この構造が四つの育成室全体でのチームワークや現場での納得や運営に影響を与えないと区は考えているのか伺います。

また、同じフロアで公設民営とが混在しますが、共有空間で事故が起きた場合の最終責任は区なのか事業者なのか、どのように整理されているのかお伺いいたします。

○山田委員長　日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長　柳町児童館の中の育成室というところで４室、来年度開設する予定、順次開設する予定です。最終的には４室になりますが、公営と民営がそれぞれ２室ずつという体制で、今、準備を進めているところでございます。そういった公営と民営がそれぞれの

育成室を運営するというところで、そういったトラブルというか、そういったことがないよう、今、ルールづくりというか、どういった形で運営をしていくかというところは検討を進めているところでございます。

　また、責任というところでございますけども、ちょっと様々なケースが想定されますが、それぞれの育成室の中で起きたところというところでは、その運営をしているところが責任を持つというふうな考えで運営していくということだというふうに思っております。

○山田委員長　海津委員。

○海津委員　まず責任の話なんですけど、四つの育成室が一つの大きなところを、共同スペースを使うわけですよね。そこのところで事故が起きたときに、その子が公設公営の子か、公設民営の子かによってもいろいろと出てくると思いますし、そのときに、どのような責任配分をしていくのかというのは本当にすごく大事なことだと思います。

　そして、もう一つだけ御質問させていただきたいと思います。子どもから見れば同じ大人です。働く条件が大きく違う体制が子どもにとって最善の利益となる環境だと区は考えているのかどうか、それもお伺いいたします。

○山田委員長　日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長　先ほどの答弁のとおり、４室それぞれ公営、民営が育成室を運営するというところでですね、それぞれが適切な育成室の運営ができるようにルールづくり等を今、進めて、準備を進めているところでございます。４室が同時に育成室を運営していくところで、そういった、育成室間同士の何か問題等々が起きた場合のルールづくりというところもですね、重ねて慎重に検討を進めて、実際にうまく運営ができるように、体制を整えるように、今、検討を進めているところでございます。

○山田委員長　海津委員。

○海津委員　残念なんですけど、今の御答弁を聞いていて、賃金や雇用条件の異なる職員が同じ空間で働く体制について十分に検証がなされているとは感じられません。４室同時に運営をしていく中で、どのような課題が出てくるのか、今後、きちっと検証に当たって、ルールづくりをつくるに当たって、区がどんな課題を立てたのかということも議事録等で分かるようにしっかりとしていただきたいと思います。子どもにとって最もよい環境とは何かという観点から、運営の在り方を改めて検証すること、しっかりと検証することを求め、この質問は終わりにします。

　次にですね、227ページの27番、子どものショートステイについてお伺いいたします。

区は育児疲れが増えていることから、現在のショートステイの利用者が低学年にも多いことから、令和９年度に向け、新設するショートステイの対象を小学３年生までとする方向だと聞いております。しかし、利用者は利用できた人の数字にすぎず、潜在的なニーズを必ずしも示していると限りません。例えば、障害のある子を育てる家庭では、年齢が上がるほど身体的、精神的負担が大きくなります。新施設の制度設計に当たって、利用実績だけでなく、障害児家庭を含めた潜在的なレスパイトニーズをどのように把握した上で対象年齢を設定したのかお伺いいたします。

○山田委員長　大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長　障害、特性のあるお子さんとか、また、障害のあるお子さんの御利用に関しましては、現在のところ、その程度にもよりますけれども、できる限りですね、受託事業者における事前の利用者との面談とか、それから職員、関わる職員の判断によりまして御利用いただいているところでございます。障害のある方の御利用ということで、先ほど申し上げた程度にもよるんですけれども、例えば年齢要件でいいますと、そういった方々も含めまして、今、低学年までの利用率が大体８割を超えている形になって、年齢が上がっていくに当たりまして利用率が下がっていくという現状が起きております。他区の今の状況とかそういったものも、実際、確認をしているところでございますけれども、同じような、障害のあるなしにかかわらずお受けしているところでございます。そういった中での利用の年齢別の判断を見ましてもですね、やはり年齢が高くなると利用率が低くなっているという実績があります。

実績からではなくてということでございますけれども、例えば中学生になりますと、障害という、障害のあるお子さんということになると、別の機関で専門職が携わりながら適切なショートステイを行っている現状もございますので、そういったところと状況を確認しながら今後の制度設計に努めていきたいというふうに考えております。

○山田委員長　海津委員。

○海津委員　私が聞いているのは、制度上の区分とかそういうことではなくて、連携とかでもなくてですね、障害の有無にかかわらず、子育て負担そのものについての判断すべきではないかというお伺いなんですね。

そこでお伺いしたいのが、保護者にとっての制度の所管ではなく、子育ての疲れそのものについて、こども未来部として障害児家庭のレスパイトをどのように位置づけているのかお伺いしたいと思います。

○山田委員長　大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長　まさに委員のおっしゃるとおり、近年ですね、育児疲れによるショートステイの御利用というのは増えてきております。今、レスパイトによる、育児疲れ、こちらと、また、文京区の特性であります共働き、そういったところでのお子さんのショートステイの活用というのが、大体78％を超えている割合になっております。これが増えているというところになりますと、私たちはこの増えている数字という、利用の増えている数字は、実は文京区も今年の４月からこども家庭センター機能を整備いたしまして、妊娠期からですね、ネウボラ面談から始まって、各健診時、特定妊婦も含めてですね、情報共有を図りながら、一緒に支援を行うという、そういった取組がありまして、その中から見えてくる育児疲れの方に対する対応ということで、今、ショートステイの御利用も促しているところでございまして、そういった数字というのも実績の中にあらわれてきております。したがいましてですね、そういった方により一層、利用しやすい利便性の創出、またはそういった方への適切な支援ということで、まずはですね、区の現状とそういった取組を勘案しましてですね、現事業の拡充を優先しまして、新設の整備も視野に入れた、そういった取組も検討させていただきたいというふうに考えております。

○山田委員長　海津委員。

○海津委員　私は、こども未来部として障害児家庭のレスパイトをどのように位置づけているかってお伺いしたんですが、ゼロ回答だったんだなというふうに私には思えました。

　こども家庭センターが一番重要視されているところは、児相にまで行かない予防の段階ですよね。非常にそこは、そうした意味ではショートステイというのも重要な位置づけになるはずです。虐待を受ける子どもの、そこに障害等の特別な支援が必要な子の確率が５割を超えると言われている、６割ぐらいにいくという現状からすると、障害のある子の、家庭のレスパイトというのは非常に重要な位置を示していて、今のお話からすると、障害児の家庭のレスパイト的なのは障害福祉課のほうで別でやるべきのように聞こえてしまったのはとても残念です。

　利用実績だけで制度設計をすると、最も支援が必要な家庭が見えなくなります。新しい施設だからこそ、現在の利用実績だけではなく、見えてないニーズまで踏まえ、そして、児相に行くことではない予防の段階での設計、制度設計を改めて求めて、質問を終わりにいたします。

○山田委員長　以上で、５款民生費の４項児童福祉費から６項国民年金費の質疑を終了させて

いただきます。

理事者の移動がございますので、少々お待ちください。

続きまして、６款衛生費の質疑に入ります。

事項別明細書の234ページから253ページまでの部分となります。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

〇進財政課長　それでは、６款を御説明いたします。234ページを御覧ください。

６款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費16億2,167万8,000円、237ページの８番、災害時の医療救護活動、緊急医療救護所設置による増でございます。

238ページをお開きください。２目生活衛生事業費4,765万6,000円、６番、ネズミ・衛生害虫駆除対策、実績見込みによる増でございます。

240ページをお開きください。３目保健予防事業費37億2,502万7,000円、243ページの７番、予防接種管理システム、標準化の作業完了による減でございます。

246ページをお開きください。４目、障害者総合支援事業費15億6,078万1,000円、２番、自立支援給付の(2)障害児通所支援等事業費、実績見込みによる増でございます。

248ページをお開きください。５目保健サービスセンター管理費2,336万8,000円、１番、保健サービスセンター管理運営費、施設改修等基礎調査委託の終了による減でございます。

250ページをお開きください。２項公害保健費、１目公害健康被害補償費４億4,585万5,000円、１番、公害健康被害認定及び給付事務の(6)給付事務等電算処理、システム改修による増でございます。

６款の説明は以上でございます。

〇山田委員長　それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

上田委員。

〇上田委員　ありがとうございます。243ページの眼科検診について伺います。

令和８年度から新たに眼科検診が始まることにより、緑内障や糖尿病性網膜症などの早期発見につながることを大いに期待しております。

緑内障の有病率は40歳以上で約５％、60歳以上では１割以上と言われ、日本では失明原因の第１位ですが、早期に発見し適切に治療を続ければ、多くの場合、生涯にわたり視力や視野を保つことが可能です。問題は、初期には自覚症状がほとんどなく、眼科を受診しなければ見つかりにくい病気であるという点です。また、視野障害が進行すると転倒リスクの上昇

にもつながり、結果として要介護状態につながる可能性もあります。介護予防の観点からも、緑内障等の眼科疾患の早期発見の意義は大きいと思います。

また、糖尿病性網膜症は糖尿病の代表的な合併症の一つであり、眼科検診をきっかけに糖尿病が疑われるケースもあると聞いています。これまで区は、糖尿病が疑われる方に眼科受診を勧める取組を行ってまいりましたが、今後は逆に眼科検診をきっかけとして糖尿病の疑いが見つかり、内科受診につながることも期待できるのではないでしょうか。国民健康保険のデータヘルス計画においても、糖尿病性腎症の重症化予防のため、ハイリスクアプローチを行っているところですが、糖尿病が悪化して透析に至った場合、年間約500万から600万円程度の医療費がかかるとも言われています。その多くは公費によって支えられていることを考えると、早期発見、重症化予防の意義は非常に大きいものと考えます。

こうした点を踏まえると、眼科検診は、目の疾患の早期発見だけではなく、糖尿病の早期発見や重症化予防にも効果があると考えますが、眼科検診によって糖尿病の疑いが見つかった場合の医療機関との連携や内科受診につなげる仕組みについてお考えを伺います。

なお、がん検診については、ＡＧＯＲＡも長年、前立腺がんや男性特有の疾病に関する啓発について要望を続けてまいりました。これからは公明党さんも御一緒に推進していただけるとのことで、大変心強いです。前立腺がんは死亡率が比較的低いので、厚生労働省が一律の検診としては推奨していないと部長さんはおっしゃいますが、加齢とともに有病率が高まる男性にとって非常に身近ながんであることも事実です。また、自覚症状があらわれた段階では病状が進行している場合も少なくありません。治療後には、排尿機能の問題などにより外出を控えるようになり、ＱＯＬが低下するケースもあります。場合によっては、社会参加の減少や身体機能の低下を通じて、介護状態につながる可能性もあります。前立腺がんをはじめとする男性特有の疾病については、検診や啓発の在り方を含め、引き続き検討していただきたいと思います。こちらについては、答弁は要りません。

○山田委員長　大武健康推進課長。

○大武健康推進課長　今、委員より御指摘をいただきました眼科検診におきましては、こちら目については、唯一、体の外側から血管を直接見ることができる器官でありまして、眼底検査で全身の血管の状態を予測できると言われているため、眼科医において糖尿病性網膜症を発見できるとともに、内科に対して照会することで、糖尿病の治療につなげていただく効果もある旨を文京区眼科医会の先生からも御指摘をいただいてございます。こちら８年度から医師会に委託して実施いたしますが、まず、文京区眼科医会と相談しながら検討してまいり

ましたが、今は医師会として内科医の理事も入っていただいて、体制について検討しているところでございます。こちら、眼科医と内科医の連携につきましては、常に、委員御指摘のとおり、特定健診で既にスキームができてございますが、引き続き連携の充実に努めてまいります。

○山田委員長　それでは、山本委員。

○山本委員　まず、239ページの衛生監視、民泊ですね。本会議の一般質問でもちょっと質問させていただきました。民泊の件数も300件ぐらいですか、だんだん増えているということで、地域性も湯島、千駄木、大塚地区が多いということでお聞きしております。そんな中でもですね、繁華街に限らず、割と住宅地においても民泊が出てきているということで、今、地域、特に本駒込の民泊においてもですね、先日、説明会がありました。ただ、去年、説明会があったんですけども、そのときの会社と今度は違うんですよね。どうも転売されているような状況になっているというところの中で、もちろん、この間の説明会も出席させていただきましたし、皆さんの意見を聞かせていただきました。本当に、今、民泊における状況が全国各地で問題となっております。大阪では新規の受付はもうしないということになりましたし、西成区のほうではですね、何か中国系企業の方が非常に多くて、それがビザを取得するための登録ということみたいでですね、非常に事業においても形骸化されているというような問題など、また、都内においても中央区の先日、タワーマンションで違法民泊ということで問題にもなりましたし、荒川区では日数の、営業日数の虚偽報告ということで問題になって、これ聞いたら文京区でも実は１件あったということで、適切に対処したということでございます。

　やっぱり非常に住民の皆さん、そして住環境を気にする非常に地域を愛する方々から、切実なるいろんな思いを聞かせていただいておりまして、私も本会議一般質問でも、文京区でははぼ７割以上の、約７割近くの地域では民泊はできないというような規制が、そのほかにも営業規制の強化などをやってスタートしておりますが、そもそもこれ民泊がもう十何年も前に法制化をされて始まっちゃっているということにおいてですね、文京区もいよいよ本当に少し、もう少し踏み込んで考えて、適切な民泊というか防御のほうに重点を置いてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。この辺の民泊の今後の規制の強化などについて、何か思案等がありましたら教えていただきたいと思います。

○山田委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　民泊の規制強化についてでございますが、確かにですね、各区いろいろ

様々な取組をしているところでございまして、本区としても、今後、今、委員おっしゃったとおり、７割のところで週末しか営業できないといったところもありますので、その辺も踏まえた上で、今後、どういった規制が必要なのかというのは、どこかのタイミングで検討する必要があるかもしれません。ただ、現時点ではですね、今の枠組みの中でしっかりルールを守った上で、地域の方たちの生活環境に悪影響を与えないような、そのような形の民泊の運営についての取組をまずはやっていきたいと思っているところでございます。

　ちなみにですね、全国市長会要望等の提案として、予約システムの改修とか、ガイドラインに規定されています民泊専用物件の定義だとか、あるいは民泊するために中古物件を買って、それで民泊を活用する、運営する方が多いんですけれども、そこに対する住居としての活用履歴の付与だとか、そういったものを国に対して制度改正するよう、今、全国市長会要望として御提案させていただいているところでございます。

○山田委員長　山本委員。

○山本委員　ありがとうございます。ちなみに、分かったらでいいんですけども、その西成の区のほうでは４割以上が中国系の企業がやっているということで、文京区においての今の300件強ある中で、もし分かれば、外国系企業、中国系企業がどれくらいの割合であるのかというのは後で教えてもらいたいということと、ちょっとだけ先般の説明会、住民説明会の中をちょっと御紹介しますと、一つは、今回の当該物件に関しては、賃貸物件と民泊とを併せてやるということで、既に賃貸物件に関しては９割以上埋まっているということで御説明がありました。そして、その中で、一つの事例なんですけども、先方さんが業者さんが言うにはですね、民泊は最初少しから始めて、スモールスタートでいきますよと。そのスモールスタートという言葉が非常に私は気になって調べてみました。そうしたら、賃貸物件に関しては、何というんですかね、最低１か月以上たてば、住めば、その後に借り主さんが撤去されるなり、引っ越しされるなり、その後に民泊に変えることができるというような、何かこう新しい、何ですかね、緩和があるという、制度があるというふうに聞いたんですが、その辺ちょっとお伺いしたい、二つお聞きしたい。

○山田委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　まず、国籍に関してなんですけど、国別に詳細なデータは特に集計してございませんで、ちょっと肌感覚で大変恐縮なんですけど、大体、日本の方の事業者と外国の方が半々ぐらいかなというふうに、半分半分ぐらいの感じになります。

　それとですね、今回の話題になっている物件の賃貸のところでございますけれども、一応、

国の指針といたしまして、宿泊、要するにお金を取って宿泊として認めるものは１か月未満が宿泊、要するに、例えば住宅を使えばそれが民泊に該当すると。で、１か月を超えるものについては、宿泊ではなくて物件の賃貸契約による貸借、賃貸物件という扱いという形で国のほうで目安が出ていますので、そういった形の仕切りになります。

なおですね、賃貸物件１か月で運営している場合であっても、民泊としての登録は可能な制度になってございますので、少なくとも１か月間、運営しているところが民泊ではないというか、民泊の登録をしてないということではなくて、あくまでも１か月で運用しているものについても民泊登録は可能ですが、その期間の間に、例えば別のお客様をお金を取って泊めるということはできないという、そういう制度になっているところでございます。

○山田委員長　山本委員。

○山本委員　ありがとうございます。そういう話がですね、やっぱり説明を聞かれる住民の方たちは、ある意味、分からないですよね、詳しくはね。なので、ぜひそういったことも含めてですね、何も住民をだまして説明をしているということではないとは思いますけれども、ぜひ、なるべく規制の強化に向けてですね、いろんな思案を、何となくいうイメージは聞いて伺っておりますけれども、ぜひこれを前向きな規制強化に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、その下のネズミ対策でございますが、繁華街におけるネズミの問題は、これ本当に結構、いわゆる業者さん、飲食店、テナントさん、いろいろ努力はされ、特に路面店さんなんかは結構もう非常にお困りをしているという声が多く聞いておりまして、去年、おととしと一斉駆除の取組をされていただきまして、数百万円かけてやりました。一定効果が出たということなんですけれども、やっぱり時間がたつとまた戻ってしまうということの中で、予算のかけ方を、じゃあ、それを毎回毎回やってくれと私も言っていますけども、では予算のかけ方としてはいいのかという部分もありますけれども、では、じゃあ、どうしたらいいかというところで、先般の私も本会議一般質問でもちょっと提案しました、メッシュ式折り畳みごみ箱ですね、こういうのはちょっとパタパタと畳んで、住民の協力もいただきますけれども、きちっとした成形されたものであれば害獣も入ってこないということでは非常にいいのかなというふうに思っております。その辺の今後のネズミ駆除に対する対応を教えていただきたいということと、あとは、この間、いろいろ地域に出向いていただいて、様々な意見交換をしていると聞いておりますけれども、町会等からどんな要望や御意見等があるかどうかをちょっと教えていただければと思います。

○山田委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　今、委員から御指摘いただいたとおり、基本的にネズミ、昨年と一昨年度でやらせていただきましたけれども、一時的には効果があるということもあります。また、ただ時間がたつというかですね、もう本当に早い段階ですぐにネズミが戻ってきてしまうということが実際やってみて分かった、明確に分かったところでございます。

　併せてですね、やはりそのネズミを集める原因は何かというと、やはりごみなんですね。えさとなるごみがたくさんあるということにつきまして、そこを何とか対応しなければいけないと。実際、駆除するに当たっても、えさがいっぱいあれば殺鼠剤でのネズミの駆除の効果は極めて限定的になってしまいますので、そこはやはり区としては考えなければいけないというふうに考えているところでございます。

　また、町会のほうに過去に何回か意見交換させていただきまして、つい先日も行ってまいりましたけれども、そこにつきましては、町会長会長様も御理解いただいておりまして、やっぱりごみはしっかりやらなきゃいけないねというところで、幾つかいろんなお話をさせていただきまして、確かにごみ集積場の話もありましたので、その辺のところは関係所管と綿密に連携をしながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○山田委員長　木幡資源環境部長。

○木幡資源環境部長　湯島のところについてなんですけれども、私ども清掃事務所ではですね、早朝の収集を行っているところで、地元の商店街の方たちとも意見交換しながら、非常に感謝をいただいているところです。また、害獣被害の部分の相談があった場合も、容器の搬出や、それから自立式のネットの利用などですね、柔軟な対応をする形で、ごみの部分に関しましても、我々、清掃事務所としてですね、しっかり対応してまいりたいと、対応しておるところでございますし、今後もしっかり対応してまいりたい、そう考えております。

　以上です。

○山田委員長　山本委員。

○山本委員　木幡部長、大変力強い御答弁をいただいて大変ありがたいと思っております。

　今、課長の答弁であったように、連携をしながらということでございましたので、すぐお答えをいただいたので大変うれしく思っているので、環境衛生のほうでは質問をしないで済みました。ぜひよろしくお願いいたします。

　続きまして、三つ目、最後、241ページじゃないや、もうちょっと向こうだ、247ページ、母子保健支援事業という全般なんですけども、この間、私も大きなテーマの一つとして、妊

娠、出産、産後ですね、それで子育て期における切れ目のない支援をお願いをしているところでございます。この間も様々な取組もされてきていることはよく重々承知でございます。妊婦健診の充実ですとかですね、超音波検診を入れていただいたり、また、ネウボラでは８か所、今、設置をされているという、対応しているという病院が出てきたということで、また、乳児家庭全戸訪問、これも本当に御努力をいただいているなというふうに思っております。また、乳幼児の健康診査のまた拡充も、非常に国の最低限の制度以上にですね、大変何歳何歳ということで決めてやられているということでございます。

今回は、新年度から新たにＲＳワクチンですとか、妊婦健康診査、そしてまた１か月健康診査、それでまた５歳児健康診査ということでございまして、特に今回この５歳児健康診査ということで、新たな取組が始まるということで大変期待をしているところでございますが、ただ、これ実際問題非常に、伺ってみますと、現場としての対応ですとか、扱う事務量というか、非常に大変だなということを聞かせていただいておりまして、約1,800人ぐらいの対象者がおられるということでございまして、それを保健所も２か所で見るということでございますけれども、これやっぱり１日に１回で1,800人が到底集まって見ることはできないし場所もないということなので、聞きますと、毎日毎日ですね、数十人ずつ検査をしていくということでございまして、もう本当に休みないなと。新たな事業、本当にうれしいんですけども、現場の対応としては大変な状況だなということで思っているんですけれども、この辺の体制だとか対応は心配ないのかということで、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○山田委員長　大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長　５歳児健診の部分ですけども、健診は毎月ですね、両保健サービスセンターのほうで実施する、今、計画なっておりまして、そうなりますと、やっぱ1,800人全数を集団健診という形になってきますと、150人程度のお子さんを呼ぶというのはなかなか物理的に難しいかなというところがございまして、我々としましては２段階方式という形で健診をさせていただきます。まず、アンケートを御家庭のほうにお送りしまして、そこのアンケートに基づいた指標に基づいて、課題が見受けられるお子様を集団健診という形でお呼びする。これが大体毎月15から30人ぐらいお呼びをするという形になりますけども、健診が業務量として多くなるかというのは、なかなか実際に動いてみないと分からない部分があるんですけど、どちらかというと健診後のフォローアップ体制というところが非常に重要になってくるかなというふうに思っています。フォローアップ体制の部分に関しましては、

保健所でも行っていく必要もありますし、各所管課さんのほうの御協力をいただかなければならないというところもございますので、そういったところにつきましては、多職種、それから他機関と意見を交わしながら、体制の強化に向けて、今、準備を進めているところになります。

○山田委員長　山本委員。

○山本委員　その他機関との調整ということになるかもしれませんけれども、実際ある対応しなくてはいけないという状況が見つかったお子様に関してですね、その後ですよね、今、フォローアップ体制って言っていましたけど、事務量、また事業も拡大、増えるということでございますけれども、やはり他機関との協力というと、文京区にもきちんと医師会という団体がありますし、その辺との連携とか呼びかけとか協力というのはどのような体制になっているでしょうか。

○山田委員長　大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長　医師会、こちらはやはり治療の部分で非常に活躍をしていただける部署というところになりますので、我々としても医師会のほうの会合に参加させていただきまして、この健診の内容、それからあと健診後の部分の課題やそのフォローアップについて、つまびらかにですね、うちのほうで課題あるものをお伝えして、協議をさせていただいておりまして、医師会のほうからは、ありがたいことに協力を惜しまないというお話をいただいているところございます。当然、医師という形になりますと、児童心理の部分の長けた先生というのはなかなか、今、厳しいというところもございます。そういったところにつきましては、大学病院のほうの御協力をいただいたりというところを同じような形でお願いに回ったり、国もそういった人材を増やしていくという形で、様々な研修を東京都と一緒になってやっていくというお話を聞いておりますので、今後、そういった意味での手厚いサポートが区全体でできるようになってくるのかなというふうに考えております。

○山田委員長　山本委員。

○山田委員長　ぜひ連携をしていただいて、文京区の特性でもあります病院関係ですよね、ぜひいい事業になればというふうに思っております。また、しっかりとアフターケアというか、メンタルケアも行って、引き続きやっていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○山田委員長　それでは、高山委員。

○高山（か）委員　私も239の衛生監視、環境衛生監視、民泊のお話で、今、文京区は非常に

民泊の需要が数値的にも高まっています。後ほどそちらお出しするんですが、理由はですね、やっぱり上野とか浅草などに、やっぱり観光地に程近く、また、根津や千駄木地域は成田スカイアクセスの日暮里駅に隣接していますので、発着、また、その下町情緒も味わいながら安く泊まれるという、非常に魅力が国内外にやっぱり受けているんですね。

先日、月曜日に本駒込で地域センターでですね、法人が運営する民泊開業に伴う説明会が開かれました。本来、住民説明会は民泊の場合は義務化されていないんですが、生活衛生課、また保健所からの指導により厳しく取り組んでいるということもあって、開かれたということで、大変ありがとうございます。その説明会の中で参加された住民の方からですね、やっぱり静かな住環境を脅かされるとか、それから不安の声、そもそもその開業自体をもうやめてほしいと、はっきりとおっしゃっている方、それから、立地が小・中学校の通学路にもなっていますので、そこに不特定多数の人が出入りすることへの非常な警戒感、さらには、事業者が言うにはチェックインの時刻を、やっぱり飛行機の遅延とかがあるので設けないと、深夜でもチェックインできるようにしますということをやっぱり言っているんですね。そういったことに対して、非常に辛辣な意見が出るたびにですね、参加している住民の方から拍手が起きるような状態でした。その説明会自体もですね、予定を大幅に超えて９時過ぎまで行われていまして、最後は私が感じるには時間切れで終わったという感じ、それだけやっぱり参加している方々は切実でした、非常に。

一方、文京区はですね、宿泊者名簿の整備や防犯の対策、それから事業者情報の公開、住居専用地域での週末の営業は限定にするなど、昨年の12月に豊島区も新たに規制条例を設けたんですが、他の自治体と比較しても、豊島区の規制をした自治体のところと比較しても、でき得る対策は講じられているというのは、可能な限り対策を行っているということは私も非常に承知をしております。また、先日、私が議場で質問したときにですね、民泊のことで御質問させていただいたときに、現在のこの住宅宿泊事業法の見直しを全国市長会要望の一つとして区から区長会へ提案を行っているということもお聞きしています。ただ、真面目に運営されている事業者の方がいる一方で、やっぱり空き部屋を効率的に利用したいという個人レベルのものではなくて、今回の本駒込の法人のように、ビルを１棟丸々買い取ってですね、いずれは全てのフロアを民泊にすることも考えてないと、考えていることは、一応、行うことも考えているといったような、いわゆる住民の想定の範囲を超える過度なやっぱり案件というのが散見され始めています、文京区の中で。実際に３年前の令和５年ではですね、法人事業者数というのは129件でしたが、翌年の６年にはもう227件、昨年の令和７年では

275件と、もう高止まりの状態なんですね。

　そこで御質問なんですが、まず、今後、民泊によるこの生活環境への影響を抑えるために、自治体の対策として、営業日数や営業可能な区域の見直し、苦情発生時の改善命令や行政指導の強化、それから管理体制が不十分だと認識できる法人や個人の事業者に対する登録の取消しですね、今も取り組まれていると思うんですが、その厳格の適用、さらに、その近隣住民へのやっぱり事前説明の義務化、それから住民との合意形成の仕組みをやっぱ構築していくなど、区の独自の通報監視体制の強化など、現在の条例の範囲内でまだ行える手段というのはどういうことがあるのかという見解をちょっとお尋ねいたします。

○山田委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　まず、現在、住宅宿泊事業法や本区の条例に違反した場合の対応なんですけれども、それらに違反した程度だとか、度合いだとか、悪質度合い、あるいは原因等を聞きとらせていただきまして、法令での隔月で出す提出書類が定められておりますけれども、それ以外にも、より詳細に運営状況が把握できるものを一定期間、大体１年ぐらいをめどに考えてございますが、提出させるよう指導したりですね、あるいは、営業の自粛を求めるといった指導もしているところでございます。

　幾つか御提案をいただいた中の、例えばですね、住民説明会の義務化につきましては、もともと住宅宿泊事業法の趣旨というのは、委員おっしゃったとおり、事業者がやるというよりは、本来、物件を持っている方が空いている物件を有効的に活用するということが趣旨でございますので、そういったところも鑑みながらですね、義務化による影響は一定程度検証する必要があるというふうに認識しているところでございます。

　また、ただ、住宅宿泊事業法は、そもそも届出事業とはなっておりますけれども、度重なる違反とか、あるいは保健所の改善命令に従わない場合などは、登録取消しといった対応も検討できるものと考えているところでございます。

○山田委員長　高山委員。

○高山（か）委員　ありがとうございます。一方で、やっぱり自治体の条例の上乗せとかでも対応にはやっぱり限界が見えつつあるというように、私、認識するんですね。実際に住民の不安の声とか苦情が散見されると、どうしても国の制度だから、今、課長がおっしゃったように、届出制なので、どうしても書類に不備がなければ受理せざるを得ないというのは非常に分かる中で、国の制度だからというわけで、これもやっぱり済ませていくわけにもいきません。区民の住環境を守る立場として、やっぱりより踏み込んだ、やっぱり運用強化という

のは絶対必要になってくる時期にもう差し迫っているんだと思うんですね。

　確かに、観光振興と地域生活の調和というのが重要なのも私分かります。届出制ですから、不備がない場合は受けざるを得ないというのも分かります。しかし、既に調和のバランスが崩れ始めているというか、崩れてきているときに、やっぱり守られるべきは住民の暮らしが第一で、また、その住民のよりどころもやっぱり自治体の窓口だとなるわけですよね。ですから、観光政策という側面だけじゃなくて、住環境問題という一つと捉えて、民泊と地域社会がやっぱり共存できるルールというのも一定考えていかないと、区民の苦情がどんどんどんどん増え続けて、このままでは住環境が守られないということにやっぱりなれば、先ほど様々検討したり、ただ、今の体制の中で取組を行っていくという課長の御答弁ありましたけども、やっぱり独自の規制強化というのはつくっていくということに踏み込んでいくこともやっぱり必要なのではないかなと思うんですが、もう一度いかがでしょう。

〇山田委員長　中島生活衛生課長。

〇中島生活衛生課長　確かにですね、苦情が大分増えているといったところもございます。我々としても、やっぱり一義的には区民の方の今までの生活を守っていくと。その上での民泊という形の考え方はまさに委員と同じでございます。ただ、苦情の内容とかも一定程度精査する必要があると考えているところでございます。事実とちょっと誤認された苦情とか、あるいは風評に乗っかっちゃった苦情とかというのもありますので、そういったところを精査していく必要があるかと思いますが、確かにこれが増え続けた場合につきましては、規制強化の判断の際の一つの指標にはなり得るというふうに考えてございます。

　ただ、一方ですね、先ほどから申し上げているとおり、法令に基づいて行われている事業というところもございますので、苦情の数だけではなくて、地域の状況とか客観的な事実も十分に考慮した上で、総合的かつ適切に判断することが肝要と考えているところでございます。

〇山田委員長　高山委員。

〇高山（か）委員　長年その地域にやっぱり住み続けられている方々にとって、築かれている独自のやっぱりコミュニティというのは既に存在していますし、住民同士が支え合いながら暮らしているケースというのも非常に多いと思うんですね。そうした環境に突然その民泊というのが導入されて、不特定多数の人々が日常的に出入りするようになると、今まで住んでいる住民の方々の生活リズムというのが崩れて、安心感というのが損なわれかねません。また、実際に対応に迫られるのは、実際の法律で規制を緩くしているのは国ですが、今、中島

課長をはじめとする実際に苦慮して対応の窓口とされるのは、やっぱり区役所の窓口や保健所の方々です。ですから、その民泊をどこまで許容できるものなのかという明確な基準をですね、やはり今のうちから文京区がつくり出して、今後に対して備える必要があると思うんですね。そのあたり、何かお考えがあればぜひお聞かせいただきたいんですが。

○山田委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　非常にちょっと難しい御質問をいただいたところでございますけれども、まず、我々としてはですね、民泊事業者にはまず法令、住宅宿泊事業法もそうですし、文京区の条例もしっかり守ることが必要最低条件ということを求めていきたいと考えてございます。その上でですね、地域の住民の方の生活環境を悪化させない配慮をしていただきたいと考えてございます。最近、主な苦情として上がっている騒音だとかごみの処理、喫煙といった事案は、もう苦情として上がってきているのは明白でございますので、そういったものの予防対策も含めしっかり対応することを、今後、事業者に求めていきたいと考えているところでございます。

○山田委員長　高山委員。

○高山（か）委員　お答えいろいろといただきありがとうございました。本当に住んでいる方々にとっては切実な問題なんですよね。実際、そのメリットがありませんから、住んでいる方々にはですね。また、やはり民泊そのものが、先ほどちょっとありましたけども、投資目的とか、それから住民登録というのを目的として、やっぱり利用されることがないよう、しっかりと注視していくことも必要だと思いますので、ぜひまたいろいろと御相談をさせてください。ありがとうございました。

○山田委員長　それでは、金子委員。

○金子委員　私もその239ページの衛生監視のところで民泊なんですけども、皆さん議論されたように、同じ思いであります。それで、やっぱりこれは、今、いろんなルールづくりが必要だというようなときにですね、私、非常に思うのは、夜、無人だと、非常に不安だと、これは住民の皆さんの声の一番大きいところなのかなというふうに思うんですね。そこで、やっぱりフロント、帳場がなくてもいいと、この間、緩和されてきてね、その間の経緯はあるんだけど、住宅宿泊事業法の民泊についても、旅館・ホテル業法のほうについてもね、やはり帳場、フロント、こういうものがやっぱ必要だという方向に戻していかないといけないんじゃないかというふうに思うんですね。そういう点では、国は何て言っているかというと、この観光政策については、住んでよし、訪れてよし、あともう一個、見てよしとかってつい

てね、三方よしみたいなこと言っていて、一番最初はやっぱり住んでよしのところから始まったりもするんですよね。だから、そうなると、今の住民の皆さんの声のところのやっぱり帳場、ないしはフロントが必要というような方向にね、そこのところを国に規制強化を今後求めていくかもしれないって先ほど山本委員の質疑で述べられていたけども、そこも含んでね、区としてしっかり住民の皆さん聞いていると思うんで、検討して国に言ってほしいと私たちは思うんだけど、いかがですか。

○山田委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　まず、帳場、フロントのことなんですけれども、旅館業法、ホテル、旅館につきましては、先ほどちょっと少しお話ししたとおり、全国の市長会の要望の中に、法律としてはＩＣＴ機器を活用して帳場を設けないということも認めるよという話になっていますけれども、文京区としては、市長会要望の一つの御提案として、それは地域の実情に合わせて、フロント必置については自治体で各判断をさせていただきたいと、そういった形で法律等々制度を改正していただきたいというような趣旨の御提案をさせていただいているところでございます。

一方、民泊につきましては、基本的には住宅になります。空いている住宅の宿泊所としての活用になりますので、例えばなんですけれども、マンションとかビルとかの場合については、もしかすると一定程度、帳場になるようなもの、あるいは職員がつめるような部屋を確保することは可能かもしれませんが、個人の方がやっているような住宅を活用する際に、そこに帳場を設ける、それを義務化するというのはなかなか現実的には難しいのが一つと、逆に帳場を設ける住宅となると、何となく民泊専用住宅になりかねないところがありますので、ちょっと民泊については別の手法を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○山田委員長　金子委員。

○金子委員　別の手法も含めて、ぜひ御検討いただいて、お願いしたいと思います。根津で旅館業法の新設の案件相談、説明会があったときにね、住民の人が聞いたら、緩和しているほうが本則だと思っていて、ホテルに帳場が必要ないと思っているね、何で必要なのかという本則を分かっていない事業者もいましたからね、もうちょっと規制緩和が行き過ぎちゃっているという感じがします。

それから、もう一点だけ、公衆浴場のところで聞くんですけども、いっとき、お風呂がないというので、今もそういう声、住民の皆さんあります。それで、新設をする場合に、公衆

浴場をね、大体総額ね、都と区と合わせると２億ぐらいの財政制度があるというふうに聞いてた時期があるんですよ。それは今でも生きていますかね。

○山田委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　現状ですね、都と区と合わせて２億というところの数字につきましては、区のほうについてはそういう、それほどの額のものは特には用意してございませんので、東京都のほうは、すいません、後ほど確認させていただきたいと思います。

○山田委員長　金子委員。

○金子委員　確認して後で教えていただきたいんだけども、一昨日、じゃない、この一、二年の間でも根津でね、地域を歩くと、お風呂を本当につくってほしいという声があります。ほかの地域でもあるし、根津からね、千駄木の五丁目までは、お風呂へ歩いていく道があるんですよね。そこへ行くとね、お風呂へ行くという人がどんどんどんどん来ると、夕方、本当にお風呂ロードみたいなところあるんですよ。だから、やっぱり坂を上っていかないでつくってほしいというような声がありますので、ぜひそういった財政制度も今後きちっと生かしてですね、増やしていってほしいというふうに思っております。お願いします。

○山田委員長　よろしいですか。

それでは、ちょうど正午となりましたので、ここで休憩に入らせていただきます。

午後　　０時００分　休憩

午後　　０時５９分　再開

○山田委員長　それでは、皆様おそろいですので、予算審査特別委員会を再開いたします。

審査に入る前に、理事会の開催についてお諮りいたします。

これまでの進行状況を踏まえて、今後の委員会の進行について協議するために、午後３時の委員会休憩時、理事会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長　ありがとうございます。それでは、午後３時から第二委員会室で理事会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、金子委員の質問途中……、あ、終わったんでしたっけ。大変失礼いたしました。

以上で、６款衛生費の質疑を終了……。

（「保留の、保留の質問があったので答弁」と言う人あり）

○山田委員長　あ、ごめんなさい。

それでは、中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　先ほど、金子委員の御質問で一部保留させていただいたものについて御回答させていただきます。

先ほど申し上げたとおり、公衆浴場の新築に関する補助金については、区のほうはないということで御回答させていただきましたが、この間、東京都にもちょっと確認させていただきましたが、新築に係る補助はないということを聞いております。

○山田委員長　よろしいでしょうか。大変失礼しました。

次の質問、田中香澄委員、お願いいたします。

○田中（香）委員　ありがとうございます。それでは、産前・産後ケアのところでお聞きしたいというふうに思います。

切れ目のない産前・産後ケアにつきましては、受皿を確保してほしいという点と、また、１歳の壁というものを撤廃をしてほしいということ、また、重層においても応援団の助産師さんの処遇改善をなされているということあたりについて確認をしていきたいと思います。

10年前から文京区は文京区版ネウボラ制度をやっていただいております。振り返ると、私が文京区の議会、議員になって１期目のときに、公明党の女性議員が大変多く誕生した時期でありまして、その女性議員のほとんどが出産・育児を経験しておりました。そういった経緯もありまして、もっと子育て支援を充実させたいねと、そういう意味から、フィンランドやデンマークなど北欧の子育て支援を学んでまいりました。そのときに保健師が担当者でネウボラおばさん、ネウボラというのはアドバイスの場という意味ですけれども、そういったネウボラおばさんがいることを知りました。ぜひ日本でもやるべきだということで訴えをさせていただくと同時に、文京区は先んじてやるというふうに宣言していただいて、これまで顔の見える関係性を培ってきてくださって、まさに先駆的なモデルとして私も誇らしい事業の一つであります。

まず一つをお聞きしたいのは、この10年でネウボラ制度をやった前と、やる、やってきた今と、どういった部分が大きく変わったとお感じになっているのか。それをお聞きをしたいということ。そして、事業の中でですね、妊娠届を出して、ネウボラ面談をして、育児パッケージなどで応援ギフトをもらって、経済的支援も、また精神的な支援もやっていただくということをやっていただいているんですけれども、そういった受皿の部分の確保の見通しについて改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

またですね、産後間もない母体の回復や、また、そういった授乳状況を確認する産後２週間、１か月健診ということを実現をされます。これも公明党が強く要望してきた産後鬱の予

防ということに寄与するものと高く評価をしております。この産後ケアの、その後に続く産後ケアというものが、子どもが１歳になるまで様々施設、今、８施設なんでしょうか。そして、実際に一日何人ぐらい利用しているのかなというところではあるんですけども、実費500円ぐらいでできるようになって、もうこれも大変すばらしいと思って、聞かれる利用者の声なんかもお聞きをしておきたいというふうに思います。

　ただ、この１歳が終わると使えないということもあります。これは国の補助金があってこその、この実費負担の軽減だとかということがあるので、国にしっかりこの延長も含めてお願いをしておきたいというふうに思うんですけども、所管の部分をお聞きをしたいということ。

　そして、助産師の処遇改善については、これまでも要望してきまして、７年度は助産師さんの処遇も改善をしていきましたし、８年度も改善をしていきますよというお声を聞いているので、これは御答弁は大丈夫です。

　ここまでまずお願いします。

○山田委員長　大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長　産後ケア、ネウボラを始めて10年というところの御質問の部分ですけども、これまでもですね、様々な機会を通じて妊婦さん、それから産婦さんに寄り添っていた部分ではありますけども、一番大きな違いが出てきたのが令和５年ですね、令和５年の段階で、今まで国のほうで補助金の各自治体のほうの上限が６施設のみという部分が、これ全廃しました。これ国が産後ケアをぜひ使ってもらいたいという強い思いがあったというところがあるかと思います。それに伴いまして、文京区の方針も、そこから施設を増やしていくと同時に、もともと産後ケアの部分としては、保健師が育児困難に陥りやすい妊婦・産婦の方々に少しでもレスパイト、休憩をとって、休息をとってもらいたいという形でスタートした部分があるんですけども、国のほうとしては必要と、妊婦・産婦が必要と思った、いわゆる妊婦・産婦であれば誰でも使えるようにしろという、そういったお話をいただいているところがありますので、文京区もそういった形で、全ての方に利用してもらうという形にさせてもらいました。それによってですね、今まで見えなかった産婦の不安というのが、産後ケア事業者から情報として入ってくるような形になりまして、そういった意味での未然防止という部分には非常に寄与したかなというふうに思っています。さらに、昨年度からですね、利用料金を自己負担３割から１割という形の大幅に減らしたことによって、多くの利用者が増えて使っていただいているところがあります。そういった意味でも、使いやす

い、休みやすいというところで、この産後ケア事業は活躍できているのかなというふうに思っていますし、多くの区民からでも、いろいろなお褒めの言葉をいただいているところであります。

利用者の部分に関しましては、日割りをするとなかなか土・日とかという部分で割り切るのはなかなか難しいんですが、単純計算としまして、令和６年の利用実績としては、延べ人数としては1,601人、人数というよりも日数ですね、1,601日だったんですけども、今年の２月の段階、あ、１月の段階で既に2,170という形で大幅に利用されている状況になっているところです。我々としても、施設の量を増やしていくというのは当然考えていかなきゃならないんですけども、ぜひともそこの部分についてはやっていきたいなというふうに思っています。

〇山田委員長　田中香澄委員。

〇田中（香）委員　ありがとうございます。すいません、時間が私どもなくなっちゃってきて。

そういう意味では、ネウボラ制度も必要な妊婦さん全ての方に活用してもらって、見えない不安が見えたということで、本当によかったなというふうに思います。なかなかデイケアの施設を増やすのは大変だと思うんですけども、ぜひまたニーズ量に合わせてやっていただきたいというふうに思っております。

それで、併せてですね、243ページに乳がん検診、乳がん検診も37％から40％に引き上がっていて、私たちも受診勧奨、再勧奨などもやらせていただいて、先般も女性の健康週間に合わせて啓蒙活動をさせていただきました。６割まで目指しているので、ぜひ一緒に頑張っていきたいというふうに思っております。

また、更年期障害というところに関しては、私たち公明党の女性議員でも推進をしてきているところなんですが、大手新聞社によりますと、まだ女性の健康支援の遅れが７割ということで、更年期にまだまだ課題があるというところがございます。この部分も確度をつけてぜひお取り組みをいただきたいということと、女性の健康週間が平日なんですね。なので、ぜひ働く女性が非常に多いので、施設の確保というのをぜひ土・日やっていただいて、ぜひ来年、再来年、そういうふうにしていただきたい。

それから、がん検診、あ、眼科検診の部分は非常によかったなというふうに思いますし、また、アピアランスケアに関しましても、乳がんの患者以外の脱毛症の方に対象が広がったということ、本当に患者会の皆さんからすぐに御連絡がありまして、よかったと、ありがとうございますというようなお話がございました。前立腺がんの検診はまだまだ道半ばですけ

ども、ぜひ御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

御答弁お願いします。答弁あります。

○山田委員長　大武健康推進課長。

○大武健康推進課長　まず、女性の健康イベントでございますが、こちら、３月１日から８日までの女性健康週間、これに合わせまして、今年は実は３月に会場が取れなくて、２月の27、28で実施した、木、金で実施したところでございます。なかなか会場の関係もありまして、土曜日に取れるかどうかというのはありますが、今後、そこの調整はしていきたいと考えてございます。

ちなみに、今回はアートサロンのほうからギャラリーシビックのほうに会場を広くして、イベントも充実してございます。更年期につきましては、様々このライフステージの中で更年期に起きやすい症状であったり、我慢しないで医療機関に行っていただくことであったり、かかりやすい病気であったり、そういう周知に努めているところでございます。

また、アピアランスケアにつきましては、委員御指摘のとおり、来年度よりがん患者以外の方にも拡大いたします。対象も200人から230人と規模を拡大して、予算も拡充しているところでございます。引き続き拡充に努めてまいります。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○山田委員長　以上で、６款衛生費の質疑を終了させていただきます。

それでは、理事者の方には移動のほどお願いいたします。

それでは、続きまして、７款都市整備費の質疑に入ります。事項別明細書の252ページから259ページまでの部分となります。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長　それでは、７款を御説明いたします。252ページをお開きください。

７款都市整備費、１項都市整備費、１目都市整備総務費５億1,760万5,000円でございます。

254ページをお開きください。２目都市整備事業費９億877万8,000円、６番、耐震改修促進事業の(3)耐震改修費用助成、助成限度額等の拡充による増でございます。

３目市街地再開発費555万9,000円、257ページの１番、再開発事業助成、技術者単価の上昇に伴う費用便益分析等委託による増でございます。

256ページを御覧ください。４目住宅対策費3,436万7,000円、２番、マンション管理適正化支援事業の(1)マンション管理適正化支援事業、補助見込みの実績による増でございます。

２項建築費、１目建築指導費２億3,123万8,000円でございます。

７款の説明は以上でございます。

○山田委員長　それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

３名ですか。

それでは、上田委員。

○上田委員　257ページのマンション管理適正化支援事業について伺います。

近年、エネルギー価格の上昇が続いており、中東情勢の緊迫化などを背景に、電気代のさらなる上昇も懸念されています。こうした状況の中で、住宅の省エネ性能、特に断熱性能の向上は、脱炭素の推進だけではなく、光熱費の削減や住環境の向上、さらにはヒートショックなどの健康リスクの低減、マンション価値の向上にもつながる重要な取組です。日本の住宅は2025年に新築住宅の省エネ最低基準として義務づけられている断熱等級４の住宅ですら13％程度にとどまるなど、国際的に見ても断熱性能が十分とは言えない状況にあります。文京区住宅マスタープランでも再生可能エネルギーの利活用や高効率設備の導入など、脱炭素に配慮した住宅ストックの形成を誘導していくことが示されています。

こうした観点から、マンションの大規模修繕や設備更新の機会を捉え、断熱改修や再エネ設備の導入など、省エネ性能の向上につながる取組を進めていくため、環境政策課との連携も重要ですし、マンション管理セミナーなどの機会を活用し、断熱改修や省エネ設備導入のメリット、また、脱炭素に関する国や東京都の有利な補助制度について、マンション管理組合等に対して一層積極的に情報提供を行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○山田委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　住宅の脱炭素化というところでございますけれども、委員御指摘のとおりですね、住宅マスタープランにおきましては、全ての住宅の質の向上を目指してですね、省エネの住まいづくりを区としても支援していくというところでございます。

エネルギー効率の高い住宅は家計への負担が下がるなどですね、その他、健康面ですとか様々なメリットがあるというところは御指摘のとおりでございますし、また、改修費用の助成を国や都が行っているといった、そういった情報もですね、区民にとって有益な情報につきまして、区としては情報提供に努めてまいりますとともに、啓発事業、様々、マンション管理セミナーですとか、様々な事業を行っておりますので、そういった機会を捉えてですね、関係所管とも連携しまして、脱炭素に配慮した良質な住宅ストックの形成を誘導していくことに取り組んでまいります。

○山田委員長　続きまして、関川委員。

○関川委員　255ページの崖等整備資金助成と、257ページの再開発事業助成についてお伺いします。

この崖については、区内にはレッドゾーンとイエローゾーンと呼ばれる危険地域がありますが、この地域は何か所あって、補助金は今のところ実績でどのようになっているのでしょうか。それから、申請の数はどういうふうになっておりますか。

○山田委員長　前田地域整備課長。

○前田地域整備課長　いわゆる土砂災害警戒区域、特別警戒区域等の箇所数についてはですね、ちょっと今、手元に正確な数字はないんですが、100か所程度はあったというふうに記憶しております。

崖の整備助成に関しましてはですね、いわゆる警戒区域、レッドゾーン、イエローゾーンに関しては、今年度ですね、１件申請が出ておりまして、今現在、工事が進められているというような状態でございます。その他、あと２件ほど警戒区域外のところでの崖整備の助成をしているというような状態でございます。

○山田委員長　関川委員。

○関川委員　１件当たりどのくらいの助成額ですか。

○山田委員長　前田地域整備課長。

○前田地域整備課長　土砂災害警戒区域に関しましては、上限を一応1,000万円とさせていただいております。ただ、実際にかかった工事等の費用の２分の１を上限としているというところでございます。それ以外の部分についてはですね、同じように、工事費等のかかった費用の２分の１かつ200万円でございます。

○山田委員長　関川委員。

○関川委員　レッドゾーン、イエローゾーンのちょっと箇所数が今のところ分からないみたいなので、ちょっとかなりあったと思いますけども、それで、助成の数が１件ということで、助成額は1,000万ということなんですが、このレッドゾーン、イエローゾーンについては、危険箇所ということなので、早く直さないといけないので、毎年１件ずつだと、もうとてもじゃないけど追いついていかないなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○山田委員長　川西建築指導課長。

○川西建築指導課長　すいません。数字の補足だけさせていただきます。まず、レッドゾーンと言われている土砂災害特別警戒区域というところにつきましては、63か所、自然崖で11か

所、人工崖で52か所というところになっています。これもですね、解消されれば数字が減っていくというところの数字でございます。一方、イエローゾーンと言われる土砂災害警戒区域に関しましては、43か所、自然崖４か所の人工崖39か所。これも解消によって減っていく数字というところで、当初の合計ですと106か所というところになっているというところでございます。

〇山田委員長　関川委員。

〇関川委員　ありがとうございました。いずれにしても、イエローとレッドを合わせて106か所の危険箇所があるということでは、やっぱり１件ずつだと、さっきも言いましたけれども、毎年１件ずつだと、とても追いついていけないなというふうに思うのと、それから、私は本郷四丁目のいわゆる崖、低い崖、１メートルの崖、縦は１メートル、横が７メートルの改修を区がやったときに、6,400万ということで、こんなにかかるのかなというふうに思ったんですけれども、一般の人が申請で崖を直すということなんですけども、1,000万、1,000万というと多いなというふうに思うかもしれませんけど、この1,000万の助成しか受けられないということでは、なかなか申請に至らないというふうに思うんですが、助成額を増やす、それから件数を増やすというようなことは考えていらっしゃらないですか。

〇山田委員長　前田地域整備課長。

〇前田地域整備課長　確かに御指摘のようにですね、レッドゾーン、イエローゾーンというのは件数多いんですが、なかなかですね、年間１件程度の、今年度は１件、昨年度も何件かあったと思います、昨年度も１件ですかね、そういったところで補助は続けさせていただいておりますが、やはり、それなりに大きな擁壁になってきますので、何というんですかね、すぐに工事ができるというようなことがなくてですね、継続的に御相談を我々の区の職員も現場へ行ったりして継続しているものも幾つかございます。そういったものをしっかりできるだけ整備工事に進めるように丁寧に進めていきたいというのが、まず一点、我々が考えているところでございます。

　工事費につきましてもですね、一応、工事に必要だった費用の２分の１を上限とするというようなことでやっておりますので、所有者の方の御理解も得ながら、あるいは近年はその補強工事に対してもこの1,000万円というのを助成するというような形に変えてきておりますので、そういった制度を御紹介しながらですね、丁寧に崖の安全性を高めるということに努めていきたいというふうに考えているところです。

〇山田委員長　関川委員。

○関川委員　ありがとうございました。区の方がこういう危険な崖のところは回って、直したほうがいいですよというような助成を、助言をするということですけれども、杉並区、2025年の９月に杉並木で木造二階建ての住宅が倒壊した事案がありましたけれど、これは擁壁のひびや膨らみ、擁壁の崩壊が主な原因と言われています。このような事態を未然に防ぐためにも、イエローゾーン、レッドゾーンのところは急いで補強、改修を行うようにお願いをしておきたいと思います。

○山田委員長　よろしいですか。

○関川委員　257ページの再開発助成事業についてお伺いします。555万9,000円の予算が組まれていますが、これはコンサルタントのための予算とのことですが、具体的にはどのような仕事を行っていただいて、どこの会社を選定するのですか。

○山田委員長　前田地域整備課長。

○前田地域整備課長　こちらにつきましては、今年度ですね、都市計画決定をいたしました後楽二丁目南地区の市街地再開発事業に関して、Ｂ／Ｃ（ビーバイシー）、いわゆる何ですかね、費用便益比、失礼しました、の調査をするということで、事業の内容等に区としてもチェックするための委託費用として用意しているところでございます。

　実際にこれ、まだ都市計画決定はしているんですが、事業認可に来年度以降進んでいく中でですね、必要なタイミングで委託をかけていきたいというふうには考えているんですが、現時点ではですね、再開発の事業に関して、こういったコンサルタントというのは幾つかの会社がありますので、そういったところと相談しながらですね、契約の手続というのは進めたいというふうに考えているところです。

○山田委員長　関川委員。

○関川委員　ありがとうございます。この予算は後楽南ということですけれども、後楽地域の再開発に続いて、湯島三丁目の北東地区の再開発も予定されていますけれども、この再開発の流れの手続はどういうふうになっているのかということと、それと、湯島三丁目はこの地権者は何人で、三井不動産レジデンシャルが事業協力者として参画していることはどのような意味があるのか教えてください。

○山田委員長　前田地域整備課長。

○前田地域整備課長　再開発事業の手続の流れということでよろしいかと思うんですが、一般的には後楽二丁目南地区でやったように、いわゆる市街地再開発事業の都市計画決定をまず行った後ですね、いわゆる事業認可という手続に次に進んでいくと。事業認可に関しまして

は、東京都による認可を受けるというようなことになっております。湯島に関しましてはですね、湯島三丁目のほうで地域の方々が準備組合を今つくっておりまして、再開発事業に向けた検討を、まず、今現在は地域のほうで進めているというような状況でございます。

来年度以降ですね、まず湯島三丁目地区については都市計画の決定というのを目指してですね、文京区と地域の方で協議を継続していきたいというふうなところでございます。

それから、湯島三丁目の地権者数がですね、ちょっと今、手元になくて申し訳ございません。後でお答えさせていただきたいと思うんですが、御指摘のようないわゆるディベロッパーさんが入ってですね、地域の方々といろいろ内容を、今、検討しているということでございますので、最終的にどうなるかというのはまだ区としては決定しているものではないというところでございます。

○山田委員長　関川委員。

○関川委員　ありがとうございました。再開発の本来の目的では、燃えないまちづくりからの出発だったと思いますが、それがいつの間にか都市計画の法律が変えられて、大手ディベロッパーも事業に参画できるようになってしまいました。そのことが企業の利益誘導につながっていくことになってしまうのではないかと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

○山田委員長　前田地域整備課長。

○前田地域整備課長　市街地再開発事業というのは、その地域の例えば防災性の向上とかですね、空地を整備するとかですね、地域の環境をよくするというようなことでございますので、まずは地域の方々とその地区の課題、そういうのを共有しながら区としても丁寧に進めてきているところでございます。そういった中で、通常よりも多く緑地、それから空地、そういったものをつくるとか、公共施設の整備に資するとか、そういった事業の中で全て進めていくという形になっておりますので、何ていうんですかね、一定の何ですか、利益だけということではなくて、地域周辺を含めた形で良好な住環境、それから地域環境をつくっていくということが大きな事業の目的だというふうに考えているところです。

○山田委員長　関川委員。

○関川委員　やっぱり、まちづくりはいろんな人々が関わって、地元住民も関わってちゃんとやっていくということが大事だというふうに思うんですけども、この大手ディベロッパーの方の力を借りないとまちづくりができないようではやっぱりまずいというふうに私は思うんですね。それから、このような再開発は、国庫補助金が令和８年度１億1,400万円が計上されていますが、社会資本整備総合交付金が関連してくると思いますが、国土交通省は2025年

４月に、この社会資本整備総合交付金等による市街地再開発支援の対象を必要性、緊急性の高い事業に絞り込むとする要綱の改正を行いました。湯島地区の再開発はこれには該当するのでしょうか。

〇山田委員長　前田地域整備課長。

〇前田地域整備課長　湯島地区につきましては、まだ現在、地域の方々が準備組合をつくって検討しているという状況でございますので、今後、どういった形になるかというのはまだ未定でございます。

〇山田委員長　関川委員。

〇関川委員　これからということなんでしょうけども、よく地域の特性や、それから地域住民の方の御意見をよく聞いてということでお願いしておきたいと思います。

それから、ここでの再開発は、必要性や緊急性の高い事業なのかどうかの慎重な検討がやっぱり必要だというふうに思うのと、高層建築できる用途地域であっても、これ以上高層の建物は要らない、緑豊かな文京区をと願う区民の要求に基づいて、平成26年につくられた絶対高さ制限の原点に戻ることが大切だというふうに思うのと、あと、高層を建てるのではなく、第二種再開発の検討をするなどしていただけると、していただきたいというふうに思います。

以上です。

〇山田委員長　前田地域整備課長。

〇前田地域整備課長　先ほども質問いただいた湯島三丁目の再開発を目指している地権者数でございますが、今現在、約110名というふうに聞いております。

〇山田委員長　鵜沼都市計画部長。

〇鵜沼都市計画部長　市街地再開発事業はですね、地域の方たちと共に進めていくもので、どうやってまちの課題を解決し、住み続けていくか。その中にですね、様々な制度や容積の割増し、そういったことで住み続けるまちを目指していきます。その際にですね、やはり余剰床を販売することで再開発の資金に充てることから、地域住民の方たちだけでは販売のノウハウもございませんので、当然その民間の方の力を借りていくというのは当然あっていくべきことですし、それを是として進めていくことで一定の持続性が確保される、そういったものを目的としていますので、利益誘導という御指摘には当たらないように進めていくものでございます。

〇山田委員長　関川委員。

○関川委員　利益誘導に当たるというふうに私は言い切ってはいません。利益誘導に当たるのではないかという、こういうふうに私は思うわけです。

それから、地権者の方は、今、110人っておっしゃいましたけど、地権者の方は土地を差し出して、そしてお部屋をもらうという、こういう手法でまた再開発が行われるかというふうに思うんですが、こういう方々がずっと、維持管理費の問題もあって、住み続けられるかどうかというのは、これまでの再開発を見れば住み続けられない人が出てくるということもありますので、ぜひさっき言ったように第二種の再開発を検討する等々、検討していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○山田委員長　それでは、山本委員。

○山本委員　257ページ、空き家対策ということで、幾つかお伺いします。

昨年の６月にですね、文京区空家等の適正管理に関する条例ということで施行がされて、９か月がたちました。この条例の制定に関しては、非常に私ども会派としてもありがたいなというふうに思わせていただいているところでございます。その中でですね、特に第７条の緊急安全措置等の規定ということで、いわゆる行政執行ということができるということの規定になるかというふうには思っております。そんな内容も含めまして、昨年度というか、今年度というかですね、まず、空き家の件数、そして、そのうちの特定空き家、そしてまた管理不全空き家ということでの件数が分かればちょっと教えていただきたいと思います。

○山田委員長　川西建築指導課長。

○川西建築指導課長　文京区における空き家と思われる件数のところにつきましては、令和７年度の報告した件数によりましては195件というところになっているというところでございます。また、特定空き家、管理不全空き家に関しましては、今、指定・認定しているところ、勧告しているところはございません。過去にですね、特定空き家は２件、令和６年度に２件指定したというところは文京区の実績というところでございます。

○山田委員長　山本委員。

○山本委員　ありがとうございます。その特定空き家ということで、管理不全で前々年度に２件あったということでございまして、聞きましたら、２件とも無事にまとまったと、話もまとまって終わったということでございます。件数で言えばそんなにはないのかなというところでございますけれども、やっぱりこの条例が施行されたということで、やはり一定の空き家に対する歯止めというか、そういうものが大きく関わってきたのではないかというふうに思っているんですけども、その辺の実感としてはどんなふうに受け止めているかお聞かせを

いただきたいと思います。

○山田委員長　川西建築指導課長。

○川西建築指導課長　我々が把握している約200件の空き家のうちですね、特に管理が必要とされるという空き家のところに関しては大体20件ぐらいあるというふうに認識しているところでございます。その空き家の所有者に関しては、この安全、緊急安全措置の条例ができるというところも踏まえてですね、適切に管理していっていただきたいということの助言・指導等を行うことによってですね、自ら維持管理していただくということの契機につながるというふうに考えておりまして、我々はこの条例をそういうふうな形で、なるべく使わないように、かつ、所有者自らが維持管理していただくような体制にしていけるように使っていきたいというふうに考えているというところでございます。

○山田委員長　山本委員。

○山本委員　ありがとうございます。よく分かりました。ぜひ、一定の歯止めがかかったということで、また事業者に対して、また住民に対しての一定の周知をよろしくまたお願いしたいと思いますが、この条例の中では、どうもまだまだ対処できていけないということの中で、いわゆる何というか、ごみ屋敷と言われるところでございますけれども、今、そういった文京区内でごみ屋敷的な苦情がありますでしょうか。その辺はどうでしょう。

○山田委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　住宅地、住宅の中にごみが積まれているような状況で、そこにお住まいの方がいない状況のところについての御相談というところですと、住環境課のほうにもし区民の方から御相談があれば入るんですけれども、現状でそういった御相談の内容についてはございません。よくある話としましては、樹木が伸び過ぎてきて困ってるんだけど、連絡、所有者の方と取れないんだとか、そういった相談は何件かございます。

○山田委員長　山本委員。

○山本委員　ありがとうございます。ないということでございまして、非常に住民の皆さんの意識が高いのか、この条例が一定施行されたことによっての、ある意味、歯止め的な部分で効力が出ているのかというふうにも認識をさせていただいております。先ほど樹木が飛び出ているとかいう話がありましたが、また、ちょっと事例としてまた過去にですね、樹木が飛び出て、大きな大木が出てきて、もういいかげん空き家で連絡とっても全然とれない、返事もないということで、強制的にその方は樹木を切りまして、それを最終的にはトラブルもなく、逆に大家さんがよく切っていただいたみたいな、そんなある意味、笑い話的なちょっと

怖い話もあったんですけども、当時はいろいろと区のほうにも御相談に乗ってさせていただきました。

特定空き家の件に関しましては２件実行されて、無事に終わっているということで、そのうちの１件、私も先日見てきましたけども、お隣さんに困っているということで相談をして、結局、その条例の効力があってお隣さんは直してくれたと。よって、その次は何が起きたかというと、困っていると言っていたおうちの方が、そのお隣のうちをお買いになられて、自分んちになったというようなことでございます。ぜひ管理不全の検証ですとか実態把握は難しいと思いますけども、きめ細やかな対応と条例の宣伝等をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○山田委員長　以上で、７款都市整備費の質疑を終了させていただきます。

理事者の皆様には、御移動のほどお願いいたします。

それでは、続きまして、８款土木費の質疑に入ります。事項別明細書の258ページから269ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長　それでは、８款を御説明いたします。258ページをお開きください。

８款土木費、１項道路橋梁費、１目道路橋梁総務費７億6,494万2,000円でございます。

260ページをお開きください。２目道路維持費10億6,618万8,000円、４番、道路アセットマネジメント整備工事、施工単価による増でございます。

３目道路新設改良費11億1,863万1,000円、２番、バリアフリーの道づくり、施工単価による増でございます。

262ページをお開きください。４目、橋梁維持費4,615万5,000円、２番、橋梁アセットマネジメント整備、壱岐坂上歩道橋塗膜除去工事の完了による減でございます。

５目街路照明費１億6,978万6,000円、２番、街路灯・保安灯整備、施工数量の見込みによる減でございます。

６目受託事業費２億9,057万4,000円、３番、公共下水道枝線整備工事、施工規模の実績見込みによる減でございます。

７目交通安全対策費４億5,392万6,000円、265ページの７番、自転車活用推進計画の皆増による増でございます。

264ページを御覧ください。２項河川費、１目河川総務費12万7,000円でございます。

２目河川維持費5,256万7,000円、１番、神田川護岸・法面維持、樹木剪定管理の実績見込みによる増でございます。

266ページをお開きください。３項公園緑地費、１目公園総務費２億9,345万1,000円でございます。

２目公園管理費14億1,203万5,000円、１番、公園・児童遊園等維持の(2)運営維持管理費、労務単価の上昇による増でございます。

３目公衆便所管理費6,579万3,000、１番、公衆便所維持、工事の実績見込みによる増でございます。

268ページをお開きください。４目公園新設改良費10億3,970万6,000円、２番、元町公園整備事業、工事完了による減でございます。

５目緑化事業費1,103万6,000円、１番、緑化推進の(2)樹木・樹林の保護育成、保護指定した樹木の補助による増でございます。

８款の説明は以上でございます。

〇山田委員長　それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、浅川委員。

〇浅川委員　私のほうは、まず、なかなかいつもこの、何というんですか、時間というか、なると、持ち時間がなかったんですけど、今日はちょっと取っておいたので、少し詳しくお聞きしたいなと思います。決して怖いことはお話聞かないと思いますけれども、よろしくお願いします。

まず、259ページなんですけども、ちょっと初めてこの質問をするんですけれども、ごめんなさいね、この下の枠のところの４番で、道路監察事務ですかね。これは管理課さんだと思うんですけども、この内容が、区民からどのような相談とか情報が入ってくるのかなというのを伺いたいのと、例えば、それで、ここがたしか道路にはみ出した植木の枝の駆除等をどのように対処しているのかなというのをまずお聞きしたいんですけども。

〇山田委員長　橋本管理課長。

〇橋本管理課長　まず、道路監察に関して区民からの通報や陳情の内容でございますけども、主に道路の不正使用に関することでございまして、例えば段差解消ステップを道路上に出して使っているであるとか、また、樹木が道路上に越境しているというような内容となっております。こういった内容につきましては、道路パトロールを日々行っておりますので、その

中で速やかに現場に出向いて、状況の調査や確認などを行っております。

○山田委員長　浅川委員。

○浅川委員　ありがとうございます。私がその後、聞きたいなと思ったのは、苦情が出ていると逆に文句を言われたりして、うちの木が何で悪いんだとか、そういうのもあったりなんかして、要するに、苦情先の問題に対する対処がしっかりと受け止められているのかどうかという心配があるんですね。それはうまくやっていらっしゃるのかどうかというのと、あとは聞き入れていただけない場合に、万が一ですね、どのように対処しているのかなというのをお聞かせ願えればと思います。

○山田委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　指導の中で説明を行っているわけでありますが、なぜその通報・陳情があったかというところについては、道路に物を置いてはいけないというような道路法の基本的な考え方の説明を踏まえて、御理解いただけるように丁寧に説明しているところであります。

　また、なかなか御理解いただけないというケースも時としてありますが、多いケースとしては、例えば樹木が道路に越境していることに関して、自分では枝が切れないのでどうしたらいいでしょうかという質問を逆に受けることがございます。そういった場合には、御自分で難しければ専門事業者の方に頼んでみてはどうでしょうかというような助言も行っておりまして、可能な限り道路不正使用の現状が解消されるように取り組んでいるところであります。

○山田委員長　浅川委員。

○浅川委員　では、こういう、何というんですか、情報が入ったときに、対処に対しては特に問題なくうまくいっているということでよろしいんですね。

○山田委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　いただいた通報・陳情については全て対応しておりまして、中にはなかなか対応が難しいというケースもありますが、それでも解決するところまで粘り強く対応しているというのが現状であります。

○山田委員長　浅川委員。

○浅川委員　ちょっとトラブルがあったところの話題も業界の中でもあったりなんかするんで、本当大変だと思うんですけども、しっかりと相手の立場になりながらも、区の利益になるようにしっかりと進めていっていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

次ですけれども、161ページになります。

○山田委員長　え、200。

○浅川委員　あ、ごめんなさい、200です、261ページの真ん中のところですね、３番、真ん中の枠の３番ですね、街路樹及び植樹帯の維持ということで、日頃よりすごく文京区の樹木の管理が、特に街路樹に関してはすごくいいなというふうに受け止めておりますけれども、ただですね、植木も狭いところに植えてしまうと根っこが暴れ出すんですよね。例えば歩道、あとその周りに街路樹の大きいのが植わっていると起こり得ることなんですが、大木の根上がりって、根が上がってっちゃうって意味なんですけどね、根上がりに足がつまずくなどの危険とか、あるいは木の根っこで歩道のアスファルト、これが持ち上がったりして亀裂が入っているという場合などは、どのように情報が入ってきて、どのように対処しているのかなということが一つと、あと、植え込み地と歩道に、植え込み地って周りに土が入っているんですけど、あれがだんだん下がってきちゃって、歩道と平らじゃないときに自転車で落っこっちゃったという人がいたりとか、非常に危ないんですけども、こういうことに対しての危険箇所のチェックに関してはどのようになっているのか伺いたいと思います。

○山田委員長　村岡道路課長。

○村岡道路課長　まず、１点目の根上がりによる舗装の破損についてですけれども、区道の場合であれば、調査の結果、本当に根上がりが原因であればですね、亀裂の大きさですとか、歩行者への影響等にもよりますけれども、根を傷つけないようにまず舗装を剥がしまして、確認をして、防根シートを設置したり、保護材を設置したりいたします。その撤去した舗装を復旧するときに舗装材を工夫することで、たわみ性を持たせた舗装材を設置することで、ある程度、亀裂を防げるのかなというふうに思っております。我々としては、可能な範囲でやっておりますが、国道や都道の場合、文京区が管理する道路以外の場合であれば、各道路管理者に連絡をしているところでございます。

２点目の植え込み地と歩道の段差についてですけども、おおむね基準として植栽ブロックと土との差というのが３センチほどというふうに基準が定められておりまして、それより減った場合はですね、土を補給したりしております。我々道路巡回でそういった現象を発見した場合は、その都度、補修をしておりますし、同様にほかの道路管理者のところで発見した場合は連絡をしているところでございます。

○山田委員長　浅川委員。

○浅川委員　ありがとうございます。やはり文京区の街路樹と、それだけじゃなくて国土交通

省が管理しているのとか、あと東京都ですね、六建のほうで管理しているもの、いろいろあるでしょうけれども、ただ、けがをしたり、そういうことに、そういう目に遭ったときは全部文京区のせいになってしまう可能性もあるので、そのあたりの説明も含めて。

これ本当に土が減って、それを入れていくというのはすごい大変だと思うんですよね。簡単に入れていけばいいんだ、３センチでって言ったって、何か所も何十か所も何百か所もあるわけですから、そのあたりもしっかりとチェックを入れながら、区民の方がけがなさらないようにしていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あとは、樹木のほうの関係で、街路樹ですのでね、よく樹木を強剪定する際に、樹木への影響を考慮した場合に、的確な時期に作業を依頼しているかどうかというのがちょっと心配で、先ほども植え込みところの根っこが上がってきちゃったけど、根っこを切らずに、でも根っこを切っていい時期と切っちゃ駄目な時期があるので、そのあたりも含めて、一番安全なのは、正月明けから３月の半ばぐらいまでに手をつける分には、ある程度、手首ぐらい太いのでも大丈夫なので、そういったのは専門家に伺えば分かると思うので、そういうのもアドバイスしていただきながら、どうせやる方は専門家だと思うので、切っていい時期、いけない時期というのが、樹木の強剪定にもあるということも踏まえていただきたいと思うんですが、それはいかがかということと、あとは、街路樹の倒木とかね、あるいは枝が、太い枝が落下してしまったとかいうときに、樹木診断をしていますよということでお聞きはしているんですけども、この本区の樹木の状態というのは、精密診断を行ったときに比較的良好なのかどうか伺いたいんですけども。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　まず、樹木の剪定時期というところの御質問でございますが、樹木については常緑樹、落葉樹もございますので、それぞれ、その樹木に合った時期に剪定するようにみどり公園課のほうでは対応してございます。

それから、樹木診断につきましては、文京区では街路樹、公園樹木ともに３年に１回の頻度で樹木の診断のほうを行っておりまして、判定区分としましては、Ａ、Ｂ１、Ｂ２、Ｃという４判定の区分になるんですけれども、Ｃの判定の場合は伐採で、Ｂ２の場合に関しては、それ以降毎年ですね、フォローアップ診断という形で、その樹木の状態を確認していくことで、そうした倒木等につながらないような形で健全な形で維持管理しているというところでございます。

○山田委員長　浅川委員。

○浅川委員　ありがとうございます。やはり一般質問でも伺いましたけれども、時期を見て、それで夏は日陰をつくるとか、そういういろいろなね、配慮がされてきて、すごくよかったなというふうに思っています。この時期が、何で私が時期、時期言っているのかというと、昔、すごい嫌な思い出がありましてね、学校って夏休みがあるんですよね。そうすると、子どもたちがいないときにやったほうが危なくないっていって、大きな木を切るたんびにこれ枯れちゃうよって言ったら、いや枯れてもいいんですって言ったかどうかはともかくとしまして、よく枯れてました。そういうのはすごく時期って大事なので、そういう意味でお話ししましたので、よろしくお願いしたいなと。特に落葉樹は夏切ったら本当に枯れちゃいますので、気をつけてくださいと思います。

あとですね、次では267ページになります。これ、公園とか児童遊園のほうなんですけども、やはり真ん中のところの１番ですね、267ページ、真ん中の枠の１番の公園・児童遊園等の維持と。街路樹とまたね、ちょっと公園というのは維持の方法が変わってくると思うんですけれども、まず、この公園・児童遊園等の植栽管理方法、それと景観維持についてはね、やはり理論的に統一された指示を出しているとは思うんですけれども、全体の景色が不自然に見えたり、あるいは樹木の樹勢といって、木の傾きというんですかね、それによる勢いを感じるというような意味での、そういうことがそろっていない、いなかったりとかした場合に、適切な指示や対処方法を要望してほしいなというふうに思っているわけですね。切る方によって、大本の業者さんもいても、やはり班に分かれていると、それなりの特徴を持った切り方とかになってしまうこともあるんですね。あ、この人これ切って、あ、３人で今日来ているから、３番目と１番、１番目と４番目と７番目が一緒なんだなとかね、３人でやって癖がやっぱり出ちゃうんですよね。そういうのをしっかりと指示していただけるといいなって。特に公園の場合はね、やり切りでやっているんで、各公園でちょっと雰囲気が変わっちゃったりとか、そうならないようにしていただきたいなということですね。さらに、それが適切な指示や対処方法を要望していただきたいなというのが一つと、それから、これが庭園になりますとね、景観を、庭園の景観を保持するために、やはり専門家からアドバイスをいただいて、どういうふうに仕上げていくかというのも、もう指定管理の方でもすばらしい技術の方もいらっしゃるので、そういうところをうまく使って、使ってって言っちゃいけないんですね、教えていただきながらやるといいんじゃないかなというふうに思います。

あとは、公園においてもやはりね、根上がりに足をつまずく子どもたちが本当に多いんですよね。足挟まっちゃったりとか、靴が挟まって靴脱げちゃったとか、そういうところは非

常に危険なので、そのあたりも随時見ていただいて、対処すべきものはしていただきたいなというふうに思っております。

樹木の倒木っていいますとね、先日は世田谷の砧公園で、桜と、それからヒマラヤスギですか、２日連続で１本ずつ倒れてしまいましたね。本区ではね、公園において倒木や枝の落下に対応した、やはり精密診断、３年に１回とか、あるいは毎年見ていますよというものもあると。これは精密診断として何を調べて、この調べるためにどのような調査を行っているのかというのを伺いたいなと思います。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　まず、統一的な植栽の維持管理、樹木含めた植栽の維持管理に関する御質問でございますけれども、植栽の、樹木の剪定に当たりましては、仕様の中で、区のほうからこうした形の剪定ということで定めて発注しているところでございますけれども、定例的に業者のほうとも打合せを行っております。また、来年度からよりきめ細かな維持管理にもなっていきますので、そのあたりを密に確認、打合せしながら、その維持管理に差が出ないように今後も努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、庭園の剪定の部分につきましても、今年度から肥後細川庭園のほうについては、有識者のほうにも現地を見ていただきまして、樹木も含めて、様々な御助言いただいておりますので、そうした御意見も踏まえながら、より魅力を向上できるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、樹木の根上がりの部分につきましては、できるだけその根を傷めてフラットの部分を増やすという形ではなくて、やはりそういった樹木を大切にするために注意喚起部分ですとか、そのあたりをしっかりして、園内で事故が起こらないように対策はしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、樹木の腐朽、精密診断についてでございますけれども、区のほうで確認している精密診断としましては、樹木の中の腐朽空洞のところ、実際にどれくらいあるかというところを確認、調査しているところでございます。

○山田委員長　浅川委員。

○浅川委員　やはり、さすが文京区のみどり公園課だなという課長の御答弁でしたけども、本当にすばらしいんですね。今、まさにそれがお答えだと思いますし、じゃあ、何でそんな質問したのかって言われるかもしれないですが、ここでちょっとずれますけれども、やはりね、樹木って公園と街路樹だけじゃないですよね。区有施設にも植わっているし、学校にも植わ

っているし、そういった点で、やはりすばらしい課長のそのお考えを、何というか、横に広げていただいて、そういう区有施設もね、すばらしいこの管理方法を使って見栄えのいいものにしていければいいんじゃないかな。やっぱり10年後に緑を立派にさせるというような計画でやってきているわけですから、そういうふうに、せっかくのいいお知恵をお持ちなんで、ぜひそれを周りに広げていただければいいなと思っております。

しかも肥後細川庭園の件は、本当に私もほっとしているんですけども、これからすごく期待できるなというふうに思っておりますので、ぜひ続けてやっていただきたいなと思います。

また、時間大丈夫ですかね。あとですね、次が260、同じ７ページですね。この、今１番でしたけど、今度は３番の安全・安心な公園づくりということで、ちょっと方向性違うんですけれども、この公園の安全・安心な公園づくりのために巡回をしていると思うんですね、巡視というんですかね。その内容について、どのようにして安全・安心につなげているのか、また、公園の防犯カメラもある程度は設置されていて、今度、再整備をやるところだけが残っているとも伺ったんですけれども、それの成果ですね、カメラを、防犯カメラを設置したからすごくこれでよかったんだという成果が、あるいは、何か犯罪があったんじゃないかというときに見ているのかはともかくとしまして、その成果ですね。あとは公園の死角というのは、生け垣とかそういうのがあって景色が見通せなくて犯罪に遭ってしまったというのが昔ありましてね、大分背を低くしたりとかしているんで、そのあたりの危険回避のことについて伺いたいと思います。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　まず、１点目の公園の巡視のところについてでございますけれども、公園の利用に当たりましては、様々ルール等があるところでございますけれども、利用者の中にはそういったルールを守っていただけない方ですとか、そういったものに対して区のほうに情報提供が来た際にですね、やはり直接指導員のほうが現地に行って、そういったものに対して指導することで、そういったルール、マナーのほうの徹底を図っているというところになっております。

また、防犯カメラ設置による効果という、成果、効果というところでございますけれども、防犯カメラがあることで、一定、まず犯罪の抑止につながるというところと、あとは具体的に警察のほうからそういう情報提供の依頼というところがみどり公園課のほうにも来るんですけれども、そうした際にその防犯カメラのデータを提供しまして、その後、それがどうなったかまではこちらのほうには情報はいただいておりませんけれども、そうした犯人の特定

ですとか、そうしたところにもつながっているのではないかなというふうに考えております。

　また、公園の死角についての御質問でございますけれども、公園の再整備など全体的な整備を行う際には、防犯の観点から視認性というところについては、よく来ていただける参加者の方からも御意見いただきますので、そうした御意見も踏まえながら、公園のほうで視認性もしっかり確保できるような形で整備のほうを進めているところでございます。

○山田委員長　浅川委員。

○浅川委員　御答弁ありがとうございます。いや、一時期、本当に犯罪が公園で起こっていた時期があったですよね。あれからいろいろ見直しがあって、今、そういうふうに防犯カメラもついているし、死角がないような公園になっているということで、すごく安心いたしました。ありがとうございます。

　あとですね、次ですけれども、269ページの上から２番目の枠の真ん中よりちょっと上なんですけど、公園再整備事業ですね。これなんですけども、既存樹木の移植とか伐採の判断というのは本当に悩ましいところなんですけども、公園の開設当初から植栽された樹木に紛れてね、種から育った実生の樹木が生えているわけですね。これをまたかわいいなっていって育てちゃったりなんかすると、公園のバランスがかなり崩れるんですけども、一般的に森の寿命というのは大体もう一般的には200年ぐらいと言われているぐらいで、ずっと生き延びるというのはよっぽどの、シダレザクラの千年物とか、そういうのがあるにせよ、そんなには長引かない、長くはもたないわけですね。ソメイヨシノなら60年とかね、そういうのがありますので、そういった感じで新規に公園設計に当たってね、公園整備における既存樹木の対応ですけれども、伐採しないでほしいという、街路樹を大事にしようとかいう、そういう方々がいらっしゃったとして、公園整備のときにね、本区ではどのようにそれを受け止めて、納得していただけるような対処をしているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○山田委員長　みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　樹木の伐採等の対応のところについてでございますけれども、よく公園再整備をする際に、樹木の伐採のところについては、そうした樹木を残してもらいたいですとか、御意見を多くいただいているところでございます。区の考え方としましては、まずは樹木診断を行った結果、やはりその健全度が悪いものについては伐採させていただくと、安全性を確保する上で伐採させていただくというところをまず第一とさせていただきまして、そのほかですね、公園の再整備の中で残せるものは残していくところではございますけれども、ゾーニングの関係などで、どうしてもその樹木をそこではないところにできないかとい

うところで、移植が可能なものについては移植をしますし、また、ちょっとそれができないところについては伐採というところで、そのあたりを丁寧に説明していくような形で御理解をいただくように努めているところでございます。

〇山田委員長　浅川委員。

〇浅川委員　今のお話で、どうしても駄目だという何か団体とかがよくね、いらっしゃるという話も聞いているんですが、その人たちが悪いわけじゃなくて、気持ちがやっぱりね、かわいそうだからってあるんですよ。そのあたりの皆さんにも納得していただけるように対処を、御対処していただいて、しかも地域の方がみんな望むような公園にね、あるいは植木を残すようにしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

あと、その関連で、今、悪い虫がまた出てきたんですね。これもうテレビでもやっている、そうです、クビアカじゃない、そうですね、ツヤカミキリってやつですね。もう５年ぐらい前から入っているぞというのはあって、関西のほうはかなりやられていて、それがもう辰巳のあたりまで来ている。これって移ります。というのは、夜飛びますからね、カミキリムシ。で、厄介なのは何かというと、外来種なんですよ。外来種は日本で、何というんですかね、認められた薬剤が使えないんですよね。このために使う薬っていったのを違うふうに使ってしまうと、それこそ罰せられてしまうので、非常に農薬法は難しくなっちゃっていまして、そんなこともありますけれども、その中でも対処する方法があったんですね。

これ何で言っているかというと、江戸川、あ、江戸川じゃない、ごめんなさい、江東区さんは、樹木医の仲間からの情報が入ったんだけど、ほとんど何もしなかったんですね。放っておいたと。そうしたら、もう多分100本ぐらいは駄目になっちゃうだろうなと。そういうことがないように対処をするための準備をしっかりとしていただきたいなということと、専門家の方がいらっしゃるので、そういう方々の御意見をよく伺ってほしいんですね。ただ、それを今、ネットをかけて入らないようにしているかもしれないけども、中でしっかり生き続けちゃってどうしようもないと。もう密封してね、何ていうんですかね、窒息させるぐらいの勢いでやるところもあるし、いろいろな方法が載っていますので、あとは自治体で対処されているところがあればその事例を使って、それで、とにかく文京区の桜を枯らさないようにしていただきたいなというのと、桜だけじゃなくて、バラ科のそういう似たような植物ですね、桃だとか、杏だとか、梅だとか、気をつけていただきたいなと思うので、よろしくお願いしたいと思います。

最後にですね、269ページの今のところの下の枠の１の(2)ですね、保護樹木のことについ

て、最近ちょっと情報としてね、保護樹木登録しているのに下から伐採しちゃったというような話があったりなかったりで、あるんですけどね。それで、登録抹消されたその保護樹木の本数というのは、今年度はちょっとまだ統計とれてないんだと思うんですけども、そのあたりがイメージとして分かるようにちょっと教えていただければと思うんですけれども。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　まず、最初のお話のほうにあったクビアカツヤカミキリの被害に関しては、23区の中でも、今、幾つかの区で被害が確認されてきているところでありますけれども、文京区のほうではまだ確認されていないという状況でございます。こちらについては、被害についてフラスと呼ばれる木くずとふんが混ざったようなものが大量に排出されるという特徴がありますので、そうしたものを樹木の定期点検ですとか、あとは、みどり公園課の職員による現場の作業の際に異常がないかについては確認するようにしております。職員のほうでも、都のほうで開催しています、そうしたクビアカツヤカミキリの講習会のほうには参加しまして知見を深めておりますので、そうした被害、なるべく早く、あった場合には確認して、被害が拡大しないように取り組んでまいりたいと考えてございます。

　それから、保護樹木のところについてでございますけれども、今、保護樹木自体は大体680本程度で推移をしておりまして、昨年度の実績で言いますと、ちょっと解除が11本で、新しく指定が14本というところで、10本程度が、ちょっとその後、伐採されたかどうか不明ではございますけれども、解除されたというところになってございます。

○山田委員長　浅川委員。

○浅川委員　まとめますけど、何かすごくもったいないなと思うんですけどもね、さっき何か切らないでくれって言っていたのが、自分もそういうときにはもったいないと思っちゃう。だけど、いい木をなるべく残していただきたいのと、あとは先方さんがどう思ってくださるかというのもあって、まさかですけど、説得はしてないですよね。いや、これ切らないで、もうちょっと我慢して育ててくださいみたいなね、言えないでしょうけども、相手が切るっていうのはよっぽどのことだと思うんで、長年一緒に暮らしてきて、そこに木があったわけですからね。ですけど、本当にこの文京区内の木を大事にしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

　あと、クビカミキリ、何だっけ、クビアカツヤカミキリの勉強をなさっているということで、本当に安心しました。ぜひ頑張ってください。よろしくお願いします。

　以上です。

○山田委員長　浅川委員は御自身の持ち時間を超過いたしました。あとは会派の中で御調整をお願いします。

では、続きまして千田委員。

○千田委員　269ページなんですけれども、西原町児童遊園、西原町児童遊園拡張整備事業ですね、西原児童遊園、これ千石四丁目で、私、地元なんですけれども、もう工事は始まっているんですけど、周辺の住民から幾つか要望があったので、ちょっと確認させていただきたいんですけども、まず、植栽を希望されていました。その植栽がどうなったか。それと、直径からいって樹齢六、七十年の桜の木があったんですけど、それがどうなったかでしょうか。あと、町内会の小屋があったんですけど、それをどうしたか。あと、防災倉庫も兼ねているというか、また、防災倉庫ですね、それもどうなったのか。あと、道路と公園のところに段差があるので、ああいうところにマンホールトイレをつくるといいかなと思っているんですけど、それも含めて、防災のマンホールトイレやかまどベンチですね、あとＬ字になっているので奥が道路から見えないんです、死角になる、先ほどもお話ありましたけど。その防犯対策、それを伺います。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　まず、植栽についてでございますけれども、意見交換会の中では、お花見ができるようにしてもらいたいというような御意見ございまして、桜のほうを今回新たに４本新植する予定でおります。また、もともとありました大きな桜の木につきましては、樹木診断の結果もＣ判定という結果でございましたので、今回、この工事に合わせて伐採を、今、予定しております。

それから、町会の倉庫、防災倉庫等についての扱いでございますけれども、まず、町会倉庫のほうにつきましては、今回の工事では触らないような予定でおりまして、防災倉庫につきましては、ゾーニングの関係から、今回、園内の中で移設のほうを予定しております。

あと、マンホールトイレにつきましては、今回、再整備を行いまして、２基設置を予定しております。

最後に、防犯対策でございますけれども、あ、ごめんなさい、かまどベンチにつきましても、２基設置しております。

それから、防犯対策につきましては、こちら、今回、拡張する部分が道路から奥まっているところにあるというところで、本来、通常は防犯カメラのほう、公園の入り口のほうに向けてつけるところではあるんですけれども、今回、この奥の広場の部分についても防犯カメ

ラを１基つけるというところで、防犯対策のほう、向上をちょっと図っているというところでございます。

○山田委員長　千田委員。

○千田委員　ありがとうございます。防犯カメラはもう置いてあるぞということが分かるように、あること自体も防犯になりますので、お願いいたします。

あの公園は、夏にはラジオ体操、秋には秋祭りの盆踊りなどを行うんですけども、工事完了はいつでしょうか。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　工事の完了時期につきまして、７月中旬を予定しておりまして、こちら町会さんのほうからのイベントの関係もありますので、夏休みの前までに完了させていただきたいという御要望もありましたので、そちらの時期までに完了させるよう努めてまいります。

○山田委員長　千田委員。

○千田委員　あそこの場所は集会所を希望する声もありましたけれども、建築期限、あ、建築制限などの理由で集会所は無理ということで、その関係でいろいろ改造が、整備が長引いたこともあるんですけど、結果、拡張整備ということになりました。イメージ図も拝見したんですけれども、近隣住民の声や町内会の意見を聞いていただいて本当によかったと思います。また、夏のラジオ体操に間に合うし、秋祭りの盆踊り、これ私、毎年踊っているんですけど、本当にあんなちっちゃい児童遊園なんですけれども、本物の太鼓が入るんですね。町内会以外の方もいらっしゃると思います。大勢の方が集まって、本当に小さな児童遊園ですけど、にぎわっております。そこを広くしていただいたので、より多くの方が集まると思います。ますます盛り上がることを期待しますし、町内会の活性化にもつながるので感謝申し上げます。ありがとうございます。

質問を続けます。269ページの公園の再整備なんですけど、文京区の１人当たりの公園面積2.25平米ですけど、これ23区のうちの何番目でしょうか。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　１人当たりの公園面積につきましては、23区の中で18番目というふうになってございます。

○山田委員長　千田委員。

○千田委員　かなり下のほうですね。公園は都市計画の維持ですね、ヒートアイランド緩和、

防災、そして健康、レクリエーションの提供、人々の交流とコミュニティ形成、そしてリラックス効果など、リラックス効果というメンタルヘルス向上という意味で、多面的な存在意義を持っています。子どもから高齢者までが自然と触れ合い、憩うことのできる不可欠なオープンスペースです。文京区は人口が増えています。お子様や高齢者も増えているので、公園のニーズは高まっています。公園を増やすべきだと思いますけど、計画はありますでしょうか、伺います。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　現在、西原町児童遊園のほうは面積拡大しているところでございますけれども、新たに、そのほかですね、公園面積拡大したり、新しい公園を整備したりというところについては、具体的な計画は今のところございませんが、今後も様々な機会を捉えながら、公園面積の拡大については努めてまいりたいと考えております。

○山田委員長　千田委員。

○千田委員　ぜひ公園に適した土地がありましたら区のほうで購入して、公園を広げていっていただきたいと思います。

　267ページ、公衆便所維持ですね。公衆便所は24か所ということですけど、このうち和式のトイレが何か所で、どこにありますでしょうか。そして、洋式化の整備の計画はあるのでしょうか、併せて伺います。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　公衆トイレにつきましては、全24か所ありまして、そのうち和式のトイレのままのところは、今、４か所ございます。今後の洋式化というところでございますけれども、浅嘉町公衆便所と猫又橋際公衆便所につきましては、敷地面積の制約ですとか、また都の事業なども考慮しまして、現時点で全体の改修を行う具体的な計画はまだございませんけれども、既存の建物を生かした中で、そうした洋式化を図ることについては検討してまいりたいというふうに考えております。また、もうあと駒込公園にも公衆便所ございますけれども、こちらについては、公園再整備の機会を捉えて洋式化を図ってまいりたいと考えてございます。最後に、白鳥橋際公衆便所というところもまだ和式ではございますけれども、今、あちらの白鳥橋の架け替え工事に伴いまして使えない形になっておりますので、それ工事が終わって以降に、そういった洋式化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○山田委員長　千田委員。

○千田委員　分かりました。現在４か所ということで、具体的な計画は今のところないという

ことは判断できました。

それとですね、267ページ……。

（「ある。まあ、いいや。ある」と言う人あり）

○千田委員　あ、計画はあるんですけど、具体的になってない、日にちがはっきりしてない、これからということですね。すいません。

267ページの公園・児童遊園等維持ですね。ここで公園・児童遊園、遊び場は合計すると119か所になるんですけど、この中で、トイレですね、和式トイレは何か所でどこでしょうか、伺います。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　公園のほうのトイレでございますけれども、全47か所ありまして、そのうち和式のトイレとなっているのは16か所ございます。具体的に園名を申し上げますと、大塚公園、竹早公園、大塚中町公園、神明公園、関口台公園、小日向公園、本郷給水所公苑、千駄木公園、駒込林町公園、関口三丁目公園、八千代町児童遊園、白山五丁目児童遊園、本駒込三丁目児童遊園、白山二丁目児童遊園、白山二丁目第二児童遊園、湯島三丁目児童遊園になります。

○山田委員長　千田委員。

○千田委員　今、挙げていただいた中で、洋式化整備を行う計画があるのはどこでしょうか。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　今、申し上げた中で、既に再整備工事ということで着手、これから、着手している、またはこれから着手する予定があるところについては、大塚中町公園、神明公園、関口三丁……、すいません、再整備、大塚中町公園と神明公園、それから、関口三丁目公園、八千代町児童遊園でございます。また、新たに検討するところとしまして、白山二丁目児童遊園、白山二丁目第二児童遊園がございます。

○山田委員長　千田委員。

○千田委員　和式トイレの公衆便所が４か所で、公園・児童遊園も16か所ある。そして、洋式化は２年間で７か所しか行わないということが、今、分かったんですけれども、和式トイレは、しゃがむ姿勢によるので膝や腰への負担があります。足の悪い方や高齢者が、高齢者や障害者が使いにくいバリアフリー非対応の構造です。また、排せつ物や洗浄水の飛び散りによる衛生面の低さですね、特に公共施設では周囲の汚れや臭いなどの問題があります。そして、慣れてない子どもは使えない、和式トイレを使った経験がない子どもが増えています。

あるお母さんが言っていました、トイレへ行って入りなさいって言ったら、和式だったら使い方が分からないって、お母さんが後ろから一緒にしゃがんで抱えて入ったという、この話はよく聞くんですけれども、和式トイレの洋式化なんですけど、今、公園再整備と一緒に行うというお話だったんですけど、公園再整備と切り離して行うということはいかがでしょうか。

〇山田委員長　髙橋みどり公園課長。

〇髙橋みどり公園課長　公園の中でトイレの位置については、かなり意見交換会の中でも意見が出るところでございまして、ゾーニングの中でもトイレの位置というところは重要な要素となっておりますので、公園再整備の意見交換会の中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

　それから、すいません、先ほどこれから様式化を図るところで、駒込林町公園をちょっと申し忘れていたかと思いますので、そちらも追加させていただきます。

〇山田委員長　千田委員。

〇千田委員　トイレの位置をずらすんじゃなくて、トイレだけを直すので、そんなに費用もかからないし難しくはないと思うんですけど、ちょっと質問続けます。

　湯島三丁目児童遊園トイレなんですけど、このトイレ、和式なんですけど、今日、写真撮ってきたんですけど、流すのが鎖なんです。こっち向きか、分かりますかね、和式。ここに鎖があって、今どき昭和というか、骨董品というか、ここに鎖があって、この位置ですね、この位置から流すという。私、入ってきたんですけど、ちょっと位置も高いし、まあ、流れたんですけどもね、公園自体はお掃除しているのできれいになっていましたけど。で、タンクを上部から垂れ下がっている鎖を引っ張って流す、水を流す方式ですね。このようなトイレが文京区内、公共施設内にあるでしょうか、伺います。

〇山田委員長　髙橋みどり公園課長。

〇髙橋みどり公園課長　昔のトイレの構造ではそういった構造があったというふうに聞いておりまして、今現在ですね、そうした構造のトイレにつきましては、今、お話ありました湯島三丁目児童遊園と白山二丁目児童遊園のほうにございます。

〇山田委員長　千田委員。

〇千田委員　２か所あるんですね。そうですね。この湯島三丁目児童遊園なんですけど、見に行って、公園に接している方の、ちょっとインタビューしてきました。そうしたら、保育園の子どもよく来て使っているという、それは非常に、とってもいいことだと思います。そし

て、トイレについて聞いたんですけど、子どもがトイレを使っているのは見たことがないと言っていました。和式トイレは子どもには使いにくいし、また、あれでは流し方が分からないと思います。本当にずるずるって鎖があって、あれを引っ張るということが多分分からないと思います。それと、子どもにはちょっと手の届かない位置じゃないでしょうか。本当にこの湯島三丁目児童遊園のトイレ、先ほどおっしゃった、もう一つのトイレ、白山二丁目のトイレですね、これはもうすぐに洋式化整備すべきじゃないでしょうか。それとですね、駒込公園の公衆便所、これ四、五年前から臭いって聞いているんですけど、ここもすぐに洋式化整備が必要だと思います。伺います。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　まず、先ほどの構造になっていました白山二丁目児童遊園のほうにつきましては、来年度から再整備の設計に入る検討に入るというところでございますので、そちらのほうがまとまりましたら洋式化のほうを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

湯島三丁目児童遊園については、まだ今、検討のほうに入れてないところではございますけれども、トイレを改良する際には、今、大体その構造のトイレの場合、仮設トイレぐらいのサイズなんですけれども、今の基準でトイレを整備する場合には、バリアフリーに対応したというところでかなりサイズも大きくなりますので、やはり、再整備の際に検討のほうはしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、駒込公園のトイレの洋式化というところでございますけれども、今、本駒込地域のほうでは、これから神明公園のほう再整備に入るところがございますので、そちらの工事と重ならないスケジュールで再整備に入れるようなタイミングでですね、検討のほうには入ってまいりたいというふうに考えてございます。

○山田委員長　千田委員。

○千田委員　そうですね、投資的経費は33％も増えております。シビックですね、シビックには非常にお金をかけているという、シビック改修工事は平成30年度から令和14年で、令和14年度の15年間で265億円の予算です。それでも工事の進捗率は60％です。残りの40％は令和15年度以降に実施、その計画もいまだ立っていません。どれだけかかるのでしょうか。莫大な経費を使います。議会フロアだけでも30億円かかります。シビック優先ではなく、区民が必要としている、区民が困っていること、必要としていることから実施するべきです。そのための予算であることを強く主張します。

以上です。

（「関連」と言う人あり）

○山田委員長　関連で、品田委員。

○品田委員　今の269ページの公園再整備なんですけども、かつては、年に２園ずつ整備をしていくということで、私が２園ずつで何十年かかるのかということで、急いでいただいて、倍の４園で少しずつ重ねながら。で、この８年度は８園、大小あると思いますけど、再整備していただくということで、頑張っていますよ、本当に。だから、あそこが、あそこ直せ、あそこ直せという、再整備の中でトイレも含めてきれいにしていただきながら、住民の皆さんの声を反映させた地域の公園にしていただければ私はいいというふうに思うので、お気持ちは分かりますけど、毎日毎日使うところは分かりますけれども、子どももね、使うから分かりますけれども、一遍にはできない、一遍にはできないし、シビックとちょっと比べてもしようがないのかなと思って、私は今も頑張っているこの公園再整備については期待をしていますので、それで意見だけ申し上げます。

○山田委員長　小野土木部長。

○小野土木部長　公園のトイレにつきましては、まさに、今、課長が申し上げましたとおり、公園再整備の際に整備をしているというところでございます。実際、その今、和式のトイレを洋式に変えるとなると、皆さんよく使われているところが変わって狭くなるみたいなことあると思うんですよね。限られた空間の中の和式を洋式に変えるって非常に難しくて、洋式に変えて立つところがなくなってしまったりするんで、そういった意味でも既存の施設の中で和式を洋式にするというのは、ちょっと今のところ無理があるなというふうに考えています。ですので、メーカーのほうにもっとこうコンパクトなタイプのものがないかというのは問合せをしながら、何とか区民の皆さんに使いやすいトイレにしたいというふうに考えているところでございます。

○山田委員長　それでは、千田委員。

○千田委員　引っ張るの、あれはあのままですか。

○山田委員長　小野土木部長。

○小野土木部長　やはり、そこは一体的なものとなりますので、今の和式を、座ることができないものを和式の、何というんですか、変えるというのやっぱり、やっぱりこれと和式一体かなと思います。さすがに洋式に変えた状態でこれというのはちょっと難しい、座れない、座れない状態だと厳しいなというのがあると思います。

（「関連」と言う人あり）

○山田委員長　関連で、金子委員。

○金子委員　今、部長ね、引っ張るって、それ何式っていうんですか、これ、名称。分かります。

○山田委員長　小野土木部長。

○小野土木部長　すいません、恐縮ですが、分かりません。

○山田委員長　金子委員。

○金子委員　型式も分からないまま残っていると。千田委員、さっき昭和ですかって言ったけどね、骨董品とも言ったんですよ。園児が使ってないっていうのは、使い方が分からないんじゃないかと、こういう心配なんですよ。対応してください、考えてください、それは。お願いします。

○山田委員長　それでは、千田委員、まだ続きありますか。もういいですか。

次に、では依田委員。あ、いないですか。

そうしましたら、ほかり委員。

○ほかり委員　私は263ページの交通安全のところで、自転車について伺いたいと思います。

４月から自転車の交通違反に対して反則金が課される制度、青切符制度というのが導入される予定になっております。これは自転車と歩行者の事故を減らす意味では重要なことで、私もそれは理解をしています。特に歩行者と自転車が歩道で、今、入り交じっている状態になっているので、双方の安全確保は非常に大切だと思っています。ただ、その安全の確保を目的として制度が変わるんですけれども、自転車に乗る側から、特に文京区にとっても多い電動の子どもを乗せるタイプの自転車に乗る方からは、原則、車道走行になることへの不安がかなりたくさん来ています。逆を言うと、子どもを乗せる自転車は大きくて重いけども、マナーがよくないという反対側の意見がたくさんあるのも承知はしているんですけれども、やっぱり、毎日、保育園の送迎とか買物で使う方がかなり不安を抱えてらして、現状、区としてそういった影響をどのように認識されているかというのを伺えますでしょうか。

○山田委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　自転車への青切符の導入に向けてですけれども、警察庁がルールブックを公表しておりまして、その内容によりますと、今、委員おっしゃったように、歩道と車道の区別のある道路では自転車は車道通行が原則となりますが、ただ、普通自転車の場合、幾つかのケースでは歩道を通行することができるとされております。今のお話のケースでは、例え

ば著しく自動車の交通量が、通行量が多い道路など、自転車が通行すると事故の危険があるときなどに該当するケースもあるかと思います。そういった場合には、自転車は歩道を通行するということにもなりますけども、ただ、大切なのは、お話にもありましたように、歩道を安全なスピード、直ちに停止できるような速度で通行していただくということが最も大切なこと。しかも歩道の走る場所もですね、歩道の中央から車道寄りを走るということがルールブックでは定められていますので、こういったルールを守っていただく、安全に通行していただくということが、自転車の利用者、また歩行者双方にとって大事なことであると考えております。区としては、この内容についての啓発というのをしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○山田委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。ショート動画を作成していただいたりとか、周知啓発には努めていただいていると思います。やっぱり子乗せ自転車に乗る方への周知の仕方というのも個別に考えていかなきゃいけないところではあると思うんですけども、そこはぜひお願いしたいと思います。

　で、どうしても文京区って坂が多くて、幅の狭い生活道路が多くて、路上駐車も多くて、大学とか病院があって、人通りが多くてというところがあって、ルールの周知徹底もそうなんですけど、今、どんどんできていってる自転車レーンの整備、これは国道もあれば都道もあって、区道もあって、それぞれ管轄が違うんで、一括に整備するのはすごく難しいのは重々承知しているんですけども、例えば、私、白山通りを自転車で通ってシビックセンターに来るんですけど、春日の交差点から西片の交差点までの間とか、オリンピックのほうとか、シビックセンター側は自転車レーンがあって、駐車のパーキングメーターがあれないんですよね。ただ、向こう側に関して言うと、自転車レーンがあってパーキングメーターがあるんですよね。パーキングメーターがあるところって、自転車レーン空いているんですよ。すごく走りやすい、駐車している車に合わせて自転車の車が、搬入・搬出の車がとまるんで、横に車がとまっていても自転車レーンは空いているんですね。ただ、反対側の枠のないところは、みんなもうびっちりガードレールに寄せてとめるんで、自転車は膨らんで走らなきゃいけない。そこのドームから隆慶橋のほうに行く道も、あそこは両サイド自転車レーンがあるんですが、あそこ両サイドにパーキングメーターの枠があるんで、あそこもすごく走りやすいんですよね。ほぼ確実に空いているんです、路上駐車があっても。なので、自転車レーンの整備も大事なんですけど、そこもまた都道にパーキングメーターつけるのは区ができない

ので難しいとは思うんですけど、パーキングメーターの枠を増やすとガードレールにもう寄せてとめる路上駐車減ると思うんですね。そうすると自転車は走りやすくなるみたいなところもあると思うんで、その自転車レーンの整備に関しては、今、どのようなお考えなのかというのを、お答えできる範囲で構わないので、お願いします。

〇山田委員長　橋本管理課長。

〇橋本管理課長　今、御指摘のありました道路上の自転車専用通行帯と、あとパーキングのことでございますけども、これはそれぞれ道路を管理している道路管理者であるとか、パーキングに関しては交通管理者が所管することとなりますので、区といたしましては、該当するそれぞれの所管と様々意見交換する機会を設けておりますので、その中で、整備の在り方について、区の考え方も含めてお伝えしてまいりたいと考えております。

〇山田委員長　村岡道路課長。

〇村岡道路課長　自転車通行帯の整備につきましてですけども、国道で言えば約９割ほど、都道でいえば約８割ほどの整備が完了していると聞いております。区道も、我々が管理しております区道もそうなんですが、道路管理者と交通管理者で協議を行った上で、自転車通行帯の整備形態を決定し、施工している状況でございます。

　なお、区道の自転車通行帯の整備率は、先日、今年度分の施工が完了しまして、80％に達したところでございます。

〇山田委員長　ほかり委員。

〇ほかり委員　ありがとうございます。着々と整備していただいているということで。あとは整備はしてても、実際、運用できているところとできてないところがあると思うんで、そこを高めていければなと思います。

　やっぱりルールを守ることは当然重要でして、実際、子ども乗せ自転車に乗っている方も、バイクとか車だと一時停止しっかりするところを、一時停止しないで出ていってしまったりとか、車道に出るときも後ろを確認しないで急に車道に下りてきて車を運転していて怖いなと思うこともあるんで、その整備を、環境整備してあげるのと同時に、その啓発、どれだけそれが危ないことかということも、やっぱり自転車乗る方に認知しなければいけないと思うんで、そのあたり。それをしないと、やっぱり文京区内においては、子どもを乗せて自転車で移動するというのは、もう交通インフラの一部になっていると思うので、ほかの地域に比べてかなり利用の度合いが高いと思うんで、バランスとりながらうまくやっていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○山田委員長　それでは、よろしいですか。

そうしましたら、のぐち委員。

○のぐち委員　私も265ページ、自転車のところです。その前に、先ほど、今、ほかり委員からお話あった牛込小石川線の自転車の走行帯の路側帯の横に駐車場の枠が設けられているところというので、これ随分前にも話題になって、つくったのが2020年ぐらいで、六建がやってくれたみたいなんですけども、ＮＨＫでも取り上げられて、こんなに快適になるんだったらよい、これから広がってほしいみたいな取り上げ方だったんですけど、結局、ここだけなんですよ、都内でもね。３キロぐらいのところしかなくて、実際に歩行者と自転車の事故が多いので、軽車両である自転車は基本的には車道を走るという話をしているときに、こういった道が広がるように区としても働きかけをしていただきたいというふうに併せてお願いをいたします。

放置自転車対策のところでお伺いをいたします。入りのところで、随分、値段についてはちょっと課長にもお伺いをして、概要よく分かったんですけども、令和６年にですね、東京と、それから都心区６区でですね、千代田、中央、港、新宿、文京、台東の駅前放置自転車の多い６区と東京都で協議体があったというふうにニュースになっていて、いわゆる都内で放置自転車が多い、放置の駅を持っているところで協議体があったということで、これいろいろこうグラフでね、やっぱり随分増えてはいるということで、区内では随分減少傾向であるという話だったんですけども、実際にこの６者協議の結果、文京区としてはどのようにやっているのかというのを、その協議体の内容を教えていただけますか。

○山田委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　現在、東京都と都心６区による駅前放置自転車対策協議会というものがございまして、文京区も参加しております。今は年２回、オンライン会議を行っておりまして、その中で、お互いの放置自転車対策に係る情報交換を行ったり、また、区によって特定の課題を抱えているようであれば、その課題について話し、ほかの参加者からの意見を募る、意見交換を行うようなことをやっておりまして、会議としては、よりよく放置自転車対策を進めていく上での重要な知見といいますか、そういったものを得ることができる場となっております。

○山田委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ありがとうございます。この対策会議の資料を見ますと、令和６年で自転車が多かったところが、秋葉原、池袋、浅草、高円寺、神保町、その前が新小岩とか蒲田とか、

大きい要するにＪＲの駅で繁華街であるというのが多いかと思うんですけども、ここに何か文京区が入ったというのが意外に、意外な印象があって、水道橋でも入っているのかなと思ったら、水道橋は文京区ではないので、と考えると、どこが多かったんだろうというのがちょっと疑問になって、今、お話あったように、協議体に入って、各区の課題をということで、文京区の課題を多分、大きい課題がなかったのかなと、今、御報告がなかったんで、思っているんですけども、放置自転車に関してはやはり対策をしていくと同時に、どういうふうにしたら減らせるかということが大事だと思っていて、前から申し上げているんですけども、駅前に放置自転車禁止の看板のところに、やっぱり看板立っていますよね。何月何日撤去しましたって書いてあって、引取りはここです、幾らです、4,000円ですと書いてあって、なんですけども、やっぱりそこの横に近くのその、あ、ごめんなさい、自転車駐輪場はここですという看板を出してくれないと、とにかくもうとめるな、とめるなだけでは、やっぱり皆さんもどこに持っていっていいか分からないというケースがあるんです。

　中央大学のところに、例えば茗荷谷ですと中央大学のところに自転車駐輪場をつくってくださいまして、利用されている方もいるかとは思うんですけども、やっぱりそういった御案内も、各場所で看板を立てるのは結構大変だとは思うんですけど、看板の数を増やせとは言いませんから、ぜひそのレイアウトについては、昨年申し上げて、もう１年たっているんですけども、進捗はいかがですか。

○山田委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　看板への表示につきましては、現在ですね、駅前の放置禁止区域の範囲を示す地図を載せていますけども、その中に自転車駐車場の位置と名前を載せるようにしております。また、一部の区域ではありますけども、二次元コードもつけていまして、そこから区のホームページ、また、たどっていくと一時利用制自転車駐車場の満空情報までたどれるような形で二次元コードを載せていることもございます。引き続きですね、より分かりやすくなるように、看板の限られた面積ではありますけども、工夫をしながら、自転車を正しくとめる場所はどこにあるのかということを区民の方、自転車利用者の方に理解していただけるような対策を進めてまいりたいと考えております。

○山田委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　だから、その分かりやすくするが地図なんですよ、単純に。今、御案内いただいた二次元コードじゃなくて、個々の場所に応じて、やっぱりここの駅だったらここのところに地図を載せて、自転車とめるところ、文京区だ、あ、ごめんなさい、また戻っちゃうん

ですが、茗荷谷だったら中央大学のところと窪町東公園のところにあるとか、そういうのを出していただく。で、本郷三丁目だったら駅前のところの向かいにあるとかというのを出していただかないと、わざわざリンクでやってくださる方もいるけれども、なかなかそこまで届かないので、それをやっていただきたいというふうに言っているんですが、いかがですか。

○山田委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　御意見のとおり、分かりやすくするということが非常に大事なことでありまして、それも少し見てすぐ分かるというようなことも念頭に置きながら、これから引き続き看板設置に当たっての取組として続けてまいりたいと考えております。

（「お願いします。終わりです」と言う人あり）

○山田委員長　いいですか。

次に、山本委員。

○山本委員　261ページになるかもしれませんが、道路維持工事のあたりで、一般質問でもちょっとお話を聞かせていただきましたが、いわゆるマンホールの蓋をデジタル、あ、じゃない、デザインマンホールというんですか、今、23区でもやっているところが多くて、それによって、一つは観光的な意味合いを持ったり、また、スタンプラリーというのも東京都が主体となってやっているというところでございまして、その辺なんですが、文京区もぜひそういったことができれば、非常に道路整備に関係してですね、まち歩き等で楽しみができるなということで非常によろしいんじゃないかというふうに思っておりますのですが、どうでしょうかということでございます。

○山田委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　デザインマンホールでございますけども、他自治体で観光施策と組み合わせたりという事例は承知をしております。マンホール、区のところにというか、マンホールも国道だったり都道だったりいろいろあると思うんですけれども、具体的にどのように生かしていくかというのは、ちょっと今後の研究課題かなというふうに考えております。

○山田委員長　山本委員。

○山本委員　研究課題、ぜひ思い切って、どこか試験的にやっていただいてみて、というよりは、ほかの自治体に行ってみると結構楽しいですよね。地方でも特に、地方は特にですね、例えば視察でもう何年も前に函館を行ったときなんかでも、もう既にマンホールはきれいな、あのときはやっぱりイカかな、イカの関係のデザインマンホールとかでやっていましたし、もう23区の中でもそういう取組があるので、一つの文京区のアピールということで、という

のが、どういうマンホールの絵面、絵柄になるかなというのが非常に私は楽しみで、そういうのを作品募集してみたりですね、文京区に愛着を持てるような形で進められるのではないかということでございますので、ぜひ研究、検討、設置に向けて協議をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ここだけです。

○山田委員長　では、上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。261ページの無電柱化事業について伺います。

ＡＧＯＲＡはこれまで巻石通りの無電柱化工事の工期の短縮、不忍通りの拡幅と無電柱化の早期実現を強く要望しております。無電柱化は災害時の電柱倒壊による道路閉塞の防止や緊急車両の通行確保などの防災面に加えて、歩行空間の安全性向上や景観形成の観点からも重要な取組です。令和８年度予算においても計画に沿って進められていくんですけれども、工期が長期にわたることは、依然として課題であります。新たな無電柱化の低コスト化や、工期短縮に関する技術動向について、この工事着手後にどのような進展があったのか、なかったのか、区として把握しているのか。また、以後、何かしらの新たな手法の活用により、区内の無電柱化におけるさらなる工期の短縮は図られる見込みがあるのか伺います。

また、263ページの交通安全普及広報活動についても伺います。

自転車の交通ルールについては、特に先ほどからお話もありますように、４月からの新制度の施行を控え、区民の関心が高まるこの時期に、分かりにくいルールも含めて的確に周知することが重要ではあります。今年度の交通安全協議会において、特に子どもの事故を防ぐために、家庭でルールを伝える保護者への働きかけが欠かせないことから、保護者世代に届くＳＮＳ等を活用した広報をお願いしていたところ、８年度はショート動画による安全な自転車利用啓発事業が新規に計上されております。これまでの質疑で、成果指標として視聴回数などの設定を検討するとされていますが、何回見られたかというアウトプット指標だけではなく、必要な相手に届き、理解され、行動変容につながる設計になっているかというアウトカムの視点も必要と、重要だと思います。誰に何を伝えるのかというターゲット設定をどのように行って、保護者世帯を含めた区民に実際に届くよう、媒体の選定、発信時期、内容の構成、発信後の改善まで含めてどのような戦略で取り組むのか伺います。

267ページの公園の暑さ対策についても伺います。

近年は猛暑が続いて、夏場は公園の広場や遊具が高温となり、子どもや高齢者が長時間利用することが難しい状況です。これまでもＡＧＯＲＡは子どもが安心して遊べる遊び場の拡充をお願いしてまいりました。こうした中、令和８年度は公園・児童遊園の暑さ対策として、

樹木剪定頻度の見直しによる木陰の確保や簡易ミストの設置などが進められていくことは評価します。樹木による木陰の確保は基本なんですけれども、都市公園では敷地面積の一定割合まで屋根等の設置も可能とされています。今後の公園の再整備・改修に当たっては、樹木の保全や植栽による木陰の確保に加えて、パーゴラやひさしなどの日除けを設置するなど、日陰空間そのものを増やしていく視点も重要と考えますが、いかがでしょうか。また、今年度は新花公園、大塚公園、神明車庫跡公園において簡易ミストを試験的に設置するとのことですが、利用者の反応や効果をどのように評価していくのか。併せて、ほかの公園や児童遊園の展開をどのように進めていくのか伺います。

○山田委員長　村岡道路課長。

○村岡道路課長　委員御指摘の巻石通りにつきましても、長年、地元の方に御協力いただきながら工事を進めているところでございます。現在、電柱を抜く作業に向けて準備をしておりまして、今年の夏ぐらいまでには全て電柱がなくなる予定で計画しております。

御指摘のありました工期短縮につきましてですけども、文京区が管理する道路は、国道や都道と違って狭い幅員の道路が非常に多い特徴がございます。なので、設計当初から作業に無駄のないように、下水道事業者やガス事業者と十分な打合せを行って、移設が最短で済むように設計をしておりますし、工事着手後も、浅く、通常より浅く埋設することで、土を掘削する量を減らしたり、捨てる量を減らしたりするなどの工期短縮策やコスト短縮策もとっております。また、曲げやすい管の材料があるんですけども、そういう新しい材料を取り入れて、少しでも竣工が一日も早く終わるように取り組んでいるところでございます。これらの取組を引き続き行うことで、一日も早い竣工を目指してまいりたいと思いますが、施工手順につきましても、常日頃から関係事業者と連携を図りながら見直してまいりたいと考えております。

○山田委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　ショート動画につきましては、様々な交通安全に関する啓発の媒体がある中で、区が動画をつくって発信していくというわけですから、区ならではの特徴というものを十分に盛り込んでいきたいと考えております。そもそも、この今回の動画作成に当たりましては、令和３年度に区が行ったアンケート調査によりますと、回答のあった18歳以上の区民で自転車の安全教育を受けたことがあるとする割合が３割にとどまっておりまして、大人になってからは交通ルールをきちんと学ぶ機会が限られているということが浮き彫りになっております。そういったことから、今回は16歳から64歳という層をターゲット層として見ても

らうような動画、隙間時間でも忙しい生活の中でもちょっとした時間で見てもらって、学んで行動を変えていくようなつくりにしていきたいと、これから取り組んでまいりたいと思っております。

　大事なところは、指標をつくって、そこで評価することもそうですけども、それもとても大事なことではありますが、アウトカムとして、自転車を安全に乗るようになって、交通事故が減っていくというところが一番大事だと考えておりますので、それに向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　みどり公園課のほうでは、近年のこの猛暑に伴う暑さ対策としまして、先ほど委員のほうからもお話がありました木陰の創出、それから簡易ミストの設置ということで、区内全域のほうで展開を広げてまいりたいというふうに考えてございます。また、先ほど委員からもありましたように、屋根のある休憩施設なども含めて、今後は暑さ対策のところについては、公園の再整備などの際には、地域の方の意見も伺いながら、整備内容について決めていきたいというふうに考えてございます。

　また、簡易ミストについての今後の展開等でございますけれども、今年度、新花公園と大塚公園と神明都電車庫跡公園３園で、１か月前後ですね、それぞれ試験的に簡易ミストのほうを設置いたしまして、そちらのほうの利用者の方にはアンケートのほうをとらせていただきまして、そちらの簡易ミストによる冷却効果を感じたという方が約６割、少し感じたという方が３割で、合わせて９割ぐらいの方が冷却効果を感じていただけたということでありましたので、来年度はそちらのほうから、区内約12園ほどに広げて展開していきたいというふうに考えてございます。

○山田委員長　それでは、岡崎副委員長。

○岡崎副委員長　本当に文京区の土木は、道路の小さな修繕とか、交通安全対策とか、本当によくやっていただいて、また、公園もさっき品田委員からもありましたけど、本当に公園再整備もね、当時２か所だったのが８か所、来年はね、かなり増やしていただいて、先ほど湯島三丁目児童遊園の話もありましたけども、あそこもともと、いわゆるラブホテル対策でつくった公園でもあります。本当に狭いんだよね。人一人しか入れないぐらいのトイレなんで、あれを交換するというのは、かえって公園が狭くなっちゃうし、ちょっと厳しいかなというふうに僕はいつも、いつもではないけど、時々使わせていただいておりますけども、そう思いますので、よろしくお願いします。

質問的には、265ページの５の自転車駐車場管理運営ですけども、放置自転車対策として、総合的自転車対策ＤＸ、去年から始まって、先ほどちらっと質疑もありましたけども、全体的に導入をされてどのような効果があったのかということと、特に、あ、じゃあ、それをすいません。どんな効果があったかお聞きしたいと思います。

○山田委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　総合的自転車対策のＤＸ推進事業を実施しておりまして、まず、放置自転車対策につきましては、これまでは１日５か所程度の放置禁止区域を巡回するというところが、今年度からは19か所を毎日巡回できるように業務の効率化を図ることができております。

また、自転車駐車場の利用につきましては、これまでは、基本的には紙であるとか窓口での申込みということをやっておりましたけれども、今年度、来年度ですね、８年度の申込み分からはオンラインでできるようになりまして、先日、その一斉募集が終わったんですけれども、例年どおりの申込みをいただきながら、そのほぼ全てがオンラインでの申込みで、一部、どうしてもアナログでのお手続しか難しいという方もいらっしゃったので、そこには対応させていただきましたけども、円滑に手続ができたというところが効果として捉えております。

○山田委員長　岡崎副委員長。

○岡崎副委員長　分かりました。導入に際してはいろいろありましたけども、でも利便性が向上したということでは、非常によかったのかなというふうに思います。

ここにあります、一時利用制自転車駐車場ですけども、私もよく利用させていただいておりますけども、これまでも一時利用制自転車駐車場の増設とか、また、定期利用から、場所によっては一時利用制にというような提案もさせていただきましたけども、来年度、新たにできる一時利用制駐車場はあるんでしょうか。どうなんでしょうか。

○山田委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　現時点で予定しておりますのは、飯田橋のところでございまして、歩道橋のエレベーターのあるあたり、あそこが神田川の分水路の補強工事が終わるタイミングを受けまして、一時利用制の自転車駐車場を今のところ30台分の予定でつくる計画としております。

○山田委員長　岡崎副委員長。

○岡崎副委員長　分かりました。なかなか場所も必要になってきますし、かなり各駅、駐輪場、あ、自転車駐車場ができていますけども、さらに広げていっていただければと思います。

そういう意味では、ちょっと地元の話になっちゃうんですけども、いわゆる御茶ノ水駅、

あそこに一時利用制の駐輪場をつくってほしいという、結構、声が多くてですね、駅を改築改修するときにというような話もあったんですけども、以前、その辺は現状どうなんでしょうか。

○山田委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　御茶ノ水駅の周辺につきましては、これまで聖橋の長寿命化工事ですとか、駅の改良工事などが行われてきておりましたけども、これらが完了しているという状況でございますので、場所に関しては、主に都道上になるかと思われますので、例えば道路管理者である東京都に相談するなど、設置に向けた検討というものを行ってまいりたいと考えております。

○山田委員長　岡崎副委員長。

○岡崎副委員長　分かりました。ぜひ東京都と交渉していただきながら、できれば、できればというか、できるとすると聖橋のほうかなとは思うんですけども、橋のあたり、うん、あそこがちょっとスペースあるんで、あそこに20台、30台ぐらいできると非常に地域の方も喜ぶかなと思いますので、ぜひ東京都と交渉していただければと思います。

　それと、先ほどからありました道交法の改正によって、この４月から始まりますので、ぜひ、警察のやる仕事ではあります、仕事というか、やるべきことだと思いますけども、文京区としてもしっかり周知をしていただいて、やっぱりまだ区民の方でも知らない方は結構いらっしゃると思いますので、思いますけども、その辺もう一度いかがでしょうか。

○山田委員長　それでは、３時となりましたので、休憩の後で御答弁をお願いします。

午後　　３時００分　休憩

午後　　３時２９分　再開

○山田委員長　それでは、おそろいですので、予算審査特別委員会を再開いたします。

　先ほど開催した理事会におきまして、委員会の今後の進行について協議がされました。協議の結果、質疑時間について、当初、委員長からお示しした１人当たりの持ち時間に２分を再配分することが理事会において確認されましたので、御報告いたします。

　なお、もう既にサイドブックスのほうにも格納されていますので、御自身の時間を御確認ください。

　それでは、休憩前に引き続き、岡崎副委員長の答弁からお願いいたします。

　橋本管理課長。

○橋本管理課長　交通安全の啓発には、社会の注目が集まるタイミングを捉えて行うことも大

切だと考えておりますので、青切符が導入される４月１日を中心として、また、その後の春の交通安全運動の期間、こうした時期に警察とも連携して広報を行っていきたいと考えております。

○山田委員長　岡崎副委員長。

○岡崎副委員長　分かりました。ぜひ春の交通安全運動等を活用して、あと、先ほどありましたショート動画も含めて、しっかり周知をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、公園再整備事業は、先ほどちらっと言いましたけど、本当に地域の意見交換会で地域の方々の意見をしっかりお聞きしていただきながら、本当にリニューアルした公園は利用者も本当に増えて、多くの方に活用していただいていますけど、とはいえ、まだまだ112だっけ、公園があるのはね、118か、119ありますので、これからもしっかり取り組んでいただきたいと思うんですけど、その中で、優先順位というか、順番というか、その辺はどういったこの規定というか、目安で進めているんでしょうか。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　公園再整備の進め方でございますけれども、今、119ある公園を、年間平均４園で進めておりまして、30年のローテーションでいける形ではありますけれども、園の選定に当たりましては、公園再整備基本計画を策定したときのまず現況評価の部分と、それから、地域によって工事が重ならないように、そのあたりで偏りが出ないように、区内全域バランスよく再整備のほうを進めていくように計画しているところでございます。

○山田委員長　岡崎副委員長。

○岡崎副委員長　分かりました。地域のバランスをとりながら、しっかり進めていっていただければと思います。

あと、先ほどもありました公園のミスト、非常に近くでいうと新花公園につけていただきましたけども、とても好評でですね、やはり夏の暑い時期にミストがあるというのは、子どもたちも含めて非常に有効的な猛暑対策になると思いますので、来年９か所でしたっけ、12か所、新たに、これも地域のバランスをとりながら進めていかれると思いますけども、しっかり、あ、何かあります。いいですか。

○山田委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　すいません、来年度設置を予定しております簡易ミストにつきましては、区内できるだけ全域に設置できるように、文京区内、地域活動センターのエリアで分か

れる九つのエリアにですね、それぞれそこにある公園で必ず１か所以上つくような形で計画しておりますので、どこかの地域に偏りがあるということはないように進めてまいりたいというふうに考えております。

○山田委員長　岡崎副委員長。

○岡崎副委員長　よろしくお願いいたします。

○山田委員長　よろしいですか。

以上で、８款土木費の質疑を終了させていただきます。

理事者の御移動をお願いいたします。

続きまして、９款資源環境の質疑に入ります。事項別明細書の270ページから275ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長　それでは、９款を御説明いたします。270ページをお開きください。

９款資源環境費、１項環境対策費、１目環境総務費２億4,768万9,000円、３番、環境基本計画等の推進、計画改定による増でございます。

２目環境対策推進費２億6,163万3,000円、２番、地球温暖化対策推進事業の(3)新エネルギー等利用促進事業、住宅用宅配ボックス設置費の助成開始による増でございます。

３目公害対策費3,010万7,000円、１番、公害防止費の(1)公害防止指導、システム改修の完了による減でございます。

272ページをお開きください。２項リサイクル清掃費、１目清掃管理費16億6,365万6,000円、５番、一部事務組合等分担金の(1)清掃一部事務組合分担金、負担金引上げによる増でございます。

２目清掃事業費29億4,335万円、２番、作業運営費の(2)収集運搬作業費、ごみ収集車雇い上げの単価引上げによる増でございます。

274ページをお開きください。３目リサイクル事業費３億6,107万4,000円、１番、リサイクル事業費の(2)集団回収支援、回収に伴う報償金の見込みによる減でございます。

９款の説明は以上でございます。

○山田委員長　それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、田中としかね委員。

○田中（と）委員　271ページです。生物多様性推進事業についてですが、ここでは、生物多

様性政策と都市再開発の統合という考え方についてお話ししたいと思います。

都市が持つイメージというのはですね、建物だったり道路だったりによって語られるわけですよ。それは都市計画部があって、土木部がありますからね。でもね、都市の本当の骨格を形づくってきたのは、むしろ川、川です。川であり、水辺であり、そうした自然の地形が前提となっているわけなんですね。文京区を流れる神田川も、江戸以来、地域の暮らしと都市の形成を支えてきた存在であります。本当はね、このあたりのネタはね、麻布中学の社会の入試問題にそのまま出題されるという話をしたいんですけども、それは置いておいてね、今日ですね、この神田川のような都市の自然環境をどのように守り、未来へ引き継いでいくのかという課題が世界の都市政策において大きな課題となっております。

2022年に開催された生物多様性条約の締約国会議、いわゆるＣＯＰ15においては、2030年までに自然の損失を止め、回復に向かわせるという新たな世界目標が採択されました。この理念は、現在、ネイチャーポジティブという言葉で広く共有されていますよね。で、自然を守るだけじゃなくて、自然を回復させていくという、そういう社会へと転換するという考えなんですね。

我が国においても、環境省が生物多様性国家戦略を策定し、自治体による生物多様性地域戦略の推進を重要政策と位置づけました。

こうした流れの中で、文京区は、文京区生物多様性地域戦略を策定し、協議会を設置して、施策の推進に取り組んできたわけなんですけどね、その成果として、「文の京生き物図鑑」が刊行されね、市民参加による生き物観察や、環境教育の取組が進められてきました。これね、これ、これ。区内の身近な生き物を集めましたという、この図鑑ね。でもこれね、小学生がアブラゼミの分類の間違いを指摘していましたよ。アブラゼミは節足動物だって。さすがですね、小学生。都市部において、この生物多様性という概念を区民に分かりやすく伝えて、身近な自然への関心を高めてきたことは大変意義のある取組であったと評価しています。

さらに本区では、令和８年度、今年ね、新年度予算に子どもたちへの自然への関心を高める取組として、生き物カードの作成を予定していると伺っています。地域の生き物カード、生き物をカード形式で紹介して、楽しみながら自然を学ぶことができる仕組みというのをね、環境教育の観点からも興味深い取組であると考えます。ぜひ文京区らしく中学入試に役立つものに仕上げてほしいと思いますよ。慶應普通部とかね、めっちゃ出題されますからね。それは置いておいて。

でね、こうした取組の方向性を見ると、本区の生物多様性政策は、どうにも環境教育や啓

発事業の側面に重点が置かれているように感じられるわけですよ。もちろん自然への関心を育てる教育は重要です。しかし、生物多様性政策の本来の目的は、単に自然を学ぶことではなく、都市の中での生態系を保全し、回復させていくことにあります。そのためには、公園や緑地の整備、河川環境の保全、都市緑化、さらには再開発における自然環境への配慮など、都市計画やまちづくり、まちづくり政策との連携が不可欠になります。

そこで、文京区生物多様性地域戦略協議会なんですよ。そこにはね、資源環境部長や、教育推進部長のみならず、都市計画部長やね、土木部長といった都市系の関係理事者が首をそろえて、さらには区民部長もアカデミー推進部長も都市系の勝手知ったるメンバーがね、軒並み並んでいるわけなんです。ここがね、このやっぱり協議会でぜひですね、教育とか資源もそうなんですけども、都市計画がぜひイニシアチブをとってほしいと思うんですね。

で、ここで注目したいのが、現在、東京都を中心として進められている飯田橋駅周辺の基盤整備計画であります。この飯田橋駅周辺というのは、文京区、千代田区、新宿区の、私が言うところの東京カルチェ・ラタンの３区にまたがる形で、この駅前広場や歩行者ネットワークなどの都市基盤整備が進められています。この計画では、交通結節点の機能強化に加えて、水辺空間の活用や緑のネットワークの形成、グリーンインフラの導入が掲げられています。飯田橋という場所は、この三つの区が関わる、交わるね、都市の結節点であると同時に、神田川という水辺空間が都市の中心を流れる地点でもあります。これはね、象徴的なんですよ。

神田川は、井の頭公園から新宿区を経て文京区へ流れ、飯田橋を経て隅田川へとつながっている都市河川であり、東京の中心部を横断する自然軸とも言える存在です。この神田川を都市の歴史的な自然軸と捉えるならば、江戸の昔の神田上水、そして千川上水も視野に入れるべきで、そうすると、小石川植物園につながり、そこから教育の森へ、さらには江戸川橋から続く神田川水辺空間へ、そして、飯田橋駅の再開発の空間、さらには外堀につながりね、さらには皇居といった自然資源がどんどんつながっていくわけなんですね。この文京区、千代田区、新宿区を今度は縦断するね、都市生態、生態系のネットワークという視点も見えてくるんじゃないかと思うわけなんですよ。

特に、小石川植物園は、東京大学附属植物園として日本の植物学研究を支えてきた歴史を持つ世界的にも貴重な研究施設であり、都市の中に残された豊かな自然環境でもあります。このような研究拠点と連携しながら、都市生態系の調査やモニタリングを進めていくことは、本区の生物多様性政策を科学的知見に基づいた都市政策へと発展させる可能性を持っていま

すよね。ぜひね、文京区生物多様性地域戦略協議会のメンバーに、事業者として、小石川植物園を入れましょうよ。

でね、質問しますね、ちゃんと。現在進められている飯田橋駅周辺基盤整備計画について、本区として生物多様性の観点をどのように位置づけているのか。そして、地域戦略の観点から、神田川の水辺環境整備や都市の緑地ネットワークの形成について、東京都と関連区とどのように連携していくのか、ぜひお聞かせください。

○山田委員長　鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長　私たち区としてもですね、市街地再開発事業のタイミングが安全・安心な都市整備の基盤、それから良好な市街地景観の形成、そういった機会であるとともに、都市の貴重な財産である緑と生物多様性、こちらを次世代へ確実につないでいく絶好の機会であるというふうには考えてございます。実際、事例としては、春日・後楽園駅前地区再開発事業、文京ガーデンにおいては、街区中央を南北に貫くグリーンバレー、こちらを整備することを行いました。植栽計画に当たって、周辺の小石川後楽園や礫川公園などの植生の連続性を意識して、多様な樹種を選定することで、鳥や昆虫の中継地としての機能を持たせております。これにより、にぎわいの創出に加え、人と生物が共生する本区の新たなシンボルとなる魅力の拠点、この出発点になるような部分が形成されたものと考えてございます。

また、委員御指摘の、現在進行中の後楽二丁目南地区、これに付随する飯田橋の基盤整備においてもですね、この地が特に小石川後楽園に隣接する特性、さらには神田川につながる景観地区、こういったものを礫川公園やグリーンバレー、ひいては小石川植物園、こちらのほうにも導くような緑のネットワークの形成、こちらについても、まちづくりの方針に記載させていただいているところでございます。

今後、再開発組合、こちらが作成する植生計画においては、文京区生物多様性地域戦略やみどりの基本計画、こちらへの整合性を図ることでですね、質の高い緑化や歩行者が安全に回遊できる歩道空間の整備、こちらを進めることで、緑のネットワークの形成、こちらも推進してまいりたいと考えてございます。

今後も再開発事業の機会を捉え、オープンスペースの確保に努めることで、多様な主体とも連携し、文京区の緑地の適切な維持管理、モニタリング、そういったものを通してですね、持続可能な都市の生物多様性の保全・回復、こちらに取り組んでいきたいと思ってございます。

○山田委員長　田中としかね委員。

〇田中（と）委員　ありがとうございます。文京区にはね、今、言いましたけども、小石川植物園というね、世界的な研究拠点があり、神田川という、その都市の歴史を刻んできた水辺があります。そして、文京区には大学と、そして文化が集まって、人々が知を育んできたという長い歴史があります。もし私たちがこの自然と学術と資源を結びつけることができるんだったら、文京区は単なる住宅都市じゃなくて、都市と自然が共に生きる未来の都市として、日本の都市政策の新しいモデルを示すことができるんじゃないかなと考えるわけですよ。で、神田川の流れというのはね、過去から未来へと続いていく。それと同じように、文化と自然が共に息づく文のまち、文の京のまちづくりに期待したいと思います。

　で、この前ですね、旭日大綬章を受章されたフィリップ・セトン元駐日フランス大使が、覚書締結の際におっしゃっていました。文京区とパリ市５区の両区が未来に向けて築こうとしている共通点があるとおっしゃったんですね。それは、緑の都市計画なんだとね。Transition verteですよ。文京区があるべき都市の姿として描いているその方向性というのは、世界の目指すべき姿でもあるのだということですので、よろしくお願いします。

　以上です。

〇山田委員長　続きまして、上田委員。

〇上田委員　ありがとうございます。271ページの環境対策推進費についてですが、水素エネルギーの活用と清掃車両について伺います。

　文京区で、文京区じゃなかった、東京都ではグリーン水素の取引開始や燃料電池車の普及など、水素エネルギーの社会実装に向けた取組が進められています。また、江東区では燃料電池ごみ収集車の本格導入が始まり、台東区や千代田区でも試験運用が行われるなど、都内自治体において業務用車両への水素利用が広がりつつあります。燃料電池車は走行時にＣＯ２を排出せず、騒音も少ないことから、脱炭素化と作業環境の改善の双方に資するものと考えます。

　文京区では、環境学習用清掃車みえーるくんを活用した環境教育を行っていますが、今後、水素燃料電池の清掃車を導入すれば、区内を走行する日常の清掃活動そのものが脱炭素社会に向けた啓発にもつながるのではないでしょうか。また、水素の補給についても、江東区方面の清掃工場への搬入動線などを活用する可能性も考えられます。

　そこで、燃料電池ごみ収集車や水素を活用したコミュニティバスなど、区内を走行する業務用車両等への水素モビリティー導入を検討してはと考えますが、いかがでしょうか。

〇山田委員長　石川清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長　清掃自動車についての水素燃料車の導入に関してということですけれども、委員御指摘のとおり、江東区で今年度から導入されているというのは伺っております。江東区には区内に４か所の水素ステーションがございまして、そういった地の利を生かしてこちらを導入したというふうに理解をしております。

文京区においては区内に水素ステーションはございませんが、委員御指摘のとおり、清掃工場の近隣にあるところもあります。ただ、清掃工場はですね、我々が搬入する工場を選べるわけではなくて、清掃一組のほうで搬入調整をしながら、週ごとに搬入する工場が変わるものですから、必ずしもその水素ステーションが近くにある工場に搬入できるというわけではございません。ですので、燃料の供給がスムーズにいくような状況があった場合にはですね、導入の方向性は見えてくるかなと思いますが、現在、価格についても高いということもありますし、国、都の補助があるとはいえ高いというところがございますし、あと、整備等についてもですね、現状の車とは少し違った整備が必要になってくるかなというところもございますので、他区の状況も踏まえて、導入の検討は、他区の状況を注視してまいりたいと思います。

○山田委員長　よろしいですか。

上田委員は御自身の持ち時間を超過しました。あとは会派の中で調整をお願いします。

御答弁、はい。

武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　ただいま水素エネルギーについての御質問ございましたが、再生可能エネルギーという意味では、水素についても今後も利用していきたいと。東京都も推進しておりますし、今、東京都でも家庭向けにですね、いわゆる次世代型の自動車の補助をやっていますので、そういったことを周知しながら、啓発の事業の中でも、水素の有効な利用ということでの取組は進めていきたいというふうに考えてございます。

○山田委員長　それでは、山本委員。

○山本委員　2271ページになるかもしれません。地球温暖化対策の一つに捉えているんですけども、土木費のところでも、公園にミストをつけるですとかということで、暑さ対策、非常に昨今の夏の日差しの強さ、暑さ、もう本当に耐え切れないぐらいの状況になっておりまして、温暖化対策が必要だというところの中で、諸外国ではですね、これできる、できないは別にしても、ちょっと言わせていただきますと、夏の暑い日に限定してですね、信号待ちをしている人たちに日傘、日傘じゃないや、いわゆる何というんですか、日除けの大きな傘を

交差点のところに設置しているのを見かけたことがありまして、日本でもお隣の千代田区が、一昨年、神保町にそういったパラソルを置いたということでございます。ただ、神保町の場合は、恐らく岩波書店の民間の施設だというふうに思うんですけれども、ここのシビックセンターにおいてですが、例えば交差点の、春日の交差点、かつてモニュメントがあったところあると思うんですけども、再開発のところの角ね、あれもう一定展示、展示というか設置をして役目が終わったということで捉えて外されたという経緯もありますけども、役所の人たちに限ってということじゃないんですが、ちょっとしたお昼御飯を出るときに、今でも日本の方は、私もそうですが、男性の方も日傘を持って外へ出られる風景もありますけれども、何ですか、時間のないときにぱっとすぐ出てぱっと帰るというような流れの中で、特に信号に待っているときって本当につらい。皆さんもそうだと思うんですが、日陰探して待ってたりというところあると思うんですが、そういう取組というのは何かこう研究されたことありますでしょうか。聞いたことありますでしょうか。

○山田委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　委員御指摘のとおり、日傘については、この気候変動の中で非常に有効であるということで、昨年、区のほうでもですね、区報ですとか区のホームページに掲載させていただいて、日傘の利用を推奨したという状況でございます。

　お話の中にございました日除け用の、貸出し用の何かパラソルということかと思いますが、ちょっとそういった取組自体がどのように進んでいるかというのは、まだ課の中ではちょっと研究してございませんので、引き続き他の自治体の取組について情報収集しながら、有効かどうかも含めて、今後も研究していきたいというふうに考えてございます。

○山田委員長　山本委員。

○山本委員　貸出し用の傘というところではないと思うんですけれども、道路に設置されている、固定されるとちょっと道路上の問題もあるかもしれませんが、その辺もちょっと含めて研究をしていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山田委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　傘以外にですね、いろんないわゆる日陰をつくる製品ですとか、そういったものが世の中にあるかと思いますので、そういったことに関しても引き続き情報収集して、区民の皆様に御利用いただくべきものかどうかも含めて、研究していきたいというふうに考えてございます。

○山田委員長　それでは、関川委員。

○関川委員　私、１点だけですけど、275ページのリサイクル事業についてですけど、今まで同僚議員が予算・決算委員会で、瓶や缶のリサイクルの拠点に置かれているコンテナの片づけを区でやってほしいということで御要望したと思いますが、その後、何か御検討されていますか。

○山田委員長　石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長　集積所で使われている資源用のコンテナの件かと思いますけれども、昨年度もこちらのほう、御答弁させていただいておりまして、実際に収集を行っている事業者のほうに確認をしたりとか、あとは近隣の区のほうにも確認をしたりはしています。ただですね、近隣の区で行っているものと文京区で行っている委託の形というんですかね、事業者にお願いしている部分が少し差異があったりとかということで、事業者のほうも昨今の人手不足もあって、なかなか対応が難しいような話も聞いております。ただですね、そういったお声があることは承知しておりますので、引き続きですね、何らかの方法でできないかということは検討はしてまいります。

○山田委員長　関川委員。

○関川委員　ありがとうございました。隣の区の区境で、豊島区のほうではもう区が責任を持ってコンテナの片づけをやっているんで、隣の区が羨ましいなという方がいっぱいいらっしゃるのと、これ全体の予算として３億6,000万円組んでいますよね。だから、そのほんの一部を使うことによってできると思いますので、そんなに難しいことじゃないと思いますけど、ぜひ検討段階を越えて実現をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○山田委員長　よろしいですかね。

以上で、９款資源環境費の質疑を終了させていただきます。

理事者の方には御移動のほどお願いいたします。

続きまして、10款教育費の質疑に入ります。事項別明細書の274ページから305ページまでの部分となります。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長　それでは、10款を御説明いたします。274ページをお開きください。

10款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費1,339万1,000円でございます。

２目事務局費13億5,076万9,000円でございます。

278ページをお開きください。３目教育センター管理費２億7,915万9,000円、４番、教育相談事業、会計年度任用職員の報酬改定による増でございます。

２項学校教育費、１目学校幼稚園管理費113億9,223万6,000円、285ページの21番、教育情報ネットワーク環境整備の(1)小学校及び(2)中学校、リース期間満了に伴う電子黒板等の更新及び学級数増に対応する端末整備による増でございます。

286ページをお開きください。２目教育指導費12億7,080万3,000円、３番、みんなの学びサポート事業の皆増及び289ページの30番、学校支援関係事業、校内居場所指導員の配置数による増でございます。

290ページをお開きください。３目教育振興費４億7,666万円、４番、教育費保護者負担軽減事業、入学準備金支給の皆増による増でございます。

４目学校給食費26億7,313万2,000円、１番、学校給食運営維持費の(1)小学校及び(2)中学校、公会計化による増でございます。

292ページをお開きください。５目学校・幼稚園保健費１億9,115万9,000円、295ページの７番、就学時健康診断経費、実績見込みによる減でございます。

294ページを御覧ください。６目学校・幼稚園施設整備費143億7,746万3,000円、３番、柳町小学校・柳町こどもの森等改築の(1)改築工事費、改築工事による増でございます。

300ページをお開きください。３項校外施設費、１目八ケ岳高原学園管理費8,566万6,000円、１番、運営維持管理費、財務諸表の分析による増でございます。

２目柏学園管理費1,168万2,000円、１番、運営維持管理費、防草シート設置完了による減でございます。

３目移動教室事業費１億6,984万7,000円、２番、魚沼移動教室、バス借上げ単価の引上げによる増でございます。

４目自然体験教室事業費510万4,000円、１番、自然体験教室、八ケ岳サマーキャンプ運営委託の実績見込みによる増でございます。

302ページをお開きください。４項社会教育費、１目社会教育総務費2,047万8,000円でございます。

２目文化財費２億3,819万2,000円、１番、文化財保護の(9)文化財収蔵庫改修、岩井文化財収蔵庫の改修による増でございます。

304ページをお開きください。５項図書館費、１目図書館総務費２億881万3,000円でございます。

２目図書館事業費15億4,386万1,000円、５番、図書館改築等関係経費の(2)本駒込図書館改修関係経費、初度調弁による増でございます。

３目図書館維持管理費１億1,048万2,000円、１番、館舎維持管理、本駒込四丁目複合施設共用雨水配管改修工事による増でございます。

10款の説明は以上でございます。

○山田委員長　それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。教育です。

それでは、松平委員。

○松平委員　289ページの８、英語力向上推進事業と、もう一点、少し戻って287ページ、エデュケーション・アシスタント配置支援事業について２点お伺いしたいと思います。

まず、英語力向上推進事業ですけれども、来年度より、いよいよ幼稚園全園でＡＬＴ、外国人英語指導員が配置をされることになりました。国際理解の醸成と世界で通用する人材育成のために、幼いときから英語に親しむことの大切さを私どもの会派の山田委員長は10年間言い続けてきたことでございます。去年から港区が導入されて、先を越されたと山田委員長おっしゃっておりまして、悔しがっておられましたけれども、ぜひ他区の先行事例等を見ながら、文京区としての、文京区ならではの、文京区版幼稚園ＡＬＴ事業を展開していただきたいなというふうに思っています。

カリキュラムとして時間単位でテーマに沿った活動を園児とＡＬＴで行うのがこの事業というふうに聞いているんですけれども、月に１回１時間というカリキュラムでやるというふうに聞いています。今年度か、実験的に数園で幼稚園で展開してきたというふうに伺っているんですけれども、実際、そのやってきて、園の先生方との反響であったりとか、どういったものがあるのか。また、今年度、そのモデル的にやったところを踏まえて、来年度、どういう形でこのＡＬＴ事業を展開していくのか、そのあたりについて伺いたいと思います。

○山田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　ただいまの幼稚園でのＡＬＴの活用についてのお尋ねですが、委員おっしゃるように、グローバル化が進む中で、子どもたちには異文化の多様性の理解する力が求められております。幼・小の連携教育の推進、国際理解教育を深めることを目的とした幼稚園期からのＡＬＴ、ＡＬＴとともに、英語で遊び触れ合う経験を通じて、言語や文化への興味関心を持たせるために、令和７年度、先ほどお話ありましたが、今年度については５園で２回ずつなんですけども、実施させていただきました。その中で、ＡＬＴの方のプログラムが連続したプログラムとなっており、２回目に来たとき、１回目よりも学びを生かしたプロ

グラムとなっており、園児たちが体験が連続されていて教育活動とてもよかったというようなお言葉や、あるいは、日常的に園児が何となく聞いた英語をたくさん使ってもらえるので、これはＡＬＴが意識的にやったんだというふうに思います。園児がとても学びやすかったというような言葉をいただいております。

令和８年度は、年間10回のＡＬＴの派遣事業を全園で実施させていただく予定でございます。

○山田委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。とてもよかった、学びやすかったという、非常にいいお声が届いているのかなというふうに思います。１園で月１回、10回ですかね、10時間分を行うということなんですけれども、例えば小・中学校とかだと、ＡＬＴの方って朝から夕方までずっといて、生徒とも日常的に、特別なカリキュラムというのに縛られることなく、いろんな日常的な会話とかを交わしているような風景を私も小学校とかで見かけるんですけれども、まずは来年度、全園で実施してというところかと思うんですが、その先、例えば、そういう形で日常の活動の中での会話だったりとか、生活の中で向き合う、そういった課題、活動の中でＡＬＴを活用するということに意義があるのかなというのは感じているんですけども、そのあたり、もう少し先の見通しというか方向性について、あればお伺いしたいと思います。

○山田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　活用の見通しというところでは、まずですね、ＡＬＴによる歌やゲーム、絵本の読み聞かせといった、まずは日常的な保育、あるいは季節の行事に無理なく取り入れられる、そういった活動から取り組んでいきまして、今後、令和８年度における園での実施状況をきちんと把握させていただいて、内容や回数、あるいは時間等を検討し、さらに充実を図ってまいりたいと考えてございます。

○山田委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。近年、文京区では、小学校であれば外国人の住民の方も増加して、学校現場において、いろんな多様な文化的な背景を持っている子どもたちが一緒に学ぶ環境というのが広がっているので、ぜひ小学校の就学前の幼稚園の段階で、ただ単純に英語に触れるということだけじゃなくて、いろんな異なる文化とか価値観に親しむ国際理解教育の第一歩として、この幼稚園のＡＬＴの事業というのは大変意義があるものというふうに思っておりますので、ぜひ引き続き、事業の効果がしっかり出るような形で展開してい

っていただけることを願いたいというふうに思っています。

　まだ大丈夫ね。

○山田委員長　はい。

○松平委員　続いて、エデュケーション・アシスタントについてです。これ東京都が10分の10で行っている事業です。令和６年度から始まった事業かと思います。担任の先生、教職員の負担の軽減ということで、先生のサポート、教室の内外で行っていくという事業かと思います。令和６年度の時点では、総務区民委員会で、多分、質疑があったかなと記憶しているんですけど、なかなか人手不足といいますか、人が集まってこないという課題があって、なかなか小学校全校での配置というのがもう一息みたいな話があったかと思います。ここ最近、少しずつエデュケーション・アシスタントというその役割も認知度が広まってくる中で、少しずつ人数が増えてきているというふうに聞いているんですけれども、そのあたり、これまで、昨年度からやってきたエデュケーション・アシスタント事業の効果であったりとか、その反響、あとは募集人数といいますか、そのあたり、どのぐらいまで拡大しているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○山田委員長　藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長　エデュケーション・アシスタントのまず効果につきましては、調査で学校のほうに行っております担任、あとはエデュケーション・アシスタント本人、そして管理職から、どの方々からも、やはり授業中に大人の目が増えるというのは教育の質の向上につながるというふうな意見がございます。特に体育においては、やはり安全面に関わることなので、大変助かっているというふうに聞いて、とても効果が上がっているというふうな声を聞いています。

　続いて、エデュケーション・アシスタントへの募集の状況ですが、今、ありがたいことに、大変多くの応募をいただいております。かつては人数が足りないということでしたが、今はかなりたくさんの応募がありまして、面接等で選べるぐらいたくさんの応募をいただいているところでございます。

○山田委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。教育の質の向上につながっているということと、逆に採用して選ぶことができるようなところまでの募集が広がっているということでございます。

　どうなんですかね、たしか総務区民委員会のときだと１校１人ぐらいの感覚だったと思うんですけど、今、そのあたり、１校、複数人採用することができてる状況になっているのか

ということをちょっとお伺いしたいと思います。

○山田委員長　藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長　かつては１校当たり１名の配置でしたが、この令和７年度は学級数が多いところについては２名配置ということになっています。今後の見通しとしては、１校当たり２名の配置に向けて、今、準備を進めているところでございます。

○山田委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。ぜひ１年生、２年生、３年生の学年を対象とした事業だと思いますので、ぜひ１校２名と言わず、余力があれば３名以上の配置というのもぜひ積極的に展開していっていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○山田委員長　それでは、依田委員。

○依田委員　では、すいません。Ｐ281ページの学校・幼稚園管理費なんですけれども、最終的な数字は１日時点の数字を見ないと分からないと思うんですけれども、例によって区立幼稚園の定員割れが深刻でして、新年度から根津幼稚園の５歳児クラスが５人しかいない、で、４歳児13人、３歳児12人であると。第一幼稚園も５歳児が15人、４歳児14人、３歳児14人、11人ということで、非常に寂しい感じになっております。小日向台町幼稚園もね、３歳児が７人ということですよね。

今後、区立幼稚園をどうしていくのかというとこなんですけども、柳町、明化、小日向台町、千駄木、後楽は認定こども園化して捲土重来ということなんですけど、私はそれに反対しているんですけど、それは取りあえず置いておきますけど、今回、残りの園も相当厳しいということで、根津とか本駒込とか青柳については、新入生が10人を下回ったらクラスをつくらないということで、そういう方針ありますけれども、その第一とか根津に関してはそういった方針はないんですけど、今後どうしていくのかというのを、てこ入れ策があるのかないのかというところをちょっと教えてほしいと思います。あと、それが１点目で。

あと、１クラスの人数もあんまり少ないと集団教育の意味というかね、そこがなくなってきてしまうという問題があると思うんですけど、教育委員会としては適正な１クラスの人数というのはどのぐらいだというふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○山田委員長　熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長　まず、幼稚園の適正配置ですけれども、こちらにつきましては、学級編制に関する要綱というところに基づきまして、適正配置を行っていくということで運営をし

ております。認定こども園化しないところにつきましては、この要綱に従っていくというところになりますので、第一幼稚園等、この要綱に出ていないところにつきましては、現時点では、ここについて何かこう特別なことをするというところは考えてはいないというところでございます。

望ましい学級規模というところですけれども、こちらにつきましては、以前の文京区区立適正規模適正配置審議会の考え方、答申のところの考え方によりますと、１学級20人程度が望ましいと、そのような考え方が出されており、これを継承しているところでございます。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　ありがとうございます。その第一と根津に関しては、要は現状方針がないということなんですけども、さすがにこの規模になってくると、やっぱりちょっとどうするかというのは考えないといけないと思うので、もちろんどういう方向に持っていくかについて特に何かを言うつもりは、今、今日この時点ではないんですけども、何かしら、いざというときどうするか、何かてこ入れするのかみたいなことは、ちょっともう考えておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

もう次に行きます。次、Ｐ283の校園舎維持管理費なんですけど、こちら区立の保育園のほうでは新年度の予算で居室に、居室等々に監視カメラを設置するという予算が入っております。事故などの検証がしやすくなって、職員にとってもメリットがあるということでございました。これ、同様の事業は認定こども園であるとか幼稚園でも同様に実施していったらいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、それについてはいかがお考えでしょうか。

○山田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　園やこども園の防犯カメラについてなんですけども、まず、保育園での実施状況を関係課より情報提供いただきまして、慎重に研究してまいりたいと考えてございます。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　慎重に研究ってすごいなんか言われたんですけど、区立の保育園で導入するのに、何でその認定園や幼稚園で入らないのかというはなかなかちょっと理解し難いところで、何かその理由を説明してほしいんですよね。特に認定こども園というのは、別に普通に、いわゆる何号とかいうとちょっと複雑なんであれですけど、いわゆる幼稚園の子と保育園の子といるわけなんで、小っちゃい子もいるわけなんで、環境としてはほぼほぼ同じだというふう

に思うんですけど、そこを教えてください。

○山田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　ただいまの御質問ですが、現在、教育委員会としても、学校長、そして園長をはじめ、教職員の信頼をして学校運営等を任せておりますので、教職員の指導ですとかそういった観点から、子どもたちの行動を現状では監視することというのは好ましくないというふうに考えてございますので、慎重に検討していきたいというふうに考えてございます。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　これ以上申しませんけど、何か大変、保育園の園長さんに失礼なことが聞こえたような気がしました。

　次に、行きます。283ページの個別施設計画ってあるんですけど、これ企画のほうでも公共施設の総合管理計画をつくっていまして、それだけを見る限りは、学校とかの建て替えのスケジュールとか大まかなものしかないわけなんですけれども、今、学校においては、特別教室の一斉更新とか猛暑対策などで、猛暑対策としての快適化とか電力系統の強化とかもいろいろ並行して走っていると思いますので、個別施設計画ではこういったものがどのぐらい将来にわたって何か詳しく見通せるようになるのかというのをちょっと教えてください。最終的には全体のマネジメントとしては企画のほうの、何というか、ほうともつながるといいますかね、傘下に入るということだとは思うんですけれども。

　あと、我々の会派としては、プールというのがどうなるかというところもかなり気になるところで、学校施設のプールだけじゃないんですけど、学校施設のいろんな要・不要の判断みたいなところもですね、ここでしていくことになるのかどうかというのをちょっと教えてください。

○山田委員長　内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事　学校施設におけます個別施設計画でございますけれども、こちらはですね、学校施設の大規模改修等を計画的に実施するため策定するという内容でございます。こちらにつきましては、現在、委員御指摘の特別教室の改修工事でありましたり、屋上防水や外壁、サッシ改修工事等、様々な工事を並行して実施しているというところでございます。学校施設の改修の計画につきましては、限られた財源の中で計画的に実施する必要がございますので、文京区立、文京区公共施設等総合管理計画等を踏まえまして、これらの工事の全体像を整理いたしまして、工事の組合せも含めて、大規模改修等を計画的に実施するために

行っていきたいというふうに考えてございます。

○山田委員長　宮原学務課長。

○宮原学務課長　プールについてのお尋ねですが、２月議会の文教委員会でも御報告したとおり、大塚四丁目の仮校舎につきましては、今回、プールを設置しないという形で、近隣の公共施設、あるいは民間施設の活用というのを検討していくことを考えております。

一方、今年度、懇談会を進めてまいりました千駄木小学校、千駄木幼稚園、文林中学校の一体的改築においては、年間を通して使えるプールの設置ということで、ちょっと地域の御意見をいただいているところで、その活用方法、また拠点校という形をとって、複数の学校で使えるというようなプールの使い方ということも研究していかなければいけないというふうに認識しております。既存の各小学校のプールにつきましても、暑さ対策が必要な部分もありますので、来年度、室内にあるプールについては、空調機を一部テスト的に導入するというようなことも含めて検討していかなければいけないと考えておりますので、プールの在り方につきましても、今後、検討してまいりたいと考えております。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　ありがとうございます。学校施設の在り方については、いろんなところで非常に議論になると思うので、本当に、何というか、皆さんがぱっと見て分かって議論のたたき台になるようなものができたら大変ありがたいなというふうに思います。

次に、289ページの世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトなんですけども、来年度予算が1,000万円ほどということで、今年度と実は予算額としてはほとんど変わってないということなんですよね。本年度はシンポジウムがあった反面、本来、６タームある研修のうちの１から３タームしか実施されていませんと。実際の研修の事業者との契約金額は744万円でしたということなんですけど、来年度はこの続きの４から６タームに加えて、同時に、新規に１から３タームを受講する人もいるので、コマ数自体は２倍になるということだと思っているんですけど、予算額はその744万円の倍にはなっていませんということなんですよね。その研修の単価が下がるということでいいんでしょうかというところと、その理由はどういうことでしょうかということ。それから、その担当する事業者は来年度どうなるのかというところを教えてください。

○山田委員長　藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長　来年度の予算におきましては、基本的にかかるものとしては、その研修の受講料、そして、大きなところでいうとファシリテーターにかかる費用、ここが

非常に大きな要素となっています。こちらの経費につきましては、今年度の実績を踏まえて、次年度に向けて見積りをとって総合的に考えた上での予算になります。もう一つの次年度の事業者に向けましては、現在、国際バカロレア機構と検討しているところでございます。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　ありがとうございます。何か単価が下がる理由があまりちょっとよく分からなかったんですけど、もうちょっと分かれば教えていただきたいというところです。多分、最初に教材をつくったりしたんでね、そこの初期費用みたいなのがかかっていて、何か２回目以降は安くなるとか、そういうのがあるのかなと勝手に思ったんですけれども。

　事業者が未定という話があったんですけれども、確かに契約先の事業者との契約は１年契約だったわけなんですけど、ただ、その事業者しか担当できないという理由に基づいて随意契約をしているわけなので、その未定というのが何かちょっと分かりづらいですよね。その国際バカロレア機構がそのライセンスを渡す先を切り替えて、別の事業者が唯一の受託、別の事業者がね、その唯一の受託先になるとかということがあり得るんでしょうかということです。そういった場合でも、今のね、現行の日本語の教材をつくり込んだのは、多分、今の既存の事業者の方だと思うんですけども、仮に何か事業者が切り替わった場合に、その教材とかもスムーズに引き継がれて、今年度、先ほど言ったように低単価でちゃんと受けられるようになるんでしょうか。

○山田委員長　藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長　予算につきましては、繰り返しになりますが、今年度の実績を踏まえて、研修受講料と、あとファシリテーターを総合的に勘案した合計額になってございます。

　次に、事業者が変わるかどうかについては、先ほど申し上げたとおり、今、検討中でございますので、変わった場合に教材等がどうなるかということについては、そこの部分が決まってからの決定というふうになると思います。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　あまり時間使いたくないんですけども、ごめんなさい、その総合的に勘案してというのがちょっと分からなくて、そのコマ数は倍に増えるんですよね。それなのに744万円が倍にはならずに1,000万円に収まる理由がちょっと分からないんで、何でもいいから言ってください。

○山田委員長　藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長　コマ数は、はい、倍になりますが、ファシリテーターにかかる費用が上がったり下がったりする部分、あとは受講料も上がったり下がったりする部分もございますので、そこらを全て勘案した総合的な価格というふうになります。

○山田委員長　よろしいですか。あ、次。

依田委員。

○依田委員　分かりました。次に、293ページの学校給食代補助なんですけれども、学校給食支援なんですけど、新年度も１食当たりの単価が30から50円アップになるということで、この食材費が高騰する中で機動的な単価の引上げは評価したいところだと思います。やっぱり保護者からね、給食費を取っている時代だと、なかなか値上げをしにくいというのもあったと思うので、これは公費になったおかげで、もちろんね、公費も厳しい自治体とかだとあれなのかもしれないですが、少なくとも文京区においてはね、機動的に本当に引き上げていただいてありがたいなというふうに思っています。

国とか都の補助制度も、また新年度からも強化されるという理解でいいんでしょうかね。区の負担自体は、単価引上げもありますけれども、区の持ち出し自体は減るという理解でいいんでしょうか。そこら辺、ちょっと教えていただければと思います。

○山田委員長　宮原学務課長。

○宮原学務課長　給食費の単価アップの件につきましては、委員お話しのとおり、令和８年度からも、物価高騰を対応しまして、引き上げていくことを考えているところでございます。補助につきましては、国のほうがまずは小学校から補助を始めるということで通知が来ているところでございますけれども、交付の仕方が、交付金の不交付団体には一部届かないところもあり、その部分は都のほうが補塡するという形で伺っておりますので、基本的に本区のほうで持つ部分というのは２分の１の部分ということは本年度からは変わらないという状況になっております。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　ありがとうございます。じゃあ、区の負担もその分ね、増えるということだとは思うんですが、いずれにしても、しっかりと物価高、食材費の高騰に対応していただけたのはよかったなと思います。

次に、295ページの小日向台町小改築なんですけれども、現状の計画で何か工期が４年になるか5.5年になるかはですね、近隣の方の御厚意にかかっているという話がありまして、その敷地の南西の角にある交差点付近の何軒かの民家の意向が結構大事だというふうに聞い

ております。軒先を重機が通ったりすることを許してもらえるかどうかによって、その工事の効率が変わってくるんだというお話でした。なかなか、ただ、交渉の見通しは厳しいようなことも聞くんですけれども、その現状を教えていただければと思います。

　この小学校に関しては、要は地中を掘るということを何とか減らせれば、さらに大幅に地域の負担とか公費の分も縮減できるのではないかなということは会派で言っております。それをするためには、プールを、プールを現状の計画ではない場所にしたらいいんじゃないかなということは、これまでも言ってまいりました。温水にならない計画なので、いわゆるガラス張りの屋根のプールになるということだと思うんですけど、それならいっそのこと、今は校庭の真ん中にプール出たり、夏期はつくったりするんで、それを使い続けてもあんまり変わらないんじゃないかなとすらちょっと思ってしまったりしたんですけれども、大塚四丁目の仮校舎に移転しているときはですね、豊島区のほうの民間温水プール授業を受けに行く方向だというふうに、この間、委員会でも答弁あったかと思うんですけれども、改めて小日台小学校にプールを新設せずに済ます方策を考えられないでしょうかというのが質問です。

〇山田委員長　内山教育推進部副参事。

〇内山教育推進部副参事　まず、工期の部分でございます。こちらの部分につきましては、以前お示ししたものにつきましては、工期といたしましては……、すいません、失礼しました。以前お示ししましたものにつきまして、よりも、今回、大塚四丁目仮校舎を取得できましたことで、いわゆる自校式の工事でなくなりましたので、工期は短くなるというふうに答弁さしあげたところでございます。こちらにつきましては、より大型の車両が通行することが可能になりましたら、工期はさらに短くなるという形でございまして、こちらにつきましても、最初の工期といたしましては、約４年４か月というふうに試算してございます。こちらの部分につきましては、今後ですね、そういった近隣の方の所有者の方とも協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

　一方の建物のプールのところでございます。こちらにつきましては、現行の配置計画を策定するに当たりましては、様々な校舎・校庭の配置案を検討してございまして、学校運営に適した教室の配置でしたり、校庭の形、校舎と近接する建物の位置関係による騒音や、日陰等の影響を考慮した上、総合的な判断によりまして、現在の配置計画を選択しているというところでございます。こちらにつきましては、検討の過程ではですね、自校式での工事工程も併せて検討しておりますけれども、様々な校舎・校庭の配置を検討してございますので、今回、こちらの部分につきましては、代替地方式であったとしてもですね、必要諸室等の条

件が変わらない中では、現在の配置計画が最適なものというふうに考えてございますので、プール等、位置等の変更というものは考えてございません。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　ちょっと引き続きそれは、その件は議論したいと思いますが、次に行きます。

　297ページの窪町小学校教室等増設なんですけれども、こちらの窪町小学校の隣の再開発に合わせて特別教室と育成室等々つくるものなんですが、現在、既存建物の取壊しが始まったところです。これら、図工室と特別教室に関しては、図工室と家庭科室をつくるということなんですけれども、この地域開放の可能性についてお伺いしたいと思います。要は学校と別棟にあるという特徴があると、地域開放がしやすくなるメリットがあるんじゃないかなというふうに思うんですよね。ただ、逆に管理人さんがいないと、何か入退館の管理が難しいみたいなこともあるかもしれないんですけども、そのあたり、地域開放の可能性、やりやすさも含めてなんですけども、どのように現状を考えでしょうか。

○山田委員長　内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事　こちら窪町小学校の隣地に建設予定の民間施設におきまして、適切な環境確保が期待できるという観点から、委員御指摘の図工室、家庭科室を移転するというものでございます。地域開放につきましては、学校運営に影響、支障が出ないということが大前提となりますけれども、今後、そういった地域開放の可能性も含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　前向きな御答弁ありがとうございました。

　次に、305ページの小石川図書館改築関係経費なんですけども、令和８年度の予算額は９万7,000円だということで、実質的にはほぼ予算はないということなんですけど、次年度どういうことをするのかというのをちょっと教えていただきたいということなんですが、もちろんね、内部でいろいろ考えられるということはあるとは思うんですけども、具体的にね、どういうことを検討するのかということ。それから、もちろん図書館としてどうあるべきかということを考えてほしいわけなんですけれども、当然、公園とかテニスコートとかの規模感との調整も必要になりますし、必要あればね、全体として考える場合には、場合によっては都市計画的手法の検討も必要になるとは思うんですけども、図書館としては、どこまでのことをやろうかなというふうに思っていらっしゃるんでしょうか。

○山田委員長　猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長　小石川図書館と竹早公園の一体的整備につきましては、これまで御答弁しているところでございますが、公園、図書館、スポーツ施設、検討の進め方という四つの分野に分けまして、それぞれの所管におきまして課題について整理をして検討しているところでございます。図書館につきましては、これまで区民の皆様との意見交換会の中で、蔵書数、適正な区が必要とする蔵書数だとか、蔵書の開架の状況、また、閲覧席、学習席、そういったところで様々な御意見をいただいているところでございますので、ほかの自治体と比べながら、また、文京区として適正な基準としてどの程度必要なのかというところを調べながら整理しているところでございます。

　また、委員からありました都市計画についての検討というところもございますが、こちらも昨年度から御答弁させていただいているところでございますが、本敷地については様々な可能性があるということを我々も了知しておりますので、そういったところも含めながら次年度以降、検討していければと思っております。

　また、検討に当たっては、当然、これまで区民の皆様とともに進めていくというところを言っているところでございますので、再開する際については、区民の皆様に周知しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　ありがとうございます。ただ、この予算額だと、あくまでも内部検討という感じだとは、なのかなという印象は受けております。もちろんね、どういうふうに図書館があるべきかということを、先ほど蔵書とか、開架とか、閲覧室の話とかありましたけど、やっぱりその図書館の話がちょっと盛り上がってから、やっぱり、図書館の充実がやっぱり必要だよねという声を多く聞くので、やっぱり、それは本当に大事なんで、改めてしっかり考えていただけたら大変うれしいなと思います。

　で、戻るんですけど、Ｐ291の教育費保護者負担軽減事業なんですけど、こちら総括質問でも触れさせていただいたんですけれども、小学校の入学予定者に５万円、中学校の入学予定者に10万円を支給するという、結構インパクトが大きい政策です。毎年続ける予定だということなんで、いろいろお聞かせいただければと思います。

　まず、用途なんですけど、この入学準備金という名前になってはいるんですけれども、これまで区の説明では、ランドセルとか標準服とか、そういったやっぱりお金が入学のときにかかりますよという話はされていますけれども、他方で、区長の記者会見とかでは支度金という、入学支度金という表現もされた上でですね、学資保険に積み立ててもいいよなどとい

うふうにお話しされていまして、使途は自由に考えていただくというふうにおっしゃっています。事業企画書にもですね、物価高騰の影響を受けて負担を軽減する必要があるという趣旨も書かれていまして、一応確認なんですけど、区としてどのような用途に受け取った側が使うかということは関知しないということだと思いますけど、それでよろしいでしょうかというのが１点目です。

○山田委員長　宮原学務課長。

○宮原学務課長　準備金につきましては、入学に当たって必要となる費用に充てることで、教育費の負担軽減につながることを目的としております。支給に当たっては、その目的を明示はいたしますけれども、一方で、御家庭によって準備に要する品目は様々ありまして、例えば御兄弟がいて制服はもう既にあるよというような場合とか、通学用のかばんはもう既に準備があるよとか、そういう場合もありますので、用途を限定するものではございません。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　ありがとうございます。その区の内部検討段階ではね、お祝い金という言葉も使われていたときもありましたので、取りあえずね、用途に別に縛りがあるというものではないということだと思います。

今回ですね、あそこ、福祉のところ、民生費のところの保護費のところでもちょっと触れたんですけども、懸念事項として、生活保護世帯を含む就学援助世帯が、この今回、給付の対象外となっているということなんですよね。当然、これらの世帯、既存の就学援助の制度によって同じような給付があるんですけれども、ただ、文京区のプレス発表とか事業計画書でも、また、この区長の記者会見でも、今回の５万円、10万円の給付が受けられない世帯がありますよということはどこにも書かれていないわけなんですよ。公私立関係なく給付しますと、所得制限もありませんという話はしているんですけど、なぜこの対象外の世帯があるということを全然表示してないのかというのを、開示してこなかったのかというのをちょっと伺いたいのが１点目。

それから、あとはその手続上の問題なんですけど、就学援助世帯、小学校入学前に９万1,600円で、中学入学前に10万1,000円の給付があるんですけれども、こちらのほうが金額的には多いので、就学援助世帯の対象であれば、今回の５万円、10万よりこっちを選んでくださいねということなのかもしれないんですけど、いずれにしても申請主義だと思うんですよね。だから、その就学援助を申し込まない場合は、この５万円、10万円の給付のほうを申請することもできるのかなと思うんですけど、そこら辺、実際どうなるんですかということ。

その前提として、そもそも申請してくださいのお知らせは全員に届くという、そういう仕組みなんですか。あと、そうですね、取りあえずそれでお願いします。

○山田委員長　宮原学務課長。

○宮原学務課長　この事業につきましては、教育長答弁で御答弁させていただいたとおり、昨年６月に国から発出されました学用品等に係る保護者負担軽減についての通知を受けて検討を開始しております。支援が必要な世帯の学用品等にかかる費用につきましては、従前から就学援助制度等により一定の経済的な負担の軽減を図っており、また、物価高騰につきましても、支給額の改定等で、制度の中で対応していることから、より幅広い層の家庭の経済的負担を軽減することで、子育て世帯全体を後押しする施策として、これまでの制度で対応できていない層へ施策を検討したものでございます。全体、区全体がこれで制度でカバーできるということになりますので、とりたてて、この制度は、この方はこちらの制度で、この方はこちらの制度でというような御説明はしていないというところではございます。

　支給の手続の方法でございますけれども、につきましては、今考えている、詳細はこれから組み立てていくことになりますけれども、現時点の検討では、対象となる御家庭のほうへ全て御案内を出させていただいて、御案内の届いた御家庭から申請いただくというようなやり方を考えているところです。つきましては、先ほどお伝えしたとおり、制度の、既にある制度はそちらのほうを使っていただいて、その制度が使えない方に対してこの準備金というような整理をしていますので、どちらを使おうかしらみたいな形にはならないと認識しております。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　でも、就学援助も別に申請主義なんで、最初に５万円のほう、５万円とか10万円のほうを申請して、別に就学援助を申請しないということも可能なわけですよね。あと、逆に５万円の給付を受けた後に就学援助も申請した場合はどうなるんでしょうかね。一応、何か入学後でも４月に、４月までに申請すれば、入学の就学支援、就学援助制度における、何だっけ、準備金、は９万1,600円ですよね、はもらえることになっているんですけど、そういった場合はどうなるんでしょうかねというので、やっぱりいろいろ実務的にそうやって切り分けようとすると、何か大変だなというふうに感じているところでございますので、ちょっと教えてください。

○山田委員長　宮原学務課長。

○宮原学務課長　就学援助につきましては、新入学、新入学用品費、準備金に当たるものがこ

の新入学用品費になるんですけども、それを単独で申請するというものではなくて、就学援助を受けるかということで御申請いただいて、基本的に教育にかかる、義務教育にかかる負担、例えば学習支援費、卒業アルバムの補助、体育実技用具費、修学旅行費、夏期施設参加費、移動教育参加費、ＰＴＡ会費と、様々なものを一括してこの就学援助という形で対応しているところでございます。ですので、就学援助でお申込みいただいた方は、その中の一つとして新入学用品費を得ておりますので、重複しないように、こちらのほうで準備金については対象者を、御対象の方にお送りするというふうに考えております。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　ごめんなさい、ちょっと分からなかったんですけど、その両、多分、順番的にはこの５万、10万のほうが先に申請のあれ、お知らせが来るのかな、多分そうだと思うんですけど、それを申し込んで、かつ就学援助も申し込む人は何か出てきそうな気がするんですけど、両方申し込んじゃった場合はどうなるんでしょうかね。

　あと、ちょっと時間もないので次も行くんですけど、準備金が所得として、まず所得として認定されるかどうかということを伺いたいということなんですよね。これは生活保護じゃなくて一般の世帯の話ですが、これが一時所得とかになるのか、非課税なのかということを１点教えてください。

　それから、昨日ちょっとだけあれしたんですけど、生活保護世帯については、収入認定されてしまうというふうに、多分、教育委員会は当初は認識していたと思うんですけれども、つまり、その給付をしても、その分、保護費が削られるんで意味がないというふうに思ったのかもしれないということなんですよね。多分、それは生活福祉課の解釈としても、そういうふうに学務課に伝えてたんだと思います。ただ、ここを、一昨日にここをこの場で議論した限りではですね、生活福祉課が東京都の保護課に問い合わせたところでは、必ずしも絶対収入認定しなきゃいけないというものでもないということで、ちょっとここは解釈の幅がありますけれども、それは文京区の考え次第だというふうに思っているわけです。なので、我々の会派としては、全ての家庭に給付をしてほしいというふうに思っているわけなんですが、その点について改めて学務課としてはどのように認識されていますでしょうかという、今、だから３点ですかね。お願いします。

○山田委員長　坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長　こちらの入学準備金につきましては、こちら、生活保護のほうで、もう資金使途として入学に要する準備金ということで、生活、受給者については支給されますの

で、重複してですね、併給してですね、支給するということは考えておりません。

○山田委員長　宮原学務課長。

○宮原学務課長　先ほどの、まずは支給の手順の部分でございますけれども、今のところまだ、先ほどお伝えしたとおり、詳細な設計はこれからなんですが、今考えておりますのが、入学準備金の申請の御案内のタイミングを、ちょうど小学校とか中学校とか入学の御案内、入学説明会とか就学時健康診断とか、その御案内のタイミングに合わせるとちょうど合うんじゃないかしらみたいなことを考えているところです。

就学援助についても同じタイミングで御案内していますので、基本的には、どちらも上がってきてしまえばそれはちょっと調整しなきゃいけないと、こちらのほうでちゃんとチェックしなきゃいけないんですけども、混乱のないように御案内したいなというふうに考えているところでございます。

所得として課税されるかというところでございますけれども、こちらは一時所得として課税になりますので、確定申告されている方は一時所得として入れていただくことになります。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　いろいろありがとうございます。あと、さっきちょっと微妙に答弁が漏れてたのが、プレス発表のとき、区長の記者会見のときにも、その給付が受けられない、この５万円、10万円を受けられない世帯がありますよという話はされてなかったと思うんですけども、そこら辺も言わなかった理由を併せて教えていただければと思いますというのと、あと、次なんですけど、ちょっとね、この対象人数と予算規模の関係なんですよね。何かこの今回の、そもそも一つの学年、一つの歳の子に、就学援助世帯というのは大体同学年の子どもに５％ぐらいいると、文京区においては、というふうに聞いているんですけど、だからこそ、今回、うちの会派としては、就学援助世帯も含めて給付ができるように区長の予算案のこの事業を５％強増やすような修正案の提案をしているところなんです。今のここにある原案、区長の区長予算案を見てみるとですね、何かちょっと妙なところがあって、今回、事業の対象となる子どもの想定数が何か妙に多く感じるんですよね。今回、予算が成立した場合に、給付が実施されるのは2027年１－３月期になると思うんですけど、教育委員会によると、給付の対象人数が、小学校入学予定者が2,031人で、中学校入学予定者が2,278人だということになっています。でも、もともとのその11月時点の何か区の内部の検討資料で、小学校が約2,000人で、中学校に約2,300人ということになっているんですけど、来年の１－３月期の時点で、その子が今は何歳かということ、大体の近似の値だと、今年１月時点の５歳児が1,901人で、

11歳の子が2,116人なんですよね。比較すると何か小学校の入学予定者が、この現状より130人多い予定になっていて、中学校入学予定者も162人多い予定になっているんですよね。しかも、これ就学援助を除いた数字でそれぐらい多くなっているということは、就学援助の家庭を入れたら、だから200人以上、もっとかな、だから2,000、プラス100人ずつぐらい多い想定になっているんですけど、そんなにこのあと１年で何か転入とかがあって増えるもんなんですかね。そこら辺の計算はどういうふうに計算しているんでしょうかねというのを教えてください。

○山田委員長　宮原学務課長。

○宮原学務課長　まず、記者会見のときに説明がなかったじゃないかという点につきましては、先ほどちょっと御答弁させていただいたんですけれども、その制度の、この方はこの制度をお使いください、この方はこの制度をお使いくださいという説明をしていないという形であって、今回できた制度について対象はという形で御説明したということになります。

　人数の算定につきましては、小学校の新入学児童数、これを令和７年度、就学時健康診断の受診者の通知の当初に発送した数と、あと就学申立ての手続がまだ終わってない方というのが令和７年度のベースの数で、中学校のほうは、令和７年度の希望校調査と、当初、この人だというふうに発送した数と、同じように就学申立てが未完了の方、要はマックスの数をベースに入れています。その後、５年から７年の間の増加率を確認しまして、予算なので、予算で割ってしまってはまずいものですから、基本的に高い数値、高い数値で、そこは読んでいるものですから、合わせて少し安全値を足した形で数値を出しているので、この2,031、あるいは2,278というふうな人数で検討しているというものになります。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　ごめんなさい。増加率とその安全値の安全率みたいなのを具体的な数値を教えていただきたいんですけども。

○山田委員長　宮原学務課長。

○宮原学務課長　経年における増加率が、令和５年から６年が、小学校のほうが104％に対して、これは小学校１年生ですね、６年から７年に対しては93％で、中学校は令和５年から６年が109％で、６年から７年が105％ということで、高いほうの倍率を使っています。安全値につきましては、約10％程度、そこへ掛けております。一方、保護世帯及び就学援助の世帯が約５％ということで、逆に95％というふうな掛け算にしております。

○山田委員長　依田委員。

○依田委員　ありがとうございます。相当余裕を見てつくっているということですね。そうなってくると、何か我々、その予算を増やすように修正案を出しているんですけど、何か増やさなくても足りるんじゃねえかという問題が出てきてですね、これ非常に悩ましいんですけど、ただ、我々も安全率を見てということにさせていただければと思います。

やっぱり、いろいろね、低所得者世帯に関してはですね、そうでない世帯に関していろいろ自己負担できる額に限界があるわけなので、児童の福祉とか機会の、教育の機会均等の観点からですね、多少のね、二重の給付というふうに見えてもですね、やっぱり真に全世帯を対象に、そういうふうにうたってね、プレスリリースもして発表もして記者会見もしているわけですから、今回、皆さんを保護者負担軽減事業の対象とすべきであるというふうに我が会派としては思っております。

あとは、その予算修正案のときにまた改めて述べられたらいいかなと思います。ありがとうございます。

○山田委員長　鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長　例外、裁量という言葉が何度も出てきておりますが、生活保護基準にのっとって対応しております。東京都の回答のほうも自立更生に該当する場合はということで話が出てきておりまして、自立更生に該当する経費なのかというところに関しましては、こちらとしては、それはもう該当しないという判断をしておりますので、裁量だから何でも決めてもいいというような考え方では任せられているものではないです。国のほうの通知にのっとりまして、きちんと必要とした経費に該当するか、それが実費最低限のものであるか、どういう形になるか、全部その基準に照らし合わせて判断したものですので、フリーハンドで私たちが判断できるというふうなことではないということは御理解いただきたいと思います。

○山田委員長　よろしいですね。

では、金子委員。

○金子委員　ちょっと、その続きで、291ページの保護者負担軽減事業について聞きますが、私たちも総括で聞いたんですね。それで、ちょっとこれ繰り返しませんけども、結論として、その５万と10万の積算の根拠というのはないということなんですか。その５万と10万というのはどういうふうに決めたんですかね、小学校と中学校で。中学校のときのほうがね、制服とかあるからお金かかるというのは、そういう差があるのは何となくそうかなというふうに思いますけど、就学援助の入学用品、新入学用品費だってね、国の基準で積算があるわけですよね。私たちは質問で、ランドセルの相当なのかなとか、中学校は制服と体操着とかね、

10万ぐらいとかね、やっぱり超えますよね、今、大体ね。そう聞いたんだけど、それを聞くために、負担軽減事業といっているので、負担軽減率を聞いたんだけど、それをお示しすることはできないという答弁なんですよ。じゃあ、５万と10万というのはどうやって決めたんですか、これ。

○山田委員長　宮原学務課長。

○宮原学務課長　小学校５万円、中学校10万については、小学校は、やはりランドセルが一番大きな金額がかかる部分であろうということで、それが一つ。中学校は標準服、これが大きくお金がかかるだろうということでそれが一つ。また、あと通学かばんであったりとか、上履きであったりとか、いろいろと用意するものがたくさんあるもので費目を積み上げていった中で、他区の事例等も引きまして、基準としては５万、10万というふうにしたものでございます。ただ、先ほど御答弁したとおり、御家庭によって環境が違うので、この費目でないと出ませんよというような形にはしなかったということになります。

○山田委員長　金子委員。

○金子委員　これ現金で支給するというスキームだということなんで、お金に別に色はついてないんでね、何に使おうが自由ですよという、そういう何か会計のときにお話もあったようですけども、やっぱりちょっと、およそですね、行政が何か単価を決めてやる、支給するときにね、やっぱりその積算みたいな根拠がないというのは、ちょっと今、ざっくりとした話なんだけど、ランドセルと標準服とかって考えたときに、最終的に５万、10万というのは、こんなもんだろうというような感じでこれは単価決めたということ、そういうことでいいの。だってそういう答弁なっちゃうよ、これ、負担率を言ってないんだから、ああ、軽減率を。

○山田委員長　宮原学務課長。

○宮原学務課長　例えばですね、ランドセルの単価であれば、ランドセルの、すいません、業界のほうが出している単価表をちょっと拾ってきまして、おおよそ平均単価にしてしまうとかなり大きい、今、高いんですね。大分大きくなるんですけれども、じゃあ、ボリュームゾーンで幾らぐらいが妥当な線だろうということで、そこで検討した中で、単純に平均値で出してしまうと、いろいろな高いものを、少ない方がたくさん高いもの、少ない方が高いものを買っていて、あとずれてしまうので、ボリュームゾーンの金額で見て約５万円というふうにしたもの。で、制服については、同様に制服の金額を拾ってきまして、そういうのを平均値を基準に考えて、それ以外に通学かばんであったりとかというのが大体幾らぐらいだねというのを積み上げて10万という形を考えております。

○山田委員長　金子委員。

○金子委員　ただ、そのね、今、部長はううんって、違うって、僕が言っているときに首振っておられましたけども、振っておられましたけども、やっぱりね、説明としては、これぐらい負担、負担軽減事業と言っているんですからね、平均っていうのはこれぐらいのものを想定して、これぐらい軽減できるんですよというような説明がね、私は必要だと思う。なぜかというと、就学援助の中で新入学用品費では積算があって、これは保障しますというのは明確にあるわけですよね。だから、それとの比較というのは、どうしたって収入認定の問題ちょっと出てきますけども、違う、位置づけ違うんだと言うならば、その説明がないと、先ほど詳細はこれから決めるって言ったけども、それやるときに、さっき所得になるとかね、１月１日の所得をどう見るかとかね、新入学用品費、就学援助の場合は前倒し支給していますから、前年課税所得で決めるわけですよね。だから、どういう段階の所得でやるのかとかね、ということとか考えると、ちょっと非常な複雑な話にこれなってきて、申請するときに何か悩ましい話になるんじゃと思う。

それはちょっとそういうふうに言っておいて、ちょっと最後、もう今日時間ないんで１個だけね。

○山田委員長　はい。

○金子委員　ページだとね、297ページで、学校施設快適性事業、これはですね、私たち長い間、率直に言って、阪神大震災の以降から学校調査をやって学校の改善というのを求めてきました。地元の中学校のＰＴＡの広報紙が、この間、届いて、こういう声ですね。去年、改装工事をしてきれいになったから、この学校がとても好きですと。校舎がきれいだと、その教科の授業に集中して取り組めるとかですね、この学校を何で好きなのか、とてもトイレがきれいだから。それから、体育館のエアコンもクーラーがよく効いて、とてもこの体育館が好きだと、この学校のね。快適性事業が特別教室まで来ましたよね。教育環境の平等、最善化やってきてね、こういう声、寄せられています。とても私たちうれしいし、所管やっているところも、予算つけた区長もね、とってもうれしいと思うんです、こういう声。どうですか、一言答弁もらいたい。

○山田委員長　一言……、それでは、５時、５時になりましたので、今日のところはここで終了とさせていただきます。

なお、金子委員は御自身の持ち時間を超過しましたので、あとは会派の中で御調整ください。

お疲れさまでした。

午後　　５時００分　散会